年	月	円	円	円	円	円
明治二八	六	—	三〇、六二七、〇〇〇・〇〇〇	二〇、六七二、〇七一・〇〇〇	一三、五八六、〇七八・〇〇〇	六四、八八五、一四九・〇〇〇
	一二	—	三一、五一〇、八〇〇・〇〇〇	一八、九〇九、七三三・〇〇〇	九、九五〇、二六四・〇〇〇	六〇、三七〇、七九七・〇〇〇
二九	六	—	八〇、九五二、八〇〇・〇〇〇	二一、〇三五、四九一・〇〇〇	五、一九二、七八八・〇〇〇	一〇七、一八一、〇七九・〇〇〇
	一二	—	九〇、九三五、四七一・〇〇〇	一八、九七二、三六七・〇〇〇	三三、八二三、三五四・〇〇〇	一三二、七三〇、一九二・〇〇〇
三〇	六	—	七五、九三六、五三一・〇〇〇	一五、九四五、一八四・〇〇〇	二七、五五五、三五九・〇〇〇	一一九、四三七、〇六四・〇〇〇
	一二	六三、三三五、三一九・〇〇〇	三三、五八七、九四三・〇〇〇	一、三四八、二二一・〇〇〇	—	九八、二六一、四七三・〇〇〇
三一	六	四四、五四八、五三一・〇〇〇	一九、二七一、八六五・〇〇〇	—	—	六三、八二〇、三八六・〇〇〇
	一二	六五、五一三、四七一・〇〇〇	二四、〇五六、七六八・〇〇〇	—	—	八九、五七〇、二三九・〇〇〇
三二	六	七一、八六八、二六六・〇〇〇	二九、四三三、六六七・〇〇〇	—	—	一〇一、三一一、九三三・〇〇〇
	一二	七四、〇〇一、四三五・〇〇〇	二九、一四〇、七三四・〇六〇	—	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一一〇、一四一、一六九・〇六〇
三三	六	四七、九三一、六六三・〇〇〇	二七、〇九〇、九六九・〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七九、〇三一、六三二・〇〇〇
	一二	三五、三六七、八四二・〇〇〇	二九、九八一、二八六・七一〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六七、三四九、一三八・七一〇
三四	六	三五、三〇八、五九五・〇〇〇	二六、〇三九、七四七・〇三〇	—	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六一、八四八、三四二・〇三〇
	一二	四一、一三一、一五三・〇〇〇	二七、七三六、二一七・九五〇	—	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七一、三五八、三七〇・九五〇
三五	六	四八、三三二、三一八・〇〇〇	二七、七二五、四二三・八五〇	—	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七七、五四七、七四〇・八五〇
	一二	七一、八六九、一三一・〇〇〇	三六、二四九、六八六・二三〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇九、一一八、八一七・二三〇
三六	六	七二、六一一、七三〇・〇〇〇	四〇、三九七、九〇二・二三〇	—	—	一一三、〇〇九、六三二・二三〇
	一二	八一、三二七、五六七・〇〇〇	三五、六三四、六一七・〇六〇	—	—	一一六、九六二、一八四・〇六〇
三七	六	二四、一〇九、三〇七・〇〇〇	六八、六八四、五二七・一九〇	—	—	九二、七九三、八三四・一九〇
	一二	一七、二七五、五四三・〇〇〇	六二、六二九、一八三・二〇〇	—	三、六七八、五〇〇・〇〇〇	八三、五八一、二三六・二〇〇
三八	六	三〇、三三一、三三〇・〇〇〇	七七、四〇一、七九〇・三九〇	—	—	一〇七、七三三、〇一〇・三九〇
	一二	二六、八九八、〇九五・〇〇〇	八八、六九六、九三一・四八〇	—	—	一一五、五九五、〇二六・四八〇
三九	六	二八、五九九、八三三・〇〇〇	一一五、〇二一、九七五・〇五〇	—	—	一四三、六二一、七九七・〇五〇
	一二	二一、〇〇六、八三一・〇〇〇	一三六、一九五、二九四・二三〇	—	—	一四七、二〇三、一二五・二三〇

年	月					
四〇	六	三三、六六〇、一五六・〇〇〇	一一四、四三一、七八〇・二〇〇	—	—	一四八、〇九一、九三六・二〇〇
	一二	二九、〇九八、二四四・〇〇〇	一三三、六四三、八八七・二八〇	—	—	一六二、七四二、一三一・六八〇
四一	六	四〇、四三一、二〇三・〇〇〇	一一〇、六三三、六二七・三九〇	—	—	一五一、〇六四、八三〇・三九〇
	一二	四九、三三〇、四〇九・〇〇〇	一三〇、一八四、一〇四・七四〇	—	—	一六九、五〇四、五一三・七四〇
四二	六	五八、七九三、九七五・〇〇〇	一四一、九六三、〇五五・〇〇〇	—	—	二〇〇、七五七、〇三〇・〇〇〇
	一二	七三、三六八、七二七・〇〇〇	一四四、四七四、五四八・〇〇〇	—	—	二一七、八四三、二七五・〇〇〇
四三	六	九五、二二八、九八〇・〇〇〇	一四七、四三一、五五五・〇〇〇	—	—	二四二、六五〇、五三五・〇〇〇
	一二	九二、八八七、一〇〇・〇〇〇	一三九、四九五、三六五・〇〇〇	—	—	二三二、三八二、四六五・〇〇〇
四四	六	九九、四八六、二〇三・〇〇〇	一一八、〇八一、二九七・〇〇〇	—	—	二一七、五六七、五〇〇・〇〇〇
	一二	九六、八三四、七八五・〇〇〇	一三二、三一九、四三五・〇〇〇	—	—	二二九、一五四、二三〇・〇〇〇
大正元	六	九九、六九八、六八六・〇〇〇	一三〇、三七九、七一四・〇〇〇	—	—	二三〇、〇七八、七〇〇・〇〇〇
	一二	一〇六、四四七、四八八・〇〇〇	一四〇、五七五、八九二・〇〇〇	—	—	二四七、〇二三、三八〇・〇〇〇
二	六	一〇一、六五六、二九九・〇〇〇	一一七、九二七、五〇一・〇〇〇	—	—	二一九、五八三、八〇〇・〇〇〇
	一二	一〇三、五六八、九七四・〇〇〇	一三一、七九六、九〇六・〇〇〇	—	—	二三四、三六五、八八〇・〇〇〇
三	六	一〇三、〇六二、二三〇・〇〇〇	一一七、三五四、三四五・〇〇〇	—	—	二二〇、四一六、五七五・〇〇〇
	一二	九七、二四七、六五八・〇〇〇	一三〇、九八九、三四三・〇〇〇	—	—	二二八、二三七、〇〇〇・〇〇〇
四	六	九二、〇二八、二八九・〇〇〇	一三五、七四〇、五一一・〇〇〇	—	—	二二七、七六八、八〇〇・〇〇〇
	一二	八六、八一九、五七五・〇〇〇	一六一、五九八、二三五・〇〇〇	—	—	二四八、四一七、八〇〇・〇〇〇
五	六	九六、五八七、一〇二・〇〇〇	一七四、〇三〇、四一八・〇〇〇	—	—	二七〇、六一七、五三〇・〇〇〇
	一二	九六、九一五、六〇八・〇〇〇	三一三、六〇三、三九二・〇〇〇	—	—	四一〇、五一九、〇〇〇・〇〇〇
六	六	一一五、八六六、六一七・〇〇〇	三七〇、六五三、四四三・〇〇〇	—	—	四八六、五三〇、〇五〇・〇〇〇
	一二	一三七、〇〇六、二六二・〇〇〇	五一二、六二一、八七八・〇〇〇	—	—	六四九、六二八、一四〇・〇〇〇
七	六	一九七、四六二、四九三・〇〇〇	四四七、九三五、五五七・〇〇〇	—	—	六四五、三九八、〇五〇・〇〇〇
	一二	二〇一、一四九、二四二・〇〇〇	五二一、七七六、〇四八・〇〇〇	—	—	七二三、九二五、二九〇・〇〇〇

期末	保証準備							合計
	各種公債	大藏省證券	鐵道證券	政府證券	證券	商業手形	小計	
大正六年一二月末	二三二、九一〇、三〇〇、〇〇〇円							四八二、三九二、一三五、八〇〇、〇〇〇円
大正七年六月末	二三七、七五二、〇六〇、〇〇〇							七二四、二三三、九四四、〇〇〇
大正七年一二月末	二三九、八二四、七〇五、〇〇〇							七三九、四七八、五六五、〇〇〇
大正八年六月末	二四八、八三九、八五〇、〇〇〇							九九七、八四八、九九〇、〇〇〇
大正八年一二月末	二四九、五二四、四一九、〇〇〇							九六九、三八一、七八一、五〇〇
大正九年六月末	二四九、五八一、七八八、〇〇〇							九九五、九九二、二四七、〇〇〇
大正九年一二月末	二四九、五五一、五一〇、〇〇〇							九七三、八三三、三一〇、〇〇〇
大正一〇年六月末	一八三、四一三、五五〇、〇〇〇							八八〇、四七三、二七〇、〇〇〇
大正一〇年一二月末	一八三、五一六、七一五、〇〇〇							八六九、七二一、四九三、〇〇〇
大正一一年六月末	一八三、四九八、六九一、〇〇〇							八七三、九七三、二七八、〇〇〇
大正一一年一二月末	二〇四、六五六、八三二、〇〇〇							八五六、八三三、五四三、〇〇〇
大正一二年六月末	二四〇、四三三、一三三、〇〇〇							八〇八、五六八、八二六、〇〇〇
大正一二年一二月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
大正一三年六月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
大正一三年一二月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
大正一四年六月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
大正一四年一二月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
昭和元年六月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
昭和元年一二月末	二四〇、四三五、一七四、〇〇〇							八〇八、五六八、八三五、〇〇〇
明治一八年六月末	六四四、七〇〇、〇〇〇						六四四、七〇〇、〇〇〇	七〇五、三七二、五七〇、〇〇〇
明治一八年一二月末	七、九八三、七三五、〇〇〇						七、九八三、七三五、〇〇〇	九五一、九七八、〇四一、〇〇〇
明治一九年六月末	二、〇八六、五七七、七〇〇						二、〇八六、五七七、七〇〇	九九七、三〇五、二七一、〇〇〇

期末	保証準備							合計
	各種公債	大藏省證券	鐵道證券	政府證券	證券	商業手形	小計	
明治二〇年一二月末	一五、三五三、五三一、九〇〇円							三、八四一、〇〇〇、〇〇〇円
明治二一年六月末	一六、五七〇、八九八、八〇〇							五、三四四、〇〇〇、〇〇〇
明治二一年一二月末	一五、四七二、一〇〇、〇〇〇	二、四三〇、〇〇〇、〇〇〇						一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
明治二二年六月末	一五、八六六、四五〇、〇〇〇							六八三、一九九、八五〇、〇〇〇
明治二二年一二月末	一三、四七六、四五〇、〇〇〇							三、一二四、二六二、〇〇〇
明治二三年六月末	一三、四七六、四五〇、〇〇〇							四、六三二、一六一、〇〇〇
明治二三年一二月末	一六、〇八一、九五〇、〇〇〇							四、六三二、一六一、〇〇〇
明治二四年六月末	一四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二四年一二月末	一二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二五年六月末	七、七五〇、〇〇〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二五年一二月末	一六、九五五、〇八二、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二六年六月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二六年一二月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二七年六月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二七年一二月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二八年六月末	一九、四三五、〇八八、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二八年一二月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二九年六月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治二九年一二月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治三〇年六月末	一七、九〇五、七四〇、〇〇〇							三、七三七、四六八、〇〇〇
明治三〇年一二月末	三三、八三五、二六四、〇〇〇							三、八四六、五八二、〇〇〇
明治三一年六月末	三一、三六四、二六〇、〇〇〇							三、八四六、五八二、〇〇〇

年　月	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三二　六	三五、四六五、七八八・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七、六三三、三三〇・〇〇〇	二六、一七二、三一〇・〇〇〇	九一、二六〇、四二六・〇〇〇	一九二、五七二、三六一・〇〇〇
一二	二三、八〇六、七八八・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一三、三一五、八四二・〇〇〇	八二、二九七、二四〇・九四〇	一四〇、四一九、八七〇・九四〇	二五〇、五六二、〇四〇・〇〇〇
三三　六	二七、五六二、五八八・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一一、六二九、七八一・〇〇〇	七五、五五五、七三七・〇〇〇	一三六、七四八、一〇六・〇〇〇	二一五、七七〇、七三八・〇〇〇
一二	二八、七一六、六一五・〇〇〇	—	—	三四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	九、六一八、九二〇・〇〇〇	八八、八八五、三六八・二九〇	一六一、二三〇、九〇三・二九〇	二二八、五七〇、〇三三・〇〇〇
三四　六	四四、二〇七、七五一・〇〇〇	—	—	三三、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五、二八八、八〇九・〇〇〇	五二、一五四、八二六・九七〇	一三五、一五一、三八六・九七〇	一九六、九九九、七二九・〇〇〇
一二	三五、二九〇、〇六三・〇〇〇	六、四九五、四〇〇・〇〇〇	—	六二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三、九二三、五四八・〇〇〇	三五、〇三〇、三八四・〇五〇	一四二、七三八、三九三・〇五〇	二〇四、〇九六、七六六・〇〇〇
三五　六	四四、八六二、九五七・五〇〇	一〇、八四二、一〇〇・〇〇〇	—	四一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二、八六五、〇八七・〇〇〇	一八、八四五、二三八・六五〇	一一八、四一五、三八三・一五〇	一九五、九六三、一三四・〇〇〇
一二	三八、六三八、二二四・五〇〇	九、二六三、四〇〇・〇〇〇	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三、〇七六、九七六・〇〇〇	二一、九九六、九六九・二八〇	一三三、九七五、五五九・七八〇	二三三、〇九四、三七七・〇〇〇
三六　六	四四、一四一、七五〇・〇〇〇	二、三四五、〇〇〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二、〇三一、九六五・〇〇〇	一七、一三七、〇四九・七七〇	九七、六五五、七六四・七七〇	二一〇、六六五、三八七・〇〇〇
一二	三八、四二一、三六七・五〇〇	—	—	四三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、七三一、〇五四・〇〇〇	三二、八〇五、九五七・四四〇	一一五、九五八、三七八・九四〇	二三二、九三〇、五六三・〇〇〇
三七　六	二三、四三二、九〇〇・三〇〇	—	—	七六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二、七八三、四四三・〇〇〇	一九、〇六二、五七九・五一〇	一三九、二七八、九三三・八一〇	二三三、〇七二、七五七・〇〇〇
一二	二六、七七九、三〇六・五五〇	—	—	一一六、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三、五四三、九七七・〇〇〇	三七、三二一、二四二・二五〇	二〇三、〇四四、五三三・八〇〇	二八六、六二五、七五三・〇〇〇
三八　六	二九、二五七、四五一・二九〇	四、七五〇、〇〇〇・〇〇〇	—	六八、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二四、七四五、九二三・〇〇〇	三〇、五三八、〇九〇・三三〇	一五七、七八一、四六三・六一〇	二六五、五一四、四七四・〇〇〇
一二	四二、五八九、二七八・四三〇	三六、〇〇五、〇〇〇・〇〇〇	—	七〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三、九八六、〇〇〇・〇〇〇	二五、六一五、五一四・〇九〇	一九七、一九五、七九二・五三〇	三一二、七九〇、八一九・〇〇〇
三九　六	五七、七二二、八六六・八四〇	二〇、八六二、九五〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二〇、九六九、〇〇〇・〇〇〇	九、四〇〇、六六五・一一〇	一三〇、九五四、四八一・九五〇	二七四、五七六、三七九・〇〇〇
一二	七五、〇五六、六〇一・三三〇	二九、五七九、二〇〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三一、〇三六、二五一・六〇〇	三六、八九一、九八五・八六〇	一九四、五六四、〇三八・七八〇	三四一、七六六、一六四・〇〇〇
四〇　六	七一、四八四、〇四二・四五〇	一八、一九九、一五〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二四、五三二、〇〇〇・〇〇〇	四八、五三八、七七七・三五〇	一八四、七七三、九六九・八〇〇	三三二、八五五、九〇六・〇〇〇
一二	七〇、〇四三、二六〇・四四〇	二五、八七六、一〇〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二三、三三三、〇〇〇・〇〇〇	六六、九八九、六一九・二八〇	二〇八、二四一、九七九・七三〇	三六九、九八四、一一一・〇〇〇
四一　六	五二、四〇五、四九二・四五〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二六、〇一六、〇〇〇・〇〇〇	五一、三三〇、七九八・一六〇	一五一、六四三、二九〇・六一〇	三〇二、七〇七、一一一・〇〇〇
一二	五八、八三七、二四八・八七〇	一四、七七六、三〇〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四五、九一九、九四四・四四〇	四一、六九六、二六四・四五〇	一八三、三三九、七五七・七六〇	三五二、七三四、二七一・五〇〇
四二　六	四五、三一一、七八八・〇〇〇	一、六一五、〇〇〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二〇、八五三、〇〇〇・〇〇〇	一四、二〇三、一三三・〇〇〇	一〇三、九八三、九三二・〇〇〇	三〇四、七三九、九五一・〇〇〇
一二	三一、八〇二、七〇〇・〇〇〇	六、六一一、〇五〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六八、八三六、〇〇〇・〇〇〇	五、六七〇、一七六・〇〇〇	一三四、九一九、九三六・〇〇〇	三五二、七六三、二〇一・〇〇〇
四三　六	三八、一四六、六二〇・〇〇〇	三、七三三、〇五〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三〇、七一〇、五三六・五〇〇	—	九四、五八〇、一九六・五〇〇	三三七、二三〇、七三一・五〇〇
一二	四〇　三三六、六八〇・〇〇〇	四九、〇六〇、八五〇・〇〇〇	—	三〇、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四〇、二〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、八五四、九三三・〇〇〇	一七九、二四三、四六三・〇〇〇	四〇一、六二四、九二八・〇〇〇

四四　六	四八、六一二、三七五・〇〇〇	一三、五〇二、九五〇・〇〇〇	—	四二、七三〇、〇〇〇・〇〇〇	三六、七六四、七九六・五〇〇	—	一四〇、六〇九、一三一・五〇〇	三五八、一七六、六三一・五〇〇
一二	四五、四九八、五八〇・〇〇〇	五〇、〇〇八、〇〇〇・〇〇〇	—	四七、六六〇、〇〇〇・〇〇〇	四五、六三六、〇六六・〇〇〇	一五、四四二、二五〇・〇〇〇	二〇四、二四四、八九六・〇〇〇	四三三、三九九、一一六・〇〇〇
大正元　六	四九、九九四、〇六〇・〇〇〇	二〇、五〇七、六五〇・〇〇〇	一四、〇三五、九八六・〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三六、三三八、二五一・〇〇〇	一八、八六〇、〇〇〇・〇〇〇	一六一、七三五、九四七・〇〇〇	三八一、八〇四、六四七・〇〇〇
一二	三〇、一六五、七三〇・〇〇〇	一七、七〇七、一四五・〇〇〇	二六、九八二、〇八〇・〇〇〇	二五、九八〇、〇〇〇・〇〇〇	五八、五四九、九七二・五〇〇	四〇、五一三、四〇〇・〇〇〇	二〇一、八九八、三二七・五〇〇	四四八、九二一、七〇七・五〇〇
二　六	三六、二五二、九〇〇・〇〇〇	—	—	三五、一五〇、〇〇〇・〇〇〇	四九、六九〇、四一三・五〇〇	三〇、三三五、六七七・〇〇〇	一五一、四一八、九九〇・五〇〇	三七一、〇〇三、七九〇・五〇〇
一二	三九、六八三、一〇五・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	九二、八三九、七二三・五〇〇	四七、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二〇三、〇三二、八二七・五〇〇	四二六、三八八、七〇七・五〇〇
三　六	四六、三八六、〇九五・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四四、六七六、一五四・五〇〇	二八、七九二、〇〇〇・〇〇〇	一四一、八五四、二四九・五〇〇	三六二、二七〇、八二四・五〇〇
一二	四九、八二三、六一〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七七、六二九、四八六・〇〇〇	一七、九〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一六七、三五二、〇九六・〇〇〇	三八五、五八九、〇九六・〇〇〇
四　六	四五、一六六、九六五・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五二、五一一、六九六・〇〇〇	—	一一九、六七八、六六一・〇〇〇	三三七、四四七、四六一・〇〇〇
一二	一九、〇八〇、〇〇〇・〇〇〇	六、三三三、六五〇・〇〇〇	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一一九、七九五、三一〇・五〇〇	一四、五一一、二五〇・〇〇〇	一八一、七二〇、二一〇・五〇〇	四三〇、一三八、〇一〇・五〇〇
五　六	四六、八二八、四五〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七六、八九八、二〇四・〇〇〇	三、九八六、五〇〇・〇〇〇	一五八、七一三、一五四・〇〇〇	四二九、三三〇、六七四・〇〇〇
一二	一五、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一五三、四〇五、四一〇・五〇〇	—	一九〇、七〇五、四一〇・五〇〇	六〇一、三三四、四一〇・五〇〇
六　六	二六、一九〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七一、二〇七、九八七・五〇〇	—	一一九、三九七、九八七・五〇〇	六〇五、九一八、〇四七・五〇〇
一二	一八、九〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一四〇、八五三、七一七・〇〇〇	—	一八一、七五三、七一七・〇〇〇	八三一、三七一、八五七・〇〇〇
七　六	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一三三、〇七〇、三三三・五〇〇	—	一六四、〇七〇、三三三・五〇〇	八〇九、四六八、三七三・五〇〇
一二	一八、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三三七、八六一、七八五・〇〇〇	五三、三五二、〇〇〇・〇〇〇	四三二、八一三、七八五・〇〇〇	一、一四四、七三九、〇七五・〇〇〇
八　六	一六、六四〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三三六、三〇二、二七〇・五〇〇	—	三七四、九四三、二七〇・五〇〇	一、〇八〇、三一四、八四〇・五〇〇
一二	四八、四四四、七〇〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二五二、二四一、〇六九・五〇〇	二八〇、四三八、七一三・〇〇〇	六〇三、二二四、四八二・五〇〇	一、五五五、一〇〇、五三三・五〇〇
九　六	三六、五七二、三三〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二〇八、八三〇、二〇九・五〇〇	一〇二、三五九、六五〇・〇〇〇	三六九、七六二、一七九・五〇〇	一、三四九、〇六五、四四九・五〇〇
一二	七〇、〇一三、九一〇・〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四三、六四一、五三五・五〇〇	五六、八九七、四〇〇・〇〇〇	一九二、五五一、八四五・五〇〇	一、四三九、二四〇、六八五・五〇〇
一〇　六	—	—	—	—	—	—	—	一、二二八、八四三、二〇〇・五〇〇
一二	四七、三五八、三五七・五〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六二一、一五六、六八二・二〇〇	一六九、四五六、七三三・三〇〇	三〇〇、九七一、七七三・〇〇〇	一、五四六、五四五、八〇八・〇〇〇
一一　六	七三、五四五、〇〇〇・〇〇〇	—	—	三九、二〇二、四五四・五六〇	八、四〇六、一九七・九四〇	—	一二二、一五三、六五三・五〇〇	一、三四四、五七八、四七三・五〇〇
一二	—	—	—	三六、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二二三、〇〇三、五八七・〇三〇	二四六、二二一、八四〇・四七〇	四九四、五一五、四二七・五〇〇	一、五五八、四〇三、二四七・五〇〇

(二)　正貨準備及保證準備所在地別表

年月末	正貨準備 在外準備	正貨準備 内地準備	正貨準備 小計	保證準備 在外保證	保證準備 内地保證	保證準備 小計	合計	備考
明治二九年五月末	五〇、〇〇〇千円	五六、三五八千円	一〇六、三五八千円				一九八、九九九円	
三〇年五月末		八〇、八四〇	一二三、七三〇				二四、〇六一、九一〇円	
三一年六月末		一一七、三八一	一二七、三八一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三二年六月末		九八、一六一	九八、一六一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三三年六月末		六三、八二〇	六三、八二〇				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三四年六月末		八九、五七一	八九、五七一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三五年六月末		一〇一、三一一	一〇一、三一一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三六年六月末		一一〇、一四二	一一〇、一四二				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三七年六月末		七九、〇三三	七九、〇三三				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三八年六月末		六七、三四九	六七、三四九				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三九年六月末		一三、七三〇	一三、七三〇				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
四〇年六月末		一二七、三八一	一二七、三八一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
四一年六月末		九八、一六一	九八、一六一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
四二年六月末		六三、八二〇	六三、八二〇				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
四三年六月末		八九、五七一	八九、五七一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
四四年六月末		一〇一、三一一	一〇一、三一一				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
大正元年六月末		一一〇、一四二	一一〇、一四二				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
二年六月末		七九、〇三三	七九、〇三三				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
三年六月末		六七、三四九	六七、三四九				二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	

年月末	正貨準備 在外準備	正貨準備 内地準備	正貨準備 小計	保證準備 在外保證	保證準備 内地保證	保證準備 小計	合計	備考
大正二年六月末		六二、八四八千円	六二、八四八千円	九、〇〇〇千円	一二、六一五千円	二一、六一五千円	八三、四六三円	
三年六月末		七一、三五八	七一、三五八	九、〇〇〇	一三、一五六	二二、一五六	九三、五一四	
三四年六月末		七七、五四七	七七、五四七	九、〇〇〇	一〇、四一五	一九、四一五	九七、一六二	
三五年六月末		一〇九、一一八	一〇九、一一八	一四、七七五	一一、三五九	二六、一三四	一三五、二五二	
三六年六月末		一二三、〇九三	一二三、〇九三	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一四九、九六三	
三七年六月末		一三〇、〇七九	一三〇、〇七九	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一五六、九五〇	
三八年六月末		八三、五八一	八三、五八一	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一一〇、四五一	
三九年六月末		二〇、〇六四	二〇、〇六四	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	四七、〇三四	
四〇年六月末		一一七、三八一	一一七、三八一	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一四四、二五一	
四一年六月末		九八、一六一	九八、一六一	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一二五、〇三一	
四二年六月末		六三、八二〇	六三、八二〇	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	八九、六九一	
四三年六月末		八九、五七一	八九、五七一	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一一六、四四一	
四四年六月末		一〇一、三一一	一〇一、三一一	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一二八、一八一	
大正元年六月末		一一〇、一四二	一一〇、一四二	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一三六、〇一二	
二年六月末		七九、〇三三	七九、〇三三	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	一〇五、九〇三	
三年六月末		六七、三四九	六七、三四九	一四、七七五	一二、〇九五	二六、八七〇	九四、二一九	

年月末	在外準備	在外保證	合計
二月末	一、三六二千円		
三月末	二、九八九		
四月末	一、四八四		
七月末	一、四九八		
八月末	二、一九五		
九月末	二、一六八		

年	月	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
大正二	六	九一、六〇六	一三七、九七七	二二九、五八三	—	一五一、四一八	一五一、四一八	三七一、〇〇一
	一二	九四、四一三	一三九、九五三	二三四、三六五	三〇、二四〇	一七一、七八三	二〇三、〇三三	四二六、三八七
三	六	八九、八〇四	一三〇、六二一	二三〇、四一五	—	一四一、八五四	一四一、八五四	三六二、二六九
	一二	九〇、二八四	一三七、九五二	二二八、二三六	二〇、一六〇	一四七、一九三	一六七、三三三	三八五、五八八
四	六	九七、〇〇九	一三〇、七五九	二一七、七六八	二八、八一三	九〇、八六六	一一九、六七八	三三七、四四六
	一二	二一一、七四九	一三六、六六七	二四八、四一六	六九、二三七	一一三、四九三	一八一、七三〇	四三〇、一三六
五	七	九七、〇〇九	一七三、六〇八	二七〇、六一七	二三、八四五	一三四、八六八	一五八、七一三	四二九、三三〇
	一二	一八三、〇五三	二二七、四六五	四一〇、五一八	一八、二四〇	一七二、四六五	一九〇、七〇五	六〇一、三三三
六	六	一七三、〇五三	三一三、四六六	四八六、五一九	—	一一九、三九七	一一九、三九七	六〇五、九一六
	一二	一八八、二七九	四六一、三三八	六四九、六一七	—	一八一、七五三	一八一、七五三	八三一、三七〇
七	六	一八八、二七九	四五七、一一八	六四五、三九七	—	一六四、〇七〇	一六四、〇七〇	八〇九、四六七
	一二	二六〇、三三七	四五二、五八七	七一二、九二四	—	四三一、八一三	四三一、八一三	一、一四四、七三七
八	六	二六六、一九三	四三九、一七八	七〇五、三七一	—	三七四、九四三	三七四、九四三	一、〇八〇、三一三
	一二	二四九、九六〇	七〇二、〇一六	九五一、九七六	—	六〇三、一三四	六〇三、一三四	一、五五五、一〇〇
九	六	二三二、六五七	七四六、六四五	九七九、三〇二	—	三六九、七六三	三六九、七六三	一、三四九、〇六四
	一二	一三三、四一〇	一、一一三、二七八	一、二四六、六八八	—	一九二、五五一	一九二、五五一	一、四三九、二三九
一〇	六	一二九、二五四	一、〇八九、五八八	一、二二八、八四二	—	—	—	一、三二八、八四二
	一二	一〇六、三九〇	一、一三九、一八三	一、二四五、五七三	—	三〇〇、九七一	三〇〇、九七一	一、五四六、五四四
一一	六	八八、二九〇	一、一三五、一三四	一、二三三、四二四	—	一三一、一五三	一三一、一五三	一、三四四、三五七
	一二	—	一、〇六三、八八六	一、〇六三、八八六	—	四九四、五一五	四九四、五一五	一、五五八、四〇一
一二	六	—	一、〇五三、二七九	一、〇五三、二七九	—	三一八、〇一四	三一八、〇一四	一、三七一、二九三
	八	—	一、〇五三、〇七一	一、〇五三、〇七一	—	二三四、七六四	二三四、七六四	一、二六七、八三三

（三）兌換券發行總高に對する正貨準備割合表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治一八	割 —	割 —	割 —	割 —	割 一〇・六一	割 一〇・六八	割 一〇・〇〇	割 九・四二	割 八・一四	割 九・〇四	割 八・六五	割 八・三七
一九	八・五九	六・四五	五・四六	五・一五	五・七九	五・八一	五・六六	五・二九	五・四八	五・一八	五・七五	六・〇三
二〇	五・七五	五・九一	五・八四	六・〇三	五・八〇	五・五七	五・一八	五・〇八	五・二三	五・一七	五・一三	五・九一
二一	五・八九	四・九三	五・一二	五・一〇	五・三五	六・〇二	六・〇二	六・二八	六・三六	六・六六	六・五七	六・八五
二二	六・九〇	六・八六	六・九五	六・八七	六・九三	七・一四	七・〇二	六・九八	七・〇五	七・一四	七・一六	七・二六
二三	七・二五	七・三三	七・〇八	七・〇三	六・九九	六・九六	六・八三	六・四三	五・八六	四・四六	四・五四	四・三四
二四	四・二五	四・二五	四・二三	四・四二	四・九四	五・四七	五・二六	五・二〇	五・三一	五・三九	五・六五	五・四六
二五	五・六五	五・八九	五・九二	五・八二	六・三一	六・一八	六・三二	六・一三	六・一三	六・三一	六・四八	六・四五
二六	六・四三	六・六二	六・七三	六・七八	七・三四	七・〇八	六・六八	六・三四	六・二六	六・一九	六・〇九	五・七八
二七	五・七四	五・八七	五・八五	五・九三	六・〇六	五・六二	五・三三	五・六一	五・六一	五・五四	五・四一	五・四五
二八	五・六七	五・五七	五・三五	五・一六	四・九九	四・五三	四・五四	四・四三	四・四三	四・一七	三・九五	三・三五
二九	三・二一	三・三二	三・五二	三・五九	六・四一	六・二四	六・二三	六・三二	六・二五	六・二九	六・三四	六・六九
三〇	六・四〇	六・四四	六・〇五	六・〇二	六・二五	六・一三	五・五二	五・三四	四・八一	四・五二	四・四七	四・三四
三一	四・三二	四・二八	三・八一	三・四八	三・六二	三・五五	四・二八	四・七五	五・二三	四・九一	五・〇八	四・五四
三二	四・八二	五・三七	五・一九	五・三四	五・七〇	五・二六	四・九四	四・八〇	四・六三	四・六四	四・八九	四・四〇
三三	四・二三	四・六七	四・二五	四・一一	四・二七	三・六六	三・五四	三・五二	三・五九	三・三九	三・二五	二・九五
三四	三・一三	三・〇四	三・三一	三・二四	三・二九	三・一四	三・三七	三・二七	三・六四	三・五八	三・六三	三・三三
三五	三・四七	三・八〇	三・九七	四・一三	四・三一	三・九六	四・一二	四・二六	四・四三	四・四四	四・七四	四・七〇
三六	四・八一	五・三二	五・一七	五・三三	五・八一	五・三六	五・七〇	五・二九	五・六五	五・五七	五・六八	五・〇二
三七	四・九四	四・五五	四・三二	四・〇六	三・四一	四・〇〇	四・七一	四・八八	四・五八	四・一三	三・四二	二・九二

明治三八	四割・三五	四割・五四	四割・〇七	四割・二二	四割・九〇	四割・〇六	四割・〇六	三割・九七	三割・九六	三割・八七	三割・七五	三割・七〇
三九	四・四六	四・七四	四・五六	四・七六	五・七一	五・二三	五・四五	五・〇五	五・二七	五・一三	五・〇〇	四・三一
四〇	四・五四	四・五八	四・五五	四・六八	四・七五	四・四五	四・六四	四・三八	四・三八	四・四八	四・五四	四・三七
四一	四・二三	四・八三	四・八四	五・二九	五・三二	四・九九	五・二一	五・三二	五・二八	五・二三	五・六四	四・八一
四二	五・六三	六・一六	六・一七	六・七五	七・〇〇	六・五九	六・九四	六・六六	七・三九	七・三八	七・四三	六・一八
四三	六・七五	六・九五	六・六七	七・一八	七・八五	七・二〇	七・三〇	七・〇四	六・八一	六・六五	六・七一	五・五四
四四	五・八四	六・五五	六・二七	六・七一	六・五四	六・〇七	六・二六	六・〇八	六・〇七	五・八五	六・〇三	五・二九
大正元	五・九一	六・二二	六・二三	六・五三	六・四九	五・七六	六・〇九	五・八九	五・九二	五・七一	五・六五	五・三〇
二	五・六二	六・二九	五・八一	六・〇五	五・九九	五・九二	六・一八	六・一七	六・〇二	五・九三	六・一六	五・二六
三	五・九七	六・四六	六・三八	六・八五	六・八六	六・〇八	六・五四	六・〇三	六・四一	六・四〇	六・六四	五・六六
四	六・四九	六・七八	六・六二	六・八六	六・八七	六・四五	六・六三	六・二八	六・二六	六・三〇	六・三六	五・七八
五	六・四三	七・一八	六・九七	七・二四	七・一六	六・三〇	六・八八	六・七四	六・八四	六・七六	六・六五	六・八三
六	七・七七	八・三三	八・一三	八・五〇	八・七二	八・〇三	八・五四	八・三八	九・四六	九・三〇	九・〇六	七・八一
七	八・六八	九・二三	九・一〇	九・四〇	九・三六	七・九七	八・三八	七・五九	七・三九	七・二〇	七・六四	六・二三
八	六・九二	七・九〇	七・八七	八・〇四	七・六一	六・五三	七・〇四	六・八八	六・七六	六・七四	七・〇八	六・一三
九	六・八六	六・八九	六・七三	六・七一	七・〇〇	七・二六	八・四一	八・五四	九・二一	九・三七	九・七六	八・六六
一〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八五	八・〇五
一一	九・〇二	九・八二	九・四七	九・九八	一〇・〇〇	九・一〇	九・九七	八・八四	八・六四	八・六四	八・三八	六・八三
一二	八・一三	八・四一	八・五四	八・五四	八・五九	七・六八	八・二四	八・一八	七・二五	七・三三	七・四九	六・二一
一三	六・九五	七・八四	七・八七	七・九六	八・二五	七・六四	八・二三	八・一八	八・一一	七・七八	七・七七	六・三七
一四	七・六二	八・一六	八・二三	八・三四	八・七六	七・四二	八・二〇	七・七一	八・〇〇	七・八一	七・九三	六・四八
昭和元	七・六二	八・一七	八・二八	八・四九	八・八七	七・六二	八・三七	八・四二	八・四九	八・二三	八・二五	六・七四

第四節　兌換・交換及引揚

第一款　兌換及交換

日本銀行兌換券の交換には、兌換券を以て正貨に兌換する場合と、正貨を以て兌換券に交換する場合との二あり。兩者は明に區別せらるべきものなりと雖も、實際上の取扱事務其の他に關しては兩者を一括して規定せる場合多きを以て、本款に於ても亦兩者を併せ記述することと爲すべし。

明治十七年兌換銀行券條例の發布せらるるや、其の第一條・第六條及第七條に於て、兌換券を銀貨に兌換し、金銀貨を兌換券に交換せんことを請求するものあるときは、其の多寡を問はず、同額無手數料を以て日本銀行本支店營業時間中何時にても之を實行すべきことを規定したり。仍て日本銀行は兌換券發行の當初より本店又は大阪支店に於て之が交換の請求に應じ、爾後設立の各支店に於ても亦何れも此の例を趁へり。而して支店に於ける兌換券の引換に供する銀貨は豫め之を本店より回付し置き、以て兌換に支障なからしめんことを期したりと雖も、一時に多額の引換請求を受くるときは、直に之に應ずる能はざるの事情あるに依り、政府は明治十八年五月布告第九號を以て條例第六條に改正を加へ、支店に於ては本店より準備金の到達する時間兌換を猶豫し得ることとせり。其の後三十年十月以降新貨幣法に依る金本位制の實施と共に兌換銀行券條例も改正せられ、日本銀行兌換券は玆に金貨兌換に變じ、且つ從來金銀貨共に兌換券の引換に應じたるを改め、爾後單に金貨を持參して兌換券に引換へんことを請ふものに對してのみ、其の請求に應ずることとせり。而して日本銀

行兌換券の引換には、以上の外、當初は兌換券と政府紙幣相互の交換をも之を存したり。之に就ては初め兌換銀行券發行手續第七條に於て、日本銀行の都合に依り相當の打歩を以て交換するものとし其の打歩の割合を定むるときは、豫め大藏卿の許可を受くべき旨を定められしが、明治十八年五月六日に至り該條項を削除し、爾後兌換券と紙幣相互の交換は、日本銀行の便宜に任ずることとなりしを以て、日本銀行は同月九日兌換券を以て紙幣に交換を請ふものには同價を以てし、紙幣を以て兌換券に交換を請ふものには時價を以てすべき旨を定めたり。尋で政府は可及的速に日本銀行兌換券を以て本邦唯一の流通券たらしめんことを期し、同年六月第十四號布告を以て、政府紙幣は十九年一月一日以降漸次銀貨に交換し、其の回收したる紙幣は之を銷却することとし、其の交換手續は大藏卿之を定め、日本銀行をして該事務の取扱に當らしむべき旨を定めたり。茲に於て日本銀行は同日以降紙幣を以て兌換券に交換を請ふものには同價を以てすると共に、兌換券を以て紙幣に交換を請ふものには、可成之が請求に應ぜざることとし、以て政府の紙幣回收策と背馳せざらんことを期したり。此等の詳細に就ては既に『明治財政史』第十四編中に記述せるを以て、以下に於ては特に必要なる場合の外之に言及することなく、專ら前二者に就き敍說すべし。

先づ日本銀行內部に於ける兌換券の交換事務取扱方を見るに、當初は兌換銀行券の處務規程竝に處務順序、處分順序等に依り、本店に於ては兌換券と金銀貨相互の交換は、金庫局出納課交換係に於て同局銀券課と商議の上、何れも引換元を以て引換へ、兌換券と紙幣相互の交換は、銀券課に於て請求者より交換請求書を差出さしめ、重役の承認を經て夫々の手續を爲すものとし、支店に於ても右に準ずる手續を以て交換事務を了することとせり。尋で十九年三月以後銀行券發行部を置くに及び、交換事務は同部發行課に移り、支店亦之に準じたりしが、其の後二十一年八月銀券發行部を廢して銀券局を設け、越えて三十年十月以降兌換券の金貨兌換に改正せらるるに及び、依然銀券局と稱するに於ては名實伴はざるを以て、同月以後發行局と改稱したる等、局課の變遷に伴ひ兌換券交換事務の取扱方にも多少の變更なきにあらざるも、其の詳細は茲に省略す。而して兌換券の交換事務は、原則として日本銀行本支店の取扱ふ所なりと雖も、支店の設備未だ普からざる時代に於ては、特に他銀行と約定を結び、之を委託せしことなきにあらず。就中橫濱正金銀行に對しては、夙に明治十七年七月十五日橫濱港に於ける兌換券交換事務の委託方を契約し、次で二十六年十月一日以降は神戶港に於ける該事務をも同樣正金銀行神戶支店に委託したり。蓋し橫濱港は外國貿易最も旺盛にして、銀貨の需要頻繁なるの地たるに拘らず、日本銀行支店の設置無きを以てなり。政府も亦其の必要を認めて、明治十八年五月九日日本銀行の兌換券發行開始と共に、大藏卿は同日本銀行をして兌換券發行の事務を取扱はしむるに依り、同行に申付くるに特に日本銀行代理店たることを以てし、且つ該發行事務に就ては總て日本銀行本支店の資格を以て取扱はしむべき旨を達示せり。仍て日本銀行は正金銀行との間に締約すべき約條書の草案を具して大藏卿に稟請の上、同月十一日其の許可を得、二箇年間の期限を以て新に正金銀行と兌換券の取扱事務に關する代理契約を締結すると共に、前の契約は之を解除したり。新約定に依り正金銀行の取扱ふ交換事務は(一)兌換券を銀貨に又は金銀貨を兌換券に引換ふること(二)日本銀行に定めたる制限內に於て、且同行の定めたる歩合に依りて、紙幣を兌換券に或は兌換券を紙幣に交換すること(三)外國バンク宛のチエッキを無手數料にて引換へ、其のチエッキを以て當該バンクより現金を取立つること等にして、此等の交換は勿論請求者

の需に應じ行はるべきものとす。又此等の事務は日本銀行兌換券取扱代理なる名の下に、正金銀行固有の業務とは其の資格を別にして行はるるものにして、日本銀行は兌換券引換資金として、適宜の員額を正金銀行に預け置き、正金銀行の營業上に流用することを許さざるものとす。要するに横濱港に於ける正金銀行の兌換券交換事務は、兌換券の發行事務に關聯し、其の一部として委託せられしものなるを以て、單純なる交換事務に比し、其の範圍の稍廣汎なりしは爭ふべからず。而して正金銀行の此等の事務取扱に對し、日本銀行は當初年二分の低利を以て兌換券百五十萬圓を貸與し、從て該事務の取扱に關する費用は、原則として一切正金銀行をして自辨せしむることとせしが、明治二十六年六月該事務代理契約を繼續するに當り、爾後日本銀行は正金銀行に對し諸雜用料として、年金六千圓を毎半季に分ち支拂ふことに改め、從て百五十萬圓低利融通の件は之を廢止したり。

次に神戸港に於ける兌換券の交換事務も亦同港外國貿易の發達に資せんが爲め、正金銀行神戸支店に委囑開始せられたるものにして、明治二十六年十月一日兩行の間に契約せる所を見るに、其の根本精神に於ては橫濱港に於ける契約と大なる逕庭あるにあらず。然れども其の取扱事務の範圍は橫濱港の場合に比し稍狹小にして、卽ち其の交換は兌換銀券を銀貨に、又は銀貨を兌換銀券に交換するものにして、橫濱港に於けるが如き金貨の取扱を爲さず、且つ其の交換も無制限たるにあらずして日本銀行大阪支店より隨時交付すべき兌換券二十萬圓、銀貨二十萬圓を以て極度と爲し、又特定の團體に屬する人に限り其の請求に應じて交換を行ひ、而も日本銀行の指示ある場合を除くの外、時宜に依り其の交換を謝絕することを得るものとせり。此の如きは畢竟橫濱港の交換事務が兌換券の發行事務に關聯して行はれたるに反し、神戸港の交換事務が單純なる交換事務の範圍を出でざりしに依るものと云ふべし。從て神戸港に於ける交換事務に對しては、特に日本銀行より代償的給付を爲すことなく、却て正金銀行神戸支店は交換請求者より交換金高の萬分の一を超過せざる交換歩合を徵收することを得るものとせり。但し交換極度額を前記の如く制限するときは、往々外國貿易の實狀に卽せざる憾ありしを以て、其の後次第に極度額を擴張し、遂に無制限たるに至りしものとす。今其の經過を述べんに、先づ交換基金を旣述の如く極度額に依り授受するときは、貿易の景況に對し臨機の措置を誤る虞ありしが爲め、二十六年九月二十八日以後は正金銀行支店金庫中に該寄託金を分置することと爲し、又交換基金を兌換券竝に銀貨各二十萬圓に限るときは、神戸港貿易の狀況に依りては不足することあるべきを以て、同年十二月十三日以後兌換券及銀貨合計四十萬圓を超過せざるに於ては、銀貨に限り運搬の都合を見計ひ、二十萬圓以上を交付するも差支なきこととせり。其の後二十七年七月一日以降、從來三井銀行神戸支店に囑託せる成貨拂渡神戸代理店事務を橫濱正金銀行神戸支店に委囑することとなりしを以て、同店に於ける成貨拂渡基金の內一圓銀貨に限り、兌換券引換元金に振替使用せしむることと爲せり。斯くて明治二十八年九月三十日を以て兌換券交換方に關する約定の滿期となるや、同年九月十二日滿期の日より向ふ二箇年間同一文言に依り約定を繼續し、越えて三十年六月一日以降は製茶輸出季節に限り、特に銀貨四十萬圓、兌換銀券四十萬圓迄に增額することを得べき旨の追約を爲し、更に同年八月以後は總て此等の制限を撤廢し、神戸港に於ける兌換券の交換に就きても橫濱港同樣無制限に其の元資金を交付することとせり。之れ蓋し同港に於ける外國貿易の繁閑に對處し、以て其の發展に支障なからしむると共に、同港に於ける兌換券の交換は、從來特定の團體に屬する人に限りたるも、斯くては一般の不便尠からずと爲し、三十年八月以後は

一般請求者の請求にも應ずることに改めしが爲め、勢ひ交換元資金の增加を要するに至りしを以てなり。而して明治三十年十一月本邦貨幣制度の改革に伴ひ、横濱・神戸兩港に於ける契約條項中共に必要の改正を加へたるは勿論なりとす。

横濱・神戸兩港に於ける兌換券の交換事務は、概ね以上に述べしが如き要領の下に正金銀行横濱本店及同神戸支店に委囑し、期限滿了と共に二箇年宛之を延長し、且つ必要に應じては既述の外尚ほ隨時適宜の改正を加へしものなるが、其の後貨幣制度の整備すると共に漸次斯かる交換事務の必要を見ざるに至りしを以て、明治三十二年十一月二十二日大藏大臣の認可を得て、同月二十六日限り右兩港に於ける該事務の取扱を廢止し、從て右に關する正金銀行との契約を解けり。茲に於て日本銀行の兌換券交換事務は、爾來全く同行本支店のみの取扱ふ所となれり。

以上の外日本銀行は横濱第二國立銀行の洋銀券と兌換券との交換事務を同行に委託し(明治十八年五月二十七日乃至同二十四年十一月三日及同二十五年四月二十八日乃至同二十七年四月二十七日)、又第一國立銀行の釜山・仁川・京城各支店に於ける兌換券、竝に政府紙幣・鎖店銀行紙幣の交換方に關し同行と約定を締結し(明治二十七年九月一日乃至同三十一年六月十四日)、更に日清戰後臺灣に於ける過渡的通貨政策として、同地出張所をして兌換券の交換事務を取扱はしめしが如く(明治三十年一月十二日乃至同三十一年十月一日)、日本銀行が特殊の事情に依り、特殊の機關をして兌換券の交換に當らしめたる例は必ずしも尠しとせず。然れども此等は概ね一時的の施設にして、同行の兌換券交換事務は、既述の如く原則として其の本支店に限り取扱ふ所なりとす。而して同行本支店に於ける該事務取扱方に關しては、既に兌換銀行券條例・日本銀行內規・兌換銀行券發行手續等に規定せる所なるを以て、茲には再說の煩を避くべし。今

明治十八年以降每半季の兌換券交換高を表示すれば左の如し。

兌換券交換高累年表

半季別	金貨受入兌換券拂出	兌換券受入金貨拂出
明治一八 上	一、六五三、八〇〇円	一、六二〇、五六〇円
下	九、二四六、三三九	一三、五〇一、〇八六
一九 上	二三、九九四、九三七	一三、六五四、八〇九
下	二四、〇八二、七六七	一八、七七〇、五三一
二〇 上	一四、七三〇、四三三	一八、六七七、六八二
下	一八、一九二、〇四八	二〇、九六五、七五九
二一 上	一六、八七〇、四四五	一七、六一五、八六三
下	一七、六四四、六二一	一九、九九八、三八四
二二 上	一七、〇四七、二二三	一五、六七九、四八一
下	六、一三〇、八四二	七、五一七、一〇二
二三 上	五、二五七、一八八	一三、六九一、五三七
下	七、八九三、六七八	一五、五四一、八三五
二四 上	八、二一〇、〇三九	四、九二九、七七九
下	九、九四七、九三九	三、二六五、七二六
二五 上	六、一八三、五七二	二、三七八、八八二
下	一三、八五五、四〇四	五、四六三、一八七
二六 上	六、〇二三、三八七	三、七二五、六二八
下	九、四四一、四五三	一三、三〇四、九六一
明治二七 上	八、一八五、二九八円	一六、〇三〇、八二六円
下	一二、四一七、〇四四	二九、六二〇、四九五
二八 上	六、四八八、九一六	二〇、四七〇、一三七
下	一〇、一〇三、六六一	一六、七五一、七五五
二九 上	一二、八八七、二〇三	一四、一三三、四九一
下	九、七五三、九九三	一四、一五七、五四四
三〇 上	六、一四五、〇一六	一〇、四〇五、四五五
下 金	六、二八四、九五八	一三、七八三、九七五
下 銀	一三、五四九、九八八	一二、二四〇、五九一
三一 上 金	七、三八三、〇六〇	三七、五三四、五四二
上 銀	一、六七九、二五一	—
下	三、四四六、六三四	一五、四八二、三五九
三二 上	八、八二四、九八二	四、八一〇、六三二
下	一〇、五八一、三四五	一一、四三一、四六六
三三 上	二、四五六、五三七	三一、九五四、七七九
下	六、八〇五、八一五	一九、三六九、六三六
三四 上	八、二四一、九九〇	八、三〇一、二三七
下	一〇、六三五、一三七	四、八二一、五七九
三五 上	九、四四七、九五七	二、二四七、七九二
下	二三、七六三、六三八	二二六、八二五
明治三六 上	一五、四九二、一四四円	一四、七四九、五五五円
下	二四、七六七、七〇五	一六、〇五一、八五八
三七 上	三七、九九一、一六五	七九、二〇九、四二五
下	三二、二四七、五九三	二七、九〇二、二〇一
三八 上	一九、〇一四、六一三	五、九五八、九三六
下	五、五一三、六四八	八、九四六、七七三
三九 上	一三、〇五九、六一五	一一、三五七、八八八
下	六、〇八七、二九五	一三、六八〇、二六六
四〇 上	二、六五五、六三三	九、八〇六、三二三
下	二、五五三、九五八	三、七九五、五四五
四一 上	七、三一三、五九四	九、一七三、九一五
下	一、一七三、八八一	二、一九三、二二五
四二 上	一三五、三四三	一、八三六、二六七
下	一三八、二三〇	五、五八〇、四五七
四三 上	一四、七九三	七、八六六、四四二
下	四三三、三〇五	一七、三五四、四九五
四四 上	一、九七六、五八九	一四、七〇八、六四一
下	三一、五八六	三、一九一、五七五

	大正元		二		三		四		五	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
円	五四、四八九	四九、五七九	五三〇、七三二	六九四、九一九	六〇四、九九四	四一九、五三三	三六〇、〇一四	八七、八六七	一三九、六四六	
円	三、七七、〇五〇	一〇、三七、三五〇	一五、九五五、〇六二	七、八九、五四一	九、一三五、八八五	二、〇〇八、〇六一	三、八六八、一三五	一七、八九八、四〇六	四、三五、九二五	二七、一七、三四五

	大正六		七		八		九		一〇	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
円	一、七九〇、一四〇	六三、〇一〇	一〇、三五四	一〇三、六六九	七〇、二六五	二八六、三四〇	七五、一一〇	一九、九〇五	三、三三四	一六、八〇五
円	三七、四三三、〇三三	四一、九六一、〇七〇	一、八一〇、五八三	一、六九五、三三五	三、五八三、一九五	六八、三一〇	一、七五一、三一一	五〇、八〇〇	三七、六三五	二八、七〇六

	大正一一		一二		一三		一四		一五	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
円	五五五	五、五四〇	二三七、〇六〇	七、八七二	二五、八九五	二四〇、一九〇	三、一六一、二一〇	五五〇、四一五	三、七〇五	二、七三五
円	三〇、九二五	一、四六三、九一〇	二三、八九五	二五、八九五	二四〇、一九〇	五五〇、四一五	三、七〇五	五、六二〇	三、七〇五	二、七三五

（備　考）一、明治十八年乃至同三十年上半季は銀圓、同年下半季及び三十一年上半季は金銀兩種を示し、同年以降は總て金圓なりとす。

二、明治十八年乃至同二十四年下半季には紙幣及び兌換券の交換あるも今之を省略せり。

第二款　損傷券の引換

兌換銀行券の汚染毀損等に依り通用し難きものは、兌換銀行券條例第十條に據り日本銀行本支店に於て無手數料にて引換ふべきものにして、之が詳細なる手續に就て、同行は明治十八年二月七日大藏卿より認可せられたる兌換銀行券發行處務規程及同年五月八日の制定に係る兌換銀行券處務順序等に於て明示し、而して損傷券の引換方に就ては、翌十九年十月左記毀損兌換銀行券交換規則を定め大藏大臣の許可を得て同年十二月十一日之を官報に廣告し、以て世上一般に周知せしむることを期せり。

毀損兌換銀行券交換規則

第一條　水火災ニ罹リ又ハ其他ノ理由ニ依リ汚染毀損シタル兌換銀行券ハ左ノ各條ニ照シテ審査シ該券面金員ノ全額若クハ其半額ヲ以テ之ヲ交換スヘシ

一　兌換券表面彩欄内面積三分ノ二以上ヲ存シ記號番號及券面金員（中央及四隅數字ノ内一個以上）ヲ認ムルモノ

以上全額交換

二　同面積五分ノ二以上ヲ存シ記號番號及券面金員（中央及四隅數字ノ内一個以上）ヲ認ムルモノ

以上半額交換

第二條　細裂ノ小片ヲ合シ其裂目接續セサルモノ並ニ面積五分ノ二ニ充タサルモノハ兌換ノ效ヲ失シタルモノトス但前第一條ニ符合セサルモノト雖トモ面積二分ノ一以上ヲ存スルモノハ審査上ノ實況ニヨリ半額若クハ全額ヲ以テ交換スルコトアルヘシ

第三條　肉色ニ變化ヲ生シ又ハ其他ノ理由ニヨリ眞贋認定シカタキモノハ全面ヲ存スルモノト雖トモ之ヲ交換セス

右の引換規則は制定後明治四十三年迄何等改正を施すことなく之を實施し來りしが、日本銀行は同年五月六日大藏大臣の認可を得て新に損傷兌換銀行券引換規則を定め、六月一日より之を實施すると共に前規則を廢止したり。而して右損傷兌換銀行券引換規則には其の後何等の改正なく、以て大正十五年末に及びしものとす。

損傷兌換銀行券引換規則

第一條　汚損若ハ毀傷シタル兌換銀行券ハ日本銀行本店、支店出張所又ハ損傷兌換銀行券引換事務代理店ニ於テ此規則ニ據リ無手數料ニテ之ヲ引換フヘシ

第二條　兌換銀行券表裏兩面ヲ具備シタルモノニシテ其三分ノ二以上ヲ存スルモノハ券面金額ノ半額ヲ以テ之ヲ引換フヘシ

第三條　細裂ノ小片ヲ合シ其各片相吻合シ若ハ吻合セスト雖モ同一兌換銀行券ノ紙片ナルコトヲ認メ得ルモノハ前條ヲ適用スヘシ

第四條　第二條乃至第三條ニ該當スルモノト雖モ兌換銀行券ノ紙質色彩ノ變化其他ノ原因ニ依リ眞僞ノ鑑定シ難キモノ及第一條ノ取扱店ニ於テ其券面ニ穿孔ヲ施シタル形跡アルモノ若ハ其疑アルモノハ之ヲ引換ヘス

損傷券の引換に關する事務は、獨り日本銀行本店及大阪支店のみならず、夙に各出張所に於ても本店同樣取扱はしめ來たりしが、兌換券の流通益〻多きを加へ、其の出入頻繁となるに從ひ、損傷券亦著しく增加し、本支店及出張所のみにては到底引換の效果を擧ぐること能はざるに至りしかば、茲に全國樞要の地五十箇所を選びて該事務取扱代理店を設置し、以て各地に於ける損傷券の引換を容易ならしむることを期し、日本銀行は明治二十五年七月二十日該約條書事務取扱順序、代理店設置及其の委託銀行等に就き大藏大臣の認可を得、同年七月一日より滿二箇年の期間を以て各銀行と代理店契約を締結したり。此等代理店の契約は右の如く二箇年を以て一期と定め、期限毎に大藏大臣に上申の上同一文言に依り契約更新の手續を蹈みしものなるが、明治三十一年以降は單に期限の延長を追約することとせり。而して代理店委託銀行は當初以來多少の變更ありしも、代理店設置地に至りては殆ど變更することなく明治三十一年に及びしが、同年六月三十日契約期間の滿了を期として橫濱（正金銀行及第二銀行へ委託）・神戸・高田・浦和・千葉・水戸・宇都宮・奈良・靜岡・甲府・靑森・金澤・富山・鳥取・山口・福岡・佐賀・鹿兒島の十八箇所の代理店を廢し、其の數を約半減することとせり。蓋し其の後交通機關の發達したると、新に支店出張所の開設せらるるものありたるとに依り、必ずしも從來の如く近接地に數箇の代理店を設置するの必要なきに至りしを以てなり。尤も右の中鳥取代理店は同地方經濟上の便宜に鑑み、四十二年五月一日以降再設せられしが、大正七年三月松江支店の開設と共に再び廢止せられ、鹿兒島代理店は明治四十三年七月一日以降再設せられて大正末年に及べり。而して其の後新潟（大正三年七月）・長野（同上）・秋田（大正六年八月）・熊本（同上）・松江（大正七年三月）・岡山（大正十一年四月）等各地の代理店は何れも支店設置の爲め廢止せられしを以て、大正十五年末現在に於ける損傷兌換銀行券引換事務取扱代理店は長崎・前橋・岐阜・仙臺・盛岡・弘前・山形・鶴岡・和歌山・德島・高松・高知・松山・宇和島・大分・宮崎・鹿兒島・那覇及臺北（明治三十二年十月設置）の十九箇所となれり。

尙ほ引揚損傷券は次款に述ぶる引揚舊券と共に日本銀行に於て廢棄處分に付せらるるものなるが、其の計數は兩者合算せらるる爲め今其の全額を明示することを得ず。

第三款　舊券の回收整理

既記の如く銀行券の樣式は時代に依り變遷あれども、新券發行に當り一擧に舊券を流通市場より引揚ぐることは到底行ふべからざるを以て、各時代概ね新舊各種の銀行券竝び流通するは又已むを得ざる所なり。然れども斯くの如きは取扱上の煩累流通上の不便少からざるを以て、新券の發行後に於ては既發行の舊券は能ふ限り速かに之を回收整理すべきは當然の事理に屬す。茲に於て日本銀行は夙に明治三十二年三月二十三日、先づ舊券（明治十八年所定）を引揚ぐることとし、未發行中の舊券及收入したる舊券は自今再び支出せず、總て損傷券と看做して取扱ふべき旨を一般に達示し、且つ同

年六月兌換銀行券取扱順序の改定あるに及び、同月二十七日を以て更に本支店出張所及横濱、神戸代理店に對し、舊券竝に改造一圓券は右改定順序に依り引揚券として取扱ふべき旨を令達せり。但し改造一圓券の引揚は其の後中止となりしこと既述の如し。其の後明治四十一年十一月十四日に至り各代理店に對し、改造五圓、十圓、百圓券（明治二十一年乃至二十四年所定）も亦、舊券同樣總て損傷券として取扱ふべき旨を達示したり。其の後に於ても舊樣式券の廢棄組入れ、又は經濟界の事情に依り一時其の見合せを達示したること一再ならざるが、今其の詳細を記述するは煩に堪へざるを以て、左に其の通牒趣意を列擧すべし。

（一）大正二年八月十二日發第三一六號通牒
發行元券減少ノ爲廢棄券引揚程度ヲ緩メ甲拾圓券引揚ヲ年末迄從來ノ約三割方低減ノコト。

（二）大正三年一月八日文發第二號通牒
乙拾圓券ノ發行漸次遲延ノ爲甲拾圓券廢棄引揚方ハ當分大正二年八月十二日發第三一六號通牒ノ通取扱フコト。

（三）大正五年一月二十七日文發第二〇號通牒
乙五圓券ノ新規製造ヲ見合ハセタルニ付丙五圓券發行迄乙五圓券ノ廢棄ヲ從來ノ半額位ニ低減スルコト。

（四）大正五年七月八日文發第一四〇號通牒
兌換券發行額年末激增ノ形勢ニ付甲拾圓券ノ廢棄ハ年内差控ヘ乙五圓券ヲ更ニ節約スルコト。

（五）大正五年八月十七日文發第一七一號通牒
乙五圓券ノ廢棄ヲ節約スルコト

（六）大正五年十一月二日文發第二二七號通牒
乙拾圓券ノ製造力ハ到底其ノ需用ニ應シ難キニ付現ニ發行元トシテ保藏ノ甲拾圓券中可成損傷少ナキモノヲ代用シ、尚日々還收ノ甲拾圓券ニ就テモ使用ニ堪フルモノハ廢棄券ニ組入差控フヘキコト。

（七）大正五年十一月四日文發第二二八號通牒
壹圓券及乙五圓券ハ全然使用ニ堪ヘサルモノヽ外廢棄ニ組入差控フヘキコト。

（八）大正六年六月十五日文發第一二一號通牒
兌換券ノ流通高漸次增加シ製造能力之ニ伴ハサル爲、流通殘高少額ノモノヲ除キ他ハ全ク使用ニ堪ヘサルモノヽ外ハ廢棄券ニ組入方差控フヘキコト。

（九）大正六年九月五日文發第二三一號通牒
當分ノ内改造壹圓、甲拾圓、甲百圓、乙五圓、乙拾圓、丙五圓ハ全然廢棄見合ハセ且廢棄券中未穿孔ノモノハ其ノ儘保存ノコト。

（一〇）大正六年十月二十七日文發第三二七號通牒
近々政府ヨリ補助紙幣發行ニ付使用ニ堪ヘサル改造壹圓券ノミハ廢棄券ニ組入差支ナキコト。

（一一）大正六年十二月六日文發第三六〇號通牒
甲拾圓、甲百圓、乙五圓、乙拾圓、丙五圓券中全ク使用ニ堪ヘキコト。

（一二）大正七年一月十六日文發第六號通牒
各券種ニ付破損及汚損ノ程度甚シキモノニ限リ廢棄券ニ組入レ穿孔スヘキコト。

（一三）大正七年七月八日文發第一四三號通牒
新券ノ製造進捗セサル故、甲拾圓、乙五圓券ト雖廢棄ノ程度ヲ高ムルコトナク、全然使用ニ堪ヘサルモノヽ外廢棄セサルコト。

（一四）大正七年九月五日文發第一八一號通牒

小額券ノ製造ニ代フルニ大額券就中百圓券ヲ製造スルコト、シタルニ依リ相當ノ仕拂金額ニ上ル場合ハ可成貳拾圓券若クハ百圓券ヲ取交セ使用シ、且舊券及甲五圓改造壹圓券ヲ除クノ外ハ穿孔ヲ見合セ倘本年內壹圓券ノ製造ヲ中止シタルニヨリ萬不得已場合ノ外壹圓券ノ使用差控ヘ度コト。

（一五）大正八年一月十四日文發第五號通牒

廢棄券ニ組入方幾分手心ヲ緩メ穿孔ノ上回送ノコト。

（一六）大正八年六月二十八日文發第一三二號通牒

今後回收ノ甲拾圓・乙五圓券ハ總テ廢棄券ニ組入ノコト。

（一七）大正八年九月十六日文發第二一〇號通牒

大正八年六月二十八日通牒後兌換券年末所要見込高ニ多分ノ增加ヲ生シタル爲復又甲拾圓ハ六割以上、乙五圓ハ二割以上ヲ程度トシテ發行元券ニ保留スヘキコト。

（一八）大正八年九月二十三日文發第二一九號通牒

舊券各種及甲五圓券ヲ除キ何レモ全ク使用ニ堪ヘサルモノヽ外ハ發行元券ニ保留シ倘可成的大額券使用ニ努力スヘキコト。

（一九）大正九年四月三十日文發第九二號通牒

現在保藏ノ廢棄券中甲拾圓・甲貳拾圓・甲百圓・乙五圓・乙拾圓・丙五圓ノ六種未穿孔ノ分及今後受入ノ同券ハ全然使用不能ノ分ヲ除キ穿孔見合セノコト。

（二〇）大正九年五月三十一日文發第一〇九號通牒

拾圓券・五圓券使用ノ場合ニ甲拾圓・乙五圓券ヲ併用スヘキコト。

（二一）大正九年七月二十六日文發第一四二號通牒

大正九年四月三十日文發第九二號通牒撤廢ノコト。

（二二）大正十年四月十四日文發第五三號通牒

大正九年五月三十一日文發第一〇九號通牒撤廢ノコト。及今後回收ノ甲拾圓・乙五圓券ハ全部廢棄券ニ組入ノコト。

（二三）大正十一年十二月二十一日文發第一九八號（大阪・門司・名古屋・京都・廣島・熊本・岡山支店長宛）通牒

大正十二年二月末迄甲百圓券ハ汚損最甚敷モノヽ外ハ廢棄見合セノコト。

（二四）大正十二年九月三日支店宛文書局長發電

兌換券廢棄見合セノコト。

（二五）大正十三年三月二十四日文發第一六號通牒

來ル四月一日ヨリ兌換券廢棄組入方再開スヘキコト。追テ右ハ印刷局ニ於ケル新規製造ノ充分ナル見込立チタルカ爲ニハアラスシテ實際損傷甚シク再度發行ノ用ニ供シ難キモノヲ長ク發行元券ニ組入置クコト取扱上却テ不便トシタルニ由ルモノニシテ昨今印刷局ノ作業漸ク復活シタリトハ云ヘ其能力ハ震災前ノ半分ニモ及ハサルヲ以テ今後廢棄組入ニ當ツテハ廢棄券ノ出シ方ニ出來得ル丈ケノ制限ヲ加フル樣注意スヘキコト。

引揚げられたる舊券は前款記述の損傷券と共に燒却或は熔解の方法に依りて、廢棄處分に付せらるるものなるが、今其の處分高を券面別に表示すれば左の如し。

兌換券廢棄高種類別表

種別	明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
舊一圓券	四、二五一・〇〇円	三、六〇一・〇〇円	四三、三四一・〇〇円	六五、八八四・〇〇円	一三〇、七四四・〇〇円	二四五、四四二・〇〇円	四一七、〇三三・五〇円	九四一、二三一・〇〇円
舊五圓券	四、三六五・〇〇	一八、三七二・五〇	一三、〇八七・五〇	一四、八〇五・〇〇	一八、三六五・〇〇	一三、四四七・五〇	二六、一一五・〇〇	三四、三四二・五〇
舊十圓券	五、七四〇・〇〇	一六、七四〇・〇〇	一二、〇四〇・〇〇	一三、一八五・〇〇	一五、二四〇・〇〇	一〇、六四〇・〇〇	二三、九六五・〇〇	三〇、八七五・〇〇

種別								
舊百圓券	一、一〇〇·〇〇	一、九〇〇·〇〇	二、三〇〇·〇〇	一、二〇〇·〇〇	二、三〇〇·〇〇	二、〇〇〇·〇〇	三、〇〇〇·〇〇	三、七〇〇·〇〇
改造一圓券	—	—	—	九二三·五〇	二、九〇〇·五〇	七、八〇二·五〇	一五、七九九·五〇	四〇、二三六·五〇
改造五圓券	—	—	—	三、七〇七·五〇	八、八八二·五〇	一七、七九二·五〇	三二、三八〇·〇〇	七六、六二七·五〇
改造十圓券	—	—	—	—	二、一九〇·〇〇	一〇、六九五·〇〇	二五、九四五·〇〇	六五、九三五·〇〇
改造百圓券	—	—	—	—	—	二、一〇〇·〇〇	一五、〇〇〇·〇〇	二九、三〇〇·〇〇
合計	一五、四七六·〇〇	六七、五七八·〇〇	六九、七七二·〇〇	九九、七〇四·〇〇	一七〇、六五二·〇〇	三三九、九六五·〇〇	五五九、二六八·〇〇	一、三三三、四三〇·〇〇

種別	明治二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年
舊一圓券	一、八二三、八七〇·五〇	三、六一四、一八四·五〇	三、一四八、八四五·〇〇	六、一〇三、七六二·〇〇	七、六二三、五三五·〇〇	三、七七九、九九八·〇〇	二、四九八、四三二·〇〇	六、九八一、〇三六·〇〇
舊五圓券	四四、四一七·五〇	七四七、三九〇·〇〇	七三二、五八二·五〇	六七二、二七〇·〇〇	一、四四一、七〇〇·〇〇	三、六五八、一六二·五〇	一、七八六、五三〇·〇〇	一、三五九、七二〇·〇〇
舊十圓券	四六、八〇〇·〇〇	七六九、三八〇·〇〇	六四七、七〇五·〇〇	八九三、九八五·〇〇	一、六八一、一二〇·〇〇	三、六八七、七七五·〇〇	二、二一〇、五六五·〇〇	八三五、一九五·〇〇
舊百圓券	三、九〇〇·〇〇	七四一、七〇〇·〇〇	一七六、〇〇〇·〇〇	二七六、五〇〇·〇〇	一五八、九〇〇·〇〇	一八五、〇〇〇·〇〇	一九、三〇〇·〇〇	二、三〇〇·〇〇
改造一圓券	九九、六六三·五〇	二四七、六三九·五〇	六一六、一九八·〇〇	二、六一七、九七七·〇〇	三、〇七三、九二四·〇〇	五、九五八、三三九·〇〇	六、四二三、九〇一·五〇	八、三二三、二六九·〇〇
改造五圓券	一八九、三四二·五〇	三八〇、七八五·〇〇	一、〇二五、九〇七·五〇	二、三〇四、三七〇·〇〇	四、二四八、〇九二·五〇	四、五三八、二二七·五〇	一〇、〇七一、五三七·五〇	二二、八三七、〇五五·〇〇
改造十圓券	一四三、二七五·〇〇	三六七、三四五·〇〇	一、四五三、三九〇·〇〇	三、三四六、一四五·〇〇	六、二六八、〇九五·〇〇	五、三三六、四三五·〇〇	一〇、七五八、九二五·〇〇	二六、〇五二、七七五·〇〇
改造百圓券	六六、七〇〇·〇〇	二七九、六〇〇·〇〇	一、四三四、九〇〇·〇〇	三、二六九、六〇〇·〇〇	五、二三八、〇〇〇·〇〇	三、三二一、二〇〇·〇〇	六、八〇三、五〇〇·〇〇	一〇、五四一、七〇〇·〇〇
甲五圓券	—	—	—	—	二、四四七·五〇	二三、六六五·〇〇	六二一、〇六五·〇〇	一、一七四、一八〇·〇〇
甲十圓券	—	—	—	—	—	一三、九三〇·〇〇	六三三、三〇五·〇〇	一、三三二、六一五·〇〇
甲百圓券	—	—	—	—	—	—	四、七〇〇·〇〇	五五、九〇〇·〇〇
合計	二、四〇七、九六九·〇〇	七、一四八、〇二四·〇〇	九、三三四、五三六·〇〇	一九、四八四、六〇九·〇〇	二九、七四五、八〇四·〇〇	三〇、四七二、七三二·〇〇	四〇、六九一、七五一·〇〇	八一、四五五、七四五·〇〇

種別	明治三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
舊一圓券	一、六七一、八五〇·〇〇	一、六〇四、一四三·〇〇	一、三七五、五三三·五〇	一、〇二四、七九九·〇〇	五五九、二〇四·五〇	三六、二九〇·五〇	一五九、八〇一·五〇	七五、三三三·五〇
舊五圓券	五三三、四七二·五〇	二二九、九三五·〇〇	一〇二、一〇〇·〇〇	四九、五〇〇·〇〇	二七、七三五·〇〇	一三、七二二·五〇	一〇、〇七五·〇〇	六、八七七·五〇
舊十圓券	三〇五、九〇〇·〇〇	一〇七、九二五·〇〇	五七、〇八〇·〇〇	二九、八三〇·〇〇	一六、二二〇·〇〇	一〇、六九〇·〇〇	九、五七五·〇〇	六、五七〇·〇〇
舊百圓券	一、五〇〇·〇〇	三、三〇〇·〇〇	—	—	二〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九〇〇·〇〇	—
改造一圓券	六、八一九、八二〇·〇〇	三、三一三、九〇三·〇〇	二、九三五、〇八三·五〇	三、六六九、二二五·〇〇	四、七二二、〇七九·〇〇	六、八九六、九六九·五〇	六、八七一、六一九·〇〇	五、九九八、二二七·五〇
改造五圓券	一六、六六六、八二五·〇〇	六、五〇三、一七〇·〇〇	三、七九六、三七〇·〇〇	一、七四一、八三〇·〇〇	二〇九、五八〇·〇〇	三、八一〇、九三二·五〇	六九、八四二·五〇	五〇、〇四二·五〇
改造十圓券	一一、四〇〇、八〇五·〇〇	四、八〇二、五六五·〇〇	二、三〇七、四七五·〇〇	五七八、五九〇·〇〇	一三三、七四〇·〇〇	五、一九一、一六五·〇〇	六五、〇二〇·〇〇	四五、四三〇·〇〇
改造百圓券	二、八二六、六〇〇·〇〇	三四八、九〇〇·〇〇	四八、八〇〇·〇〇	三七一、九〇〇·〇〇	二四、〇〇〇·〇〇	五、三四〇、五〇〇·〇〇	一〇、五〇〇·〇〇	一〇、四〇〇·〇〇
甲五圓券	六、六三〇、二六七·五〇	五、二一四、二九〇·〇〇	七、七五二、三八〇·〇〇	一一、九七六、四四〇·〇〇	一八、〇九九、六八二·五〇	二六、五五八、〇四七·五〇	五〇、一九六、四三七·五〇	二九、五〇六、二九〇·〇〇
甲十圓券	九、一三七、七九〇·〇〇	五、六二〇、五三〇·〇〇	八、一三八、五三〇·〇〇	一五、二三八、六〇〇·〇〇	二三、六八五、六八〇·〇〇	三七、三五四、〇四五·〇〇	七六、二二八、六三五·〇〇	三九、四六九、五四〇·〇〇
甲百圓券	五〇八、五〇〇·〇〇	八〇五、七〇〇·〇〇	一、六六六、〇〇〇·〇〇	三、二七九、八〇〇·〇〇	五、八九一、六〇〇·〇〇	一〇、三三一、三〇〇·〇〇	二六、〇九九、一〇〇·〇〇	三、九六五、三〇〇·〇〇
乙五圓券	—	—	—	—	—	—	—	三七、七七〇·〇〇
合計	五六、四九二、三三〇·〇〇	二八、五四四、三四一·〇〇	二八、一七九、三四三·〇〇	三七、九五〇、五一四·〇〇	五五、三六八、七四一·〇〇	九五、七一三、七五二·五〇	一五九、七二一、四九五·五〇	七九、一七一、七七一·〇〇

種別	明治四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
舊一圓券	四二、六七二·〇〇	二七、〇八二·〇〇	二〇、九二六·五〇	一六、一四二·五〇	三、九九七·五〇	一六、九二五·〇〇	六、七四一·〇〇	四、〇八〇·五〇
舊五圓券	四、六三二·五〇	二、八一〇·〇〇	二、五一五·〇〇	一、六七五·〇〇	一、三三七·五〇	一、二七七·五〇	一、五一〇·〇〇	五四二·五〇
舊十圓券	五、三六五·〇〇	四、〇六〇·〇〇	二、〇九〇·〇〇	二、三三〇·〇〇	一、六二〇·〇〇	一、五七〇·〇〇	三、三七五·〇〇	七七〇·〇〇
舊百圓券	一〇〇·〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇〇·〇〇
改造一圓券	五、六〇一、六八四·〇〇	五、二三七、二四二·五〇	六、四六二、七九六·〇〇	六、六二五、六三五·五〇	六、二九八、六四九·〇〇	四、三六七、一一四·〇〇	二、九〇〇、四二〇·〇〇	五、〇五五·〇一七·五〇
改造五圓券	三九、六四五·〇〇	二〇、七八二·五〇	二〇、四〇七·五〇	一四、三三七·五〇	一〇、二七〇·〇〇	九、九〇五·〇〇	七、四四五·〇〇	四、九一七·五〇
改造十圓券	三三、〇八五·〇〇	三四、四三五·〇〇	一九、二八五·〇〇	一三、八二〇·〇〇	一一、八三〇·〇〇	一〇、三三〇·〇〇	一三、七二五·〇〇	六、九一〇·〇〇
改造百圓券	七、六〇〇·〇〇	三、八〇〇·〇〇	三、八〇〇·〇〇	三、一〇〇·〇〇	四〇〇·〇〇	一、七〇〇·〇〇	一、五〇〇·〇〇	二〇〇·〇〇
甲五圓券	二五、九七四、八三五·〇〇	二、八八二、九九五·〇〇	二七、四三三、六〇七·五〇	二五、一三八、四六〇·〇〇	一四、五七五、一六二·五〇	一、二六四、九四〇·〇〇	五六九、九〇五·〇〇	三二五、五一五·〇〇
甲十圓券	四八、一二一、八四〇·〇〇	四六、一二六、二三五·〇〇	八六、三四〇、六〇〇·〇〇	四四、四一六、九九〇·〇〇	六四、九八三、一八五·〇〇	八九、一四五、六三五·〇〇	一〇、九一九、六六〇·〇〇	一四、六四四、四三五·〇〇
甲二十圓券	—	—	—	—	—	—	三四〇·〇〇	三七、一八〇·〇〇

(一) 舊壹圓券 (縱二寸五分八厘 橫四寸四分六厘)

表 (青色)

裏 (橙黄色)

種別	大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
舊一圓券	三、八〇五、〇〇円	一、八四七、五〇円	二、一六七、〇〇円	二、〇三四、五〇円	一、三五九、〇〇円	一、三五五、五〇円	一、二九三、五〇円	二、一二一、〇〇円
舊五圓券	五四〇、〇〇	三七〇、〇〇	四九五、〇〇	四九〇、〇〇	三八〇、〇〇	三七〇、〇〇	三五〇、〇〇	三八五、〇〇
舊十圓券	七五〇、〇〇	二四〇、〇〇	四七〇、〇〇	三七〇、〇〇	二九〇、〇〇	二七〇、〇〇	二五〇、〇〇	三五〇、〇〇
改造一圓券	七、八三七、〇七一、〇〇	八、三〇九、八四四、三五	一三、六六三、五三五、三五	一〇、五六六、七三〇、〇〇	八、九三三、〇六二、三五	一〇、八二〇、一三六、五〇	一〇、八九三、一七一、〇〇	一〇、五六六、八三五、〇〇
改造五圓券	四、〇九二、三五〇、〇〇	二、八二三、〇〇	四、四七〇、〇〇	三、七五〇、〇〇	一、五四五、〇〇	一、八二五、〇〇	一、六三三、五〇	一、五四〇、〇〇
改造十圓券	三、七五五、〇〇〇、〇〇	二、三三〇、〇〇	三、四三〇、〇〇	二、三三〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇
改造百圓券	三〇〇、〇〇	—	三〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
甲五圓券	二〇〇、八五〇、〇〇	一三九、六九二、五〇	一〇九、六三二、五〇	七七、四〇七、五〇	五四、一六七、五〇	四三、二三五、〇〇	三八、一八五、〇〇	三八、一八五、〇〇
甲十圓券	二六、八五五、九八五、〇〇	一七、五三四、〇四〇、〇〇	九、七九一、八〇〇、〇〇	五、九〇一、九二〇、〇〇	三、九九九、八六〇、〇〇	三、五九九、八六〇、〇〇	三、五九九、八六〇、〇〇	三、五九九、八六〇、〇〇
甲二十圓券	三三、一〇〇、〇〇	一、三五九、三四〇、〇〇	六、七七八、一一〇、〇〇	三、五七四、二四〇、〇〇	一、七九六、八〇〇、〇〇	一、七九六、八〇〇、〇〇	一、七九六、八〇〇、〇〇	一、七九六、八〇〇、〇〇
甲百圓券	一四、一二四、九五〇、〇〇	一三、五九七、八五〇、〇〇	二七、六七六、八〇〇、〇〇	一三、五七四、八〇〇、〇〇	七、一八四、八〇〇、〇〇	七、一八四、八〇〇、〇〇	七、一八四、八〇〇、〇〇	七、一八四、八〇〇、〇〇
乙五圓券	二四、二〇九、一四七、五〇	一三、四六六、七二七、五〇	一〇、四〇三、八八〇、〇〇	七、七三一、四五〇、〇〇	五、四五三、〇六〇、〇〇	五、四五三、〇六〇、〇〇	五、四五三、〇六〇、〇〇	五、四五三、〇六〇、〇〇
乙十圓券	五、七四三、三四五、〇〇	二、九三三、五五〇、〇〇	四、四七〇、〇〇	三、四三〇、〇〇	二、三三〇、〇〇	二、三三〇、〇〇	二、三三〇、〇〇	二、三三〇、〇〇
丙五圓券	八一、六六五、七五〇、〇〇	四七、一三〇、〇〇	六七、七二五、〇〇	五二、四七五、〇〇	三七、一五〇、〇〇	三七、一五〇、〇〇	三七、一五〇、〇〇	三七、一五〇、〇〇
合計	九三、七八五、二四一、〇〇	二四、六四七、四一九、五〇	一八五、三一二、三五〇、〇〇	一〇八、四七二、五五〇、〇〇	七五、四九六、八五〇、〇〇	七四、九六五、八五〇、〇〇	七四、九六五、八五〇、〇〇	七四、九六五、八五〇、〇〇

種別	大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
丙百圓券	七、二五五、三五〇、〇〇円	二、七二八、〇〇円	三、二七八、〇〇円	八、一四一、四〇〇、〇〇円	一二、六二五、四〇〇、〇〇円	八、五三三、〇五〇、〇〇円	七、五一五、三五〇、〇〇円	一五、一六二、三五〇、〇〇円
丙五圓券	六、六八八、二六二、五〇	二九、五六六、九七〇、五〇	四三、六二六、八七五、〇〇	二四、〇三三、三六五、〇〇	三六、六二九、六四〇、〇〇	二五、二九二、九五〇、〇〇	二四、五七七、二七五、〇〇	二九、八四〇、二三五、〇〇
丙十圓券	—	—	—	—	四〇、三四〇、〇〇	四六四、七四五、〇〇	八七九、二三五、〇〇	二、三八、一〇〇、〇〇
丙五圓券	—	—	—	—	—	五七、五〇	三、五〇〇、〇〇	五七四、八三〇、〇〇
合計	一二四、六四七、四一九、五〇	一八五、三一二、三五〇、〇〇	二四五、二四一、三五〇、〇〇	一〇八、四七二、五五〇、〇〇	一三六、一九〇、八五一、五〇	一三九、一一〇、二四〇、〇〇	四七、三九六、八三五、五〇	六八、〇一五、三七〇、〇〇

(二) 舊 五 圓 券 (縦二寸八分八厘 横五寸二厘)

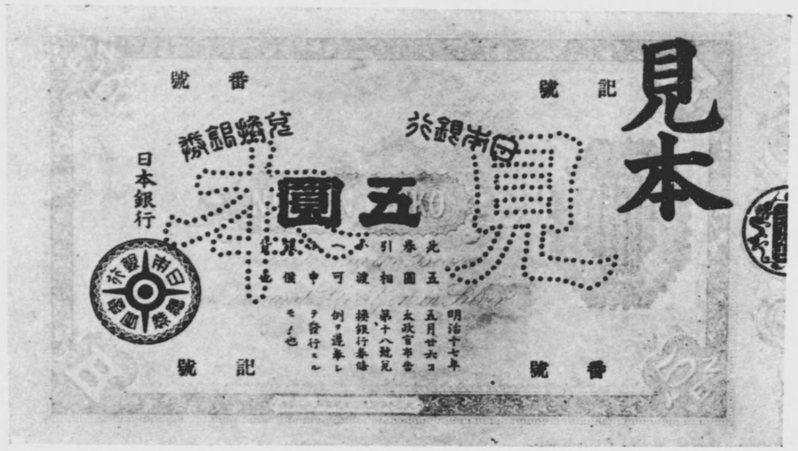

表 (色 青)

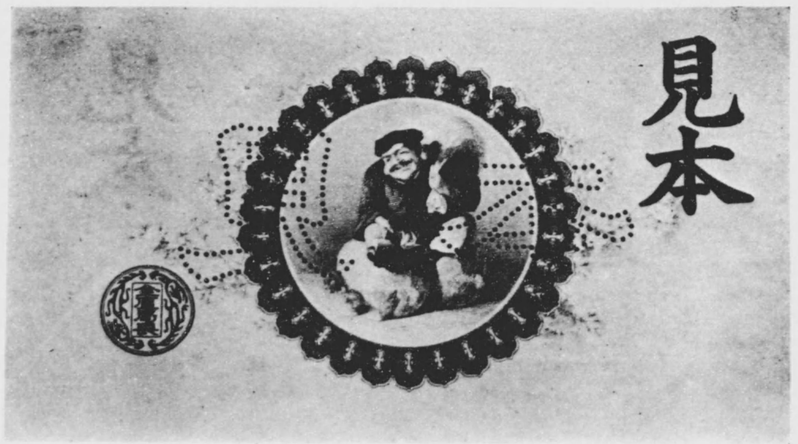

裏 (色 紫)

(三) 舊 拾 圓 券 (縦三寸一分 横五寸一分五厘)

表 (色 青)

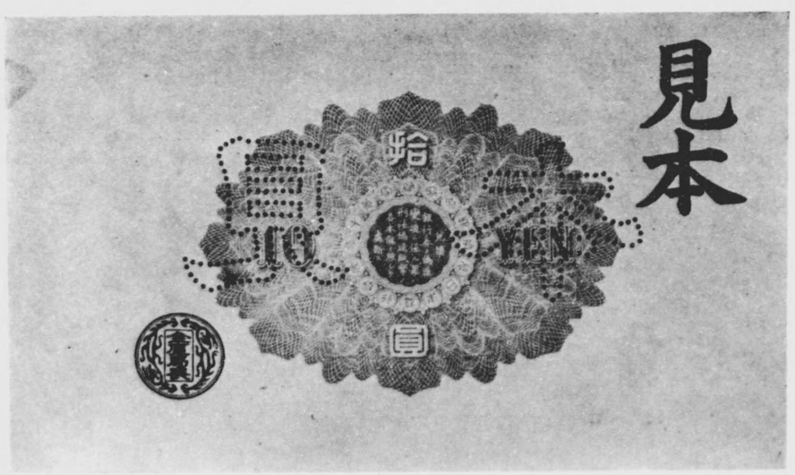

裏 (色 綠)

(五) 改造壹圓券 (縦二寸八分三厘 横四寸八分)

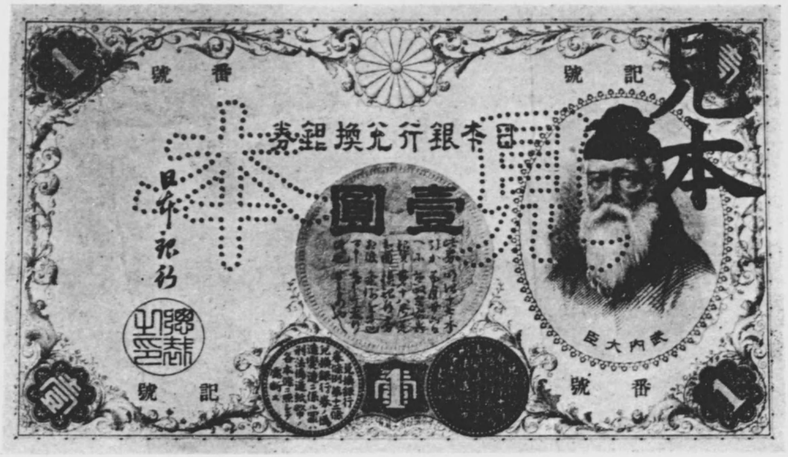

表 (色黄橙)

裏 (色黄橙)

(四) 舊百圓券 (縦三寸八分二厘 横六寸一分五厘)

表 (色青)

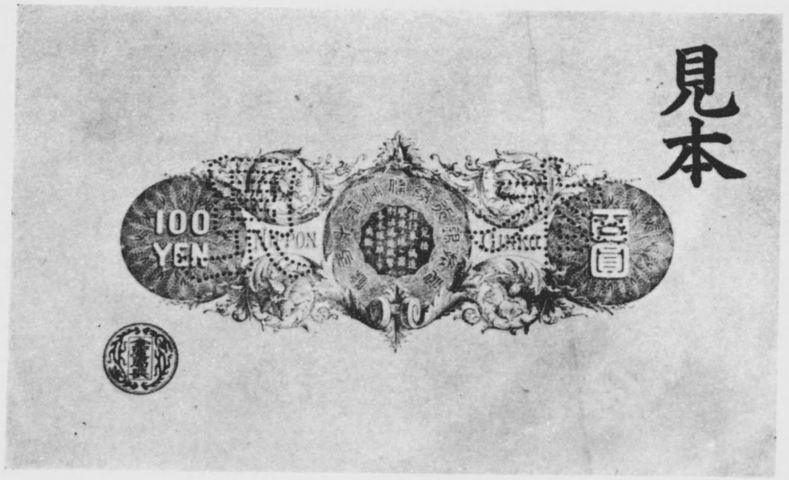

裏 (色黒淡)

（三）舊拾圓券（縱三寸一分五厘 橫五寸一分五厘）

表（色青）

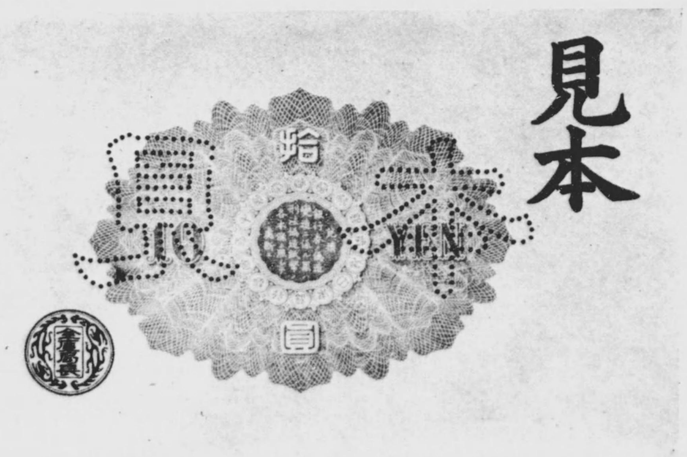

裏（色綠）

（二）舊五圓券（縱二寸六分八厘 橫五寸二厘）

表（色青）

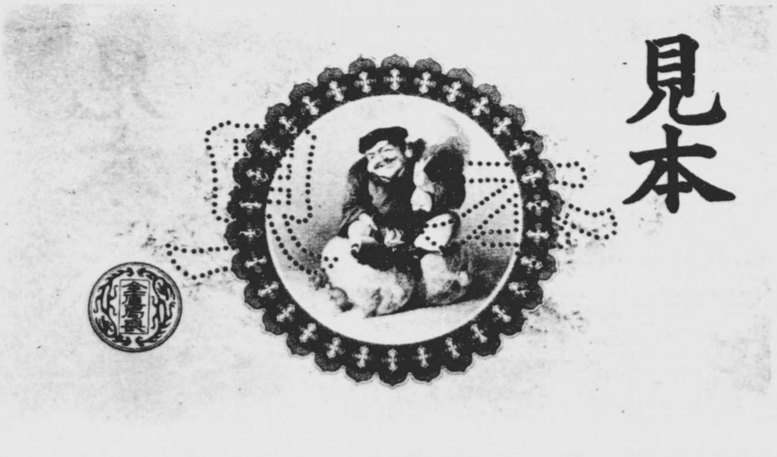

裏（色紫）

（五）改造壹圓券（縱二寸八分三厘 橫四寸八分）

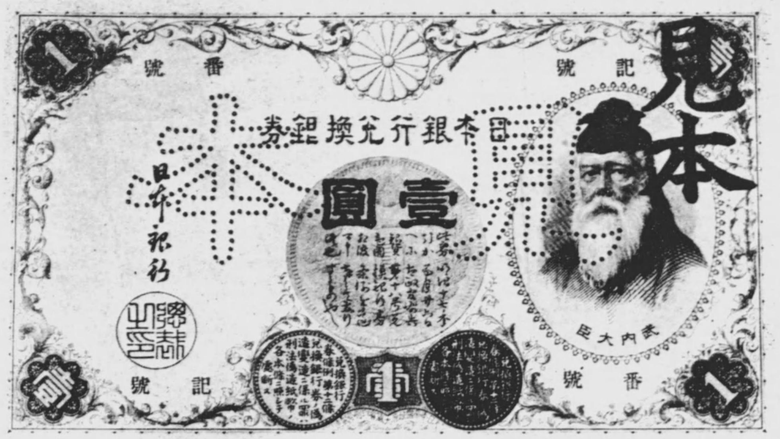

表（黃橙色）

裏（黃橙色）

（四）舊百圓券（縱二寸八分二厘 橫六寸一分五厘）

表（青色）

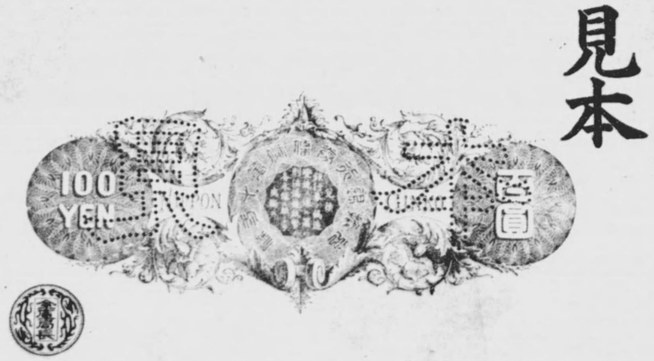

裏（淡黑色）

（六）改造五圓券（縦二寸二分五厘　横三寸五厘）

表（淡緑色）

裏（緑色）

（七）改造拾圓券（縦二寸二分五厘　横三寸六分）

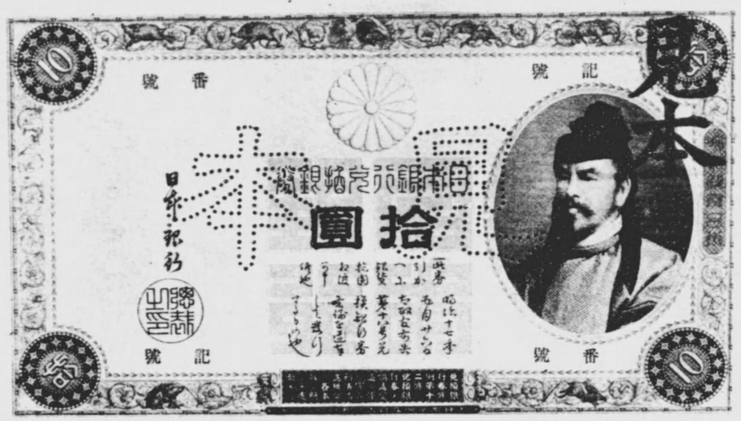

表（橙黄色）

裏（橙黄色）

（九）甲五回券（縦二寸八分二厘 横四寸八分二厘）

表（淡緑色）

明治　年製造

裏（黄枯色）

（八）改造百回券（縦二寸四分七厘 横四寸八分五厘）

表（枯黄色）

裏（青色）

（一一）甲弐拾圓券（縦二十八分六厘 横三十四分九厘）

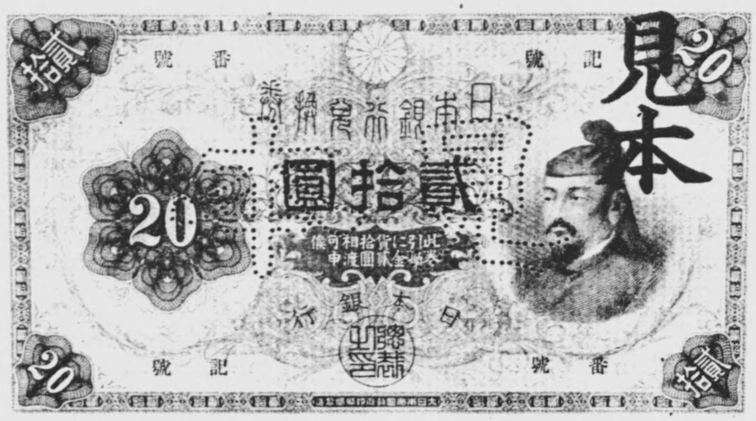

表（淡黄・紫色）

裏（暗紫・茶褐色）

（一〇一）甲拾圓券（縦三十三分一厘 横五十二分五厘）

表（黄拾色）

明治 年製造

裏（緑色）

（一三）乙五回券（縦二寸四分五厘　横三寸六分五厘）

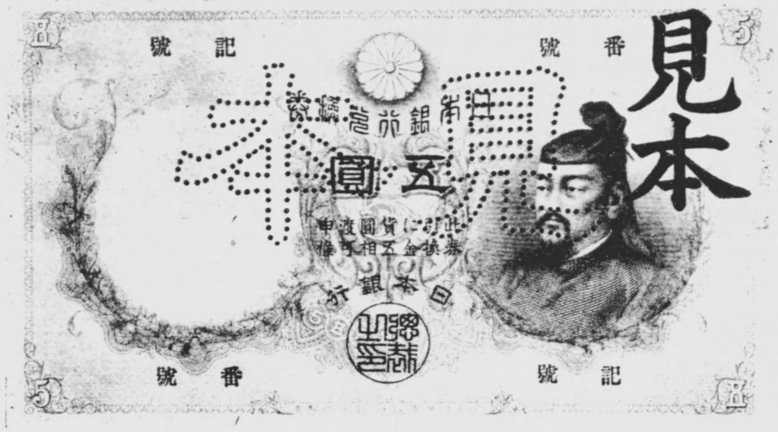

表（色紫暗・緑）

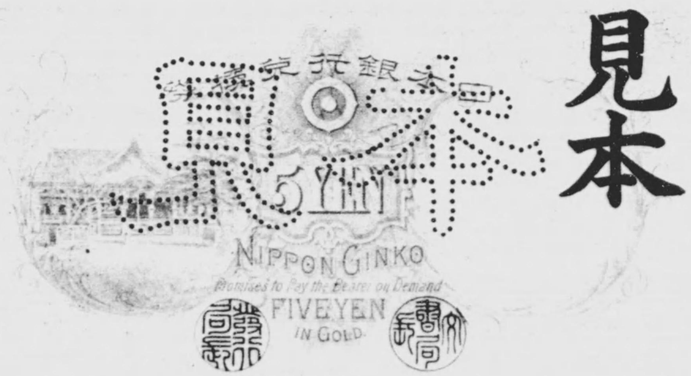

裏（色紫）

（一二）甲百回券（縦二寸四分五厘　横三寸九分五厘）

表（色黄橙）

裏（色紫）

（一五）丙　五　圓　券（縦二寸四分三厘 横一寸三分一厘）

表（色褐茶・紫暗・緑）

裏（色紫淡・栗橡）

（四一）乙　拾　圓　券（縦二寸六分二厘 横一寸六分六厘）

表（色黄橙・紫淡）

裏（色緑暗・赭）

第五章　朝鮮の通貨

第一節　序說

朝鮮に於ける貨幣の創始は甚だ古く、既に高麗朝に鑄錢のことあり、爾來幣制は幾變遷を重ねたるも、中世以前に於ては未だ貨幣經濟普及せず、一般の交易は仍ほ米布に依るの狀態なりき。降て李朝仁祖の代に常平通寶を鑄造し、純銅及眞鍮の兩種を作り、眞鍮貨二枚を純銅貨一枚に當てしと云ふ。然れども其の後鑄造せしものは大小輕重ありて、品質亦同じからざりしが、何れも表面に常平通寶と刻し、鑄造所と製作時代の異なるに從ひ、裏面に種々の符號を附したり。從て其の大小と裏面符號の別に依りて分類するときは其の數實に數千種に及べり。之れ卽ち李朝末期及合併當初迄地方に流通せし所謂葉錢にして、斯くの如く多種類に上りし理由は、歷代財政補塡の爲に頻りに品質を貶して改鑄を反覆し、又之と共に私鑄錢の簇出したるに依るものなり。其の後太皇帝の三年(慶應二年)に至り攝政大院君景福宮造營の資を得ん爲め新に當百錢を造り、舊錢百枚に强制通用せしめ、國民の疾苦を買ひしが、更に同帝十九年(明治十五年)銀標を作り、其の翌年又當五錢を鑄造したり。銀標は正圓無孔大中小の三種ありて、錢文に大東三錢・大東二錢・大東一錢とありしが、發行一年ならずして其の鑄造を停止せり。當五錢は錢文舊錢に同じく、裏面に當五の文字あり、舊錢五枚に通用せしめしも、實價之に伴はず、而も其の形量舊錢の大なるものに略相同じかりしを以て、遂に舊錢と混用せらるるに至り、帝都

附近の五兩も政令及ばざる地方にありては一兩と看做され、加ふるに盛に粗惡錢の鑄造せらるるありて、物價大に騰貴し、四民の經濟生活は甚だ脅かさるるに至れり。茲に於て韓國政府も漸く近代的幣制樹立の必要を認め、我國より顧問を聘し、新式機械を購入して、新貨幣の鑄造に當りしが、同帝二十八年(明治二十四年)始めて壹圓銀貨及十文・五文の銅貨幣の製造成れり。壹圓は日本圓銀に同じく、十文及五文は一錢及五厘に同じかりしが、幾許もなく日清戰役突發せしため、未だ廣く發布するに至らずして止みたり。戰役中我國の指導の下に再び貨幣制度確立の議あり、同帝三十一年(明治二十七年)八月に至り新式貨幣發行章程公布せられ、茲に始めて近代的貨幣制度の樹立を見るに至れり。新法に於ける貨幣の種類は黃銅一分(當舊錢一枚)・赤銅五分(當舊錢五枚)・白銅二錢五分(當舊錢二十五枚)・銀一兩(當舊錢一百枚)・銀五兩(當舊錢五百枚)の五種あり、之を我國貨幣に比すれば、舊錢一枚は二厘に相當し、赤銅貨は一錢に白銅貨は五錢に、一兩銀貨は二十錢に、五兩銀貨は圓銀に當るものにして、規定上銀貨本位制を採用せるものなりき。然れども右幣制改革は單に成文上に止まりて、實蹟は之に伴はず、本位貨幣たる五兩銀貨の如きは最初に於て僅に一萬九千九百二十三圓を發行したるに過ぎずして、鑄造利益多き白銅貨のみ濫發せられ、諸種の弊害を醸すに至れり。卽ち政府が特許料を收めて私鑄を許し、或は官吏にして密かに官製極印を貸與するが如き、又私鑄の白銅貨を以て葉錢に替へ其の間奇利を博したるが如き之にして、斯くして白銅貨は數年ならずして全國流通高の半に及び、本位銀貨及葉錢は爲に驅逐せられたるが、白銅貨の聲價亦漸次低下して、法定價格の殆ど二分の一以下となり、貿易上の取引等には却て日本圓銀の流通日に多きを加ふるの現象を呈せり。

光武元年(明治三十年)露國のアレキセーフ財政顧問となるに及び、當時貿易通貨として殆ど本位貨たるの實力を有したる日本圓銀の流通を阻害せんと欲し、韓國政府に獻策する所あり、政府亦之に動かされて光武五年二月勅令第四號を以て貨幣條例を發布し、日本圓銀の流通を禁止するに至れり。本條例は我國貨幣法に倣ひ制定したるものなるが、之に依り僅少なる半圓銀貨及白銅貨を鑄造し、而も未だ發行に至らずして日露の戰役起り、露國の財政顧問に替へて我國より顧問を聘するに及び、本條例中十錢銀貨及半錢銅貨を加へ、且つ赤銅貨を青銅貨に改正して始めて實施せらるるに至れり。

之を要するに、我財政顧問の韓國貨幣整理前に於ける同國の通貨は、開港場其の他二三の都會地に於てては一般に封建的雜種貨幣行はれて、亂雜無統一殆ど收拾すべからざる如くなりき。

第二節　幣制改革と舊貨幣の整理

第一款　緒　言

明治三十七年二月日露の國交斷絶するや、日韓兩國は同月二十二日「日韓協約」を結びて『韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓國政府ニ傭聘シ財務ニ關スル事項ハ總テ其ノ意見ヲ詢ヒ施行スヘシ』(第一條)と規定したり。斯くして同十月十四日「財務顧問傭聘契約」を締結し、大藏省主稅局長目賀田種太郎を財政顧問として招聘するに及び、茲に紊亂を極めし韓國幣制も他の一般財政と共に整理の緒に就き、尋で翌年十一月十七日「韓國保護條約」の締結を見、統監府の設置あるや、爾來其の指導下に整理

は一段の進捗を見るに至れり。

之より先三十七年八月目賀田の財政顧問就任の内命を受くるや、先づ財政の整理・新財政經濟制度の確立には、幣制の改革を斷行し、紊亂其の弊に堪へざる通貨の統一を圖るを第一著手と爲すべしとし、其の具體案としては、左の如き方法に依り日韓兩國共通の貨幣制度を布くの案を樹てたり。

(甲)　貨幣之事

(一)　終極ノ目的

日韓貨幣共通(同盟ト云ハズ)。

(二)

第一段

(イ)　日本ト同一「システム」ノ幣制ヲ作ル(別ニ作ルヲ要セズ、現在ノモノヲ實行スルコトヲ宣言ス)。

(ロ)　日本貨幣ニ韓國法貨同樣ノ通用力ヲ與フ。

(ハ)　韓國造幣制度ヲ確立シ、白銅貨ノ濫造ヲ禁遏シ、一文錢若ハ二文錢ハ必要ニ應ジテ鑄造ス。

(ニ)　補助貨幣ノ製造ハ造幣所ノ準備成ルマデ日本造幣局ニ依託ス。

第二段

(イ)　第一段ノ施設完全ト爲リタル時日韓貨幣共通ヲ宣言ス。

(ロ)　造幣準備完備シタル上本位貨幣ヲ鑄造ス。

(乙)　紙幣之事

(一)　終極ノ目的

日韓共通兌換券

(二)　順序方法

第一段

(イ)　日本銀行兌換券ニ韓國貨幣同樣ノ通用力ヲ與フ。

(ロ)　第一銀行券ニモ前同樣。

(ハ)　第一銀行韓國部ニ關シテハ現在命令ノ外尙ホ其權利義務ニ付テ命令シ、追テ特許狀ヲ以テ之ヲ整理ス。

第二段

(イ)　第一銀行券ノ流通確實ト爲リタルトキハ、右券ニ韓國中央銀行トシテノ特權ト義務トヲ命ズ。

銀行券ト稱セズ(日本銀行券ハ自然ニ回收)。

(ロ)　右ト同時ニ第一銀行韓國部ニ韓國中央銀行トシテノ特典ヲ明許ス(必ズシモ中央銀行トシテノ特權ト義務トヲ命ズ。

(ハ)　兌換券ノ基礎確立シタル上、日韓紙幣共通ヲ宣言ス。

(丙)　貨紙幣ニ關スル補足事項。

(イ)　僞造變造ノ禁遏ヲ嚴ニスルコト。

(ロ)　韓國中央銀行設立及之レト類似ノ議論ハ之ヲ斥クルコト。

(ハ)　一錢二錢ノ銅貨ハ當分必要ナカルベキ乎。

(ニ)　政府紙幣ノ發行ハ避クルコトヲ得ベキ乎。

韓國幣制及其實施方要領

一、韓國幣制ハ本邦幣制ト同樣ナラシムルヲ以テ彼我ノ間ノミナラズ、一般國際通商上ノ便益トス。曩ニ韓國ノ發布シタル同國貨幣條例ハ本邦幣制ニ則リタルモノナルヲ以テ、本位單位竝ニ補助貨ノ制大體ニ於テ本邦ト同樣ナルヲ以テ、之ヲ活用シテ實際上斟酌實行セバ可ナラン。

二、本位貨幣ノ鑄造ハ他日時機ヲ待テ實行スルコトヲ本位貨幣ノ鑄造ハ造鑄局ノ設備鑄造地金ノ貯積其他諸ノ準備ヲ要スルノミナラズ、之ト關聯シテ兌換券

ノ發行及發行權者ノ確定、中央銀行ヲシテ發行セシムルコトトセバ同銀行設立ノ準備ヲ要ス等重大ナル問題ヲ決セザルヲ得ザルヲ以テ、今遽ニ實行シ難シ。故ニ準備成ル迄見合ハスベシ。

三、第一銀行券ヲ以テ韓國法貨トナシ、無制限通用ヲ許スコト。

卽チ第一銀行券ヲシテ事實韓國本位貨ノ地位ヲ有セシムルコト。如此シテ漸次第一銀行ヲシテ韓國中央銀行タルベキ地歩ヲ得セシム。

尤此方針ヲ採ルトキハ他日日清銀行ノ類ノ機關設置アルトキト雖ドモ韓國ノ幣制ニ關シテハ第一銀行ノ既得權信用等ヲ其儘維持繼續スルノ覺悟ナカルベカラズ。

四、補助貨ハ日本ト同ジク銀二十錢及十錢、白銅五錢、靑銅一錢及五厘ノ製造ヲ可トス（舊來ノ粗惡白銅貨ハ新補助貨ノ發行ニ隨ヒ漸次回收スルコト）。

其製造方ハ韓國造幣局ノ準備成ル迄ハ日本造幣局ニ於テ之ヲ引受クルコト。

五、現今行ハルル韓錢（銅錢）ハ暫ク慣習ニ隨ヒ其流通ヲ認ムルコト。

尤新ニ我邦ニ舊時行ハレシ如キ方孔一厘錢ノ類ヲ發行スルノ必要アルヤ否ハ韓國經濟ノ實況ヲ調査シタル上果シテ其必要アリト認ムルトキハ之ヲ製造スルコト。

尤前項ノ如キ一厘錢ハ實價ガ表價ニ超ユル故新ニ製造セントスルトキハ、其材料地金ニツキ特ニ研究ヲ要ス。

六、第一銀行ハ第三項ニ對スル報酬トシテ年三分ノ利息ヲ以テ日本金貨五百萬圓迄ヲ隨時必要ニ隨ヒ韓國政府ヘ貸付シ、補助貨鑄造資金其他幣制施行費ニ充テシム。

七、補助貨鑄造益金ハ韓國ハ之ヲ第一銀行借入金元利ノ返償ニ充テ、尙餘剩アルトキハ之ヲ積立テ貨幣鑄造基金トス。

八、韓國幣制ニ關シテハ日本政府ハ出來得ル限リ援助ヲ與フベシ。

尤施行上適當ナル日本人ヲ聘シ、責任ヲ負テ之ヲ總辨セシメ、一切施行ノ任ニ當ラシムルコト。

九、幣制ノ確實ニ實行セラルルガ爲貨幣ノ僞造變造ヲ防グヲ要スルガ故國內統一ノ警察制度ヲ確立實行シ、僞造變造ノ罪ニ對シテハ嚴罰ヲ設ケ實行スルコト。

同年十月目賀田の韓國に赴任するや、同十一月先づ白銅貨濫發の源泉たる典圜局を閉鎖し、新貨の鑄造は專ら帝國造幣局に委託することとすると共に、更に現地の實情に基きて整理案を練り、遂に其の方針を左の如く決定したり。

韓國貨幣制度整理案

第一　貨幣制度整理ノ要點

（一）韓國ニ本位貨幣ナシ。物價ノ變動激甚ニシテ、商工業ノ發達財政ノ確立得テ望ムベカラズ。宜シク價格ノ標準ヲ定ムベシ。

（二）白銅貨幣ハ製造粗惡ニシテ私鑄僞造シ易シ。殊ニ數年來ノ濫造ニ加ヘテ私鑄僞造ノ行ハルルコト久シク、殆ンド其眞僞ヲ分別シ難キニ至レリ。故ニ之ニ代ヘテ適當ノ補助貨ヲ發行スル事。又葉錢ハ其流通額夥多ニシテ、且ツ粗惡貨ノ流通勘カラズ。故ニ之ヲ引上ゲ、適當ノ分量ニ收縮シ、其粗惡ナルモノハ之ヲ廢止スベシ。

第二　整理ノ方法

韓國貨幣ノ整理ハ、之ヲ整理ト稱センヨリハ寧ロ貨幣制度ノ新設ト云フベク、之ニ對シテ諸種ノ方策ナキニ非ルベシト雖モ韓國現在ノ資力及國際貿易ノ關係ニ鑑ミ、左ノ方策ヲ可ナリトス。

（一）韓國ノ通商上及交通上最モ近接スルハ日本國ナリ。故ニ韓國貨幣本位ハ之ヲ日本ト同一ニナスコト。

（二）韓國貨幣制度ノ成否ニ最モ利害ノ關係ヲ有スルモノハ亦日本國ナリトス。故ニ韓國政府ハ日本政府ノ保證ヲ以テ資金ヲ借入ルルコト。

此二點ヨリ左ノ方策ヲ以テ最モ適當ナリトス。

(一) 韓國貨幣ノ基礎及發行貨幣ヲ全然日本ト同一ニスルコト。
(二) 韓國貨幣制度ト同一ナル日本貨幣ノ流通ヲ認ムルコト。
(三) 本位貨幣竝ニ兌換券ハ日本ノモノヲ以テスル事若クハ日本兌換券ヲ準備トシテ日本政府ノ監督及保證ヲ以テスル銀行券トスルコト。
(四) 補助貨幣ハ凡テ韓國政府ニ於テ發行スルコト。

第三　整理實行ノ順序

(一) 明治三十四年二月(韓國光武五年)發布勅令第四號貨幣條例ノ實施ヲ宣言スルコト。以テ貨幣ノ基礎ヲ法定スルコト。
(二) 日本貨幣ノ流通ヲ認メ政府ノ收支ニ使用スル事ヲ得セシム。
(三) 貨幣條例中ノ青銅貨(一錢)白銅貨銀貨(二十錢五十錢)ノ樣式ヲ改定シ之ヲ公布ス。
但シ白銅貨及銀貨ノ樣式ハ可成精密ニシ偽造贋造ヲ防遏シ得ベキモノタルヲ要ス。警察制度ノ不備ナルト經濟思想ニ缺乏スル韓國民ニ對シテハ大ニ此點ニ注意セザルベカラズ。白銅貨幣ノ如キハ可成丈ケ緣取ヲ施スコト得策ナリ。十錢銀貨ノ發行ヲ爲サザルニヨリ彼是紛ハシキ憂ナク又新白銅貨幣ニシテ一見餘程優等ニ見ヘザル限リハ之ト稍同形式ナル舊白銅貨ニ對シ二倍ノ交換力ヲ保タシムルコト困難ナルベケレバナリ。
(四) 舊白銅貨ノ通用期限竝ニ引換期限ヲ定メ引換及引上ヲナスコト。赤銅貨及葉錢ハ一定ノ期限後ハ其通用制限額ヲ限定シ其引上ヲ爲スコト。

第四　舊貨ノ引上及交換法

(一) 白銅貨
一、可成丈ケ短期日ヲ以テ其通用及引換期限ヲ定ム。
二、新貨幣トノ比價ヲ定メ漸次金庫ニ於テ引換ルモノトス。
三、政府ノ收納及新貨交換ニハ白銅貨ノ眞僞ヲ檢定シ不正貨ト認ムルモノハ其通用ヲ禁止スルカ又ハ之ニ切目ヲ爲シ若クハ實價ヲ以テ買上ルカ所持人ヲシテ選擇セシム。
(二) 赤銅及葉錢
一、一旦政府ニ收納セシモノハ再ビ發行スルコトナク漸次ニ引上ノ方針ヲ採ルコト。
二、葉錢中良好ニシテ流通ヲ認メ得ベキモノハ檢定ノ上再ビ之ヲ發行シ小取引ニ便ゼシム。

之を要するに光武五年勅令第四號貨幣條例を實施して、我國と同一の金貨本位制度と爲し、舊銀貨・舊白銅貨及舊銅貨は全部還收して市場に其の跡を絶たしめ、葉錢は大部分を還收するも一部は之を殘し、準補助貨として小取引に便し、以て韓國貨幣制度の基礎を定めんとするものなり。而して當時舊貨幣の價格は、日本貨幣に對して何れも約半減し、舊白銅貨の如き往々二錢五厘以下に下りしことすらありしを以て、其の還收價格は法定價格の半價とし、舊貨銀十兩は新貨金一圓と定められたり。

以上の整理方針は韓國政府の採用する所となりしを以て、明治三十八年(光武九年)一月前記貨幣條例の實施を發布し、同時に第一銀行と貨幣整理に關する契約を締結したり。

第二款　貨幣條例の實施

光武五年(明治三十四年)勅令第四號貨幣條例は、既記の如く其の發布を見たるのみにて未だ實施に至らざりしが、前揭整理案に基づき韓國政府は本貨幣條例を實施することとし、光武九年一月「貨幣條例實施ニ關スル件」(光武九年一月十九日勅令第二號)を左の如く公布したり。

第一條　本國貨幣ノ價格ハ金ヲ以テ基礎ヲ作リテ本位貨ノ根據ヲ鞏固ニスル事

第二條　上條ニ依リ光武五年勅令第四號貨幣條例ハ本年六月一日ヨリ實施スル事

右勅令に依り光武五年の貨幣條例は同九年六月一日より實施せられしが、幾許もなく同年十月勅令第四十二號に依り十錢及半錢の二種の補助貨幣追加せられ、更に隆熙元年八月勅令第四號を以て各補助貨幣の量目輕減せられたり。今最終改正を經たる條例の全文を掲ぐれば左の如し。

貨幣條例（光武五年二月十二日勅令第四號）

第一條　貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬スルコト

第二條　金貨幣ノ純金量目ハ二分ヲ以テ價格ノ單位ト定メ之ヲ圓ト稱スルコト

但貨幣算則ハ五十錢ヲ半圓ト稱シ百錢ヲ一圓ト稱スルコト

第三條　貨幣ノ種類ハ左ノ如ク定ムルコト

金貨幣	二十圓	
	十圓	
	五圓	
銀貨幣	半圓	
	二十錢	
	十錢	
白銅貨幣	五錢	
青銅貨幣	一錢	
	半錢	

第四條　貨幣ノ式樣品位及量目ハ左ノ如クスルコト

本位金貨

二十圓	徑曲尺九分五厘	量目四錢四分四厘四毛四（十六グラム六六六五）	合性	純金參和銅 九百分
十圓	徑曲尺七分	量目二錢二分二厘二毛二（八グラム三三三五）	合性	純金參和銅 九百分
五圓	徑曲尺五分六厘	量目一錢一分一厘一毛一（四グラム一六六六）	合性	純金參和銅 九百分

補助銀貨

半圓	徑曲尺九分	量目二錢十分（七グラム一二五）	合性	純銀參和銅 八百分
二十錢	徑曲尺六分七厘	量目一錢四分一厘零（八グラム〇五）	合性	純銀參和銅 八百分
十錢	徑曲尺五分八厘	量目一錢二分四厘四毛一（四グラム六六五四）	合性	純銀參和銅 七百二十分

補助白銅貨

五錢	徑曲尺六分八厘	量目一錢二分四厘四毛一（四グラム六六五四）	合性	參和銅ニッケル 七百五十分 二百五十分

補助青銅貨

一錢	徑曲尺七分八厘	量目一錢一分二厘（四グラム三五）	合性	銅亞鉛錫 九百五十分 四十分
半錢	徑曲尺六分三厘	量目五分六厘（二グラム一）	合性	銅亞鉛 九百五十分 四十分

第五條　金貨幣鑄造ニ公差アリテ通用中最輕量目ヨリ分一厘マテ五圓金貨幣ハ一錢一分五毛マテナルコト

第六條　金貨幣ハ其額ニ制限ナク法貨トナシ銀貨幣十圓マテト白銅貨及青銅貨一圓マテヲ限リ法貨トシテ通用ス

但與受者カ互相肯諾スル場合ニハ此限ニアラサルコト

第七條　金貨幣磨損カ通用最輕量目ニ下リタルモノト銀貨幣白銅及青銅貨幣ノ甚シク磨損セルモノト其他流通ニ不便ナル貨幣ハ其額面價格ニ從ヒテ引換ユ引換規則ハ度支部大臣部令ヲ以テ定ムルコト

第八條　貨幣ノ形式分明ナラス若クハ私造シタル貨幣ハ通用スヘカラサルコト

第九條　金ヲ輸納シテ金貨幣製造ヲ請求スルモノアル時ハ政府ニ於テ其請求ヲ應許スルコト

第十條　從來發行シタル一兩半圓二十錢十錢銀貨幣ト二錢五分白銅貨幣一錢半錢青銅貨幣ト五分赤銅貨幣及一分黃銅貨幣ハ舊ニ仍リ通用スルコト

第十一條　右新式金銀銅貨幣發行ト從來發行セル銀銅貨幣ノ引換ト金ヲ輸納シテ金貨幣製造ヲ請求スルコトニ關スル規則ハ度支部大臣部令ヲ以テ定ムルコト

前記「貨幣條例實施ニ關スル件」の發布と共に、勅令第三號を以て左の如く「形體量目カ同一ナル貨幣ハ無碍通用ノ件」發布せられ、之に依り日本通貨も亦韓國內に於て法貨として通用することとなれり。

形體量目カ同一ナル貨幣ハ無碍通用ノ件（光武九年一月十九日勅令第三號）

第一條　光武五年二月十二日勅令第四號貨幣條例ヲ實施スル時ニハ同條例ニ規定セル貨幣ト品位量目及形體カ同一ナル貨幣ハ竝ニ無碍通用シテ公私ノ與受ニ使用スルコトヲ許スコト

第二條　本令ハ貨幣條例實施ノ日ヨリ一體施行スルコト

第三款　舊貨幣の整理

第一項　整理事務

舊貨幣の整理に關する事務は事金融上に密接なる關係を有する以上、中央銀行に之を委託するを最も便宜と爲す。然るに韓國に於ては未だ正式の中央銀行存在せず、唯我第一銀行は三十年來同國に店舖を開き、海關稅金の取扱を爲し、又銀行券の發行を認められる等、事實上中央銀行の地位を占め來りしものなるを以て、這次の財政整理貨幣整理に就ても同行をして之に當らしむることとし、光武

九年一月三十日を以て韓國政府は第一銀行と契約を締結したり。契約は國庫金取扱に關するものと貨幣整理に關するものとの二通あり、此の中貨幣整理に關する契約書左の如し。

第一條　大韓國政府ハ別ニ定ムル大韓國現行貨幣整理豫算ノ範圍ニ於テ貨幣整理ニ關スル事務ヲ第一銀行ヲシテ執行セシム

第二條　貨幣整理ニ關スル事務執行ニ就テハ第一銀行ハ度支部大臣ノ指揮監督ヲ遵守スヘシ

第三條　大韓國政府ハ第一銀行券ヲ公認シ公私ノ取引ニ差支ナク無制限ニ通用セシムヘシ

第四條　大韓國政府ハ貨幣整理ニ要スル一切ノ費用ニ充ツルカ爲メ貨幣整理資金トシテ金參百萬圓ヲ第一銀行ニ交付スルモノトス

第五條　第一銀行ニ於テハ貨幣整理ニ關スル一切ノ經費及收入ヲ別會計トシテ整理スヘシ

第六條　第一銀行ニ於テハ貨幣整理事務著手後一個年半ヲ經過シタル時ハ貨幣整理ノ收支計算ヲ爲スヘシ貨幣整理事務ヲ終了セシ時亦同シ

第七條　前條ノ計算ヲ爲シタル結果整理資金ニ不足ヲ生シタル時ハ大韓國政府ハ該不足金額ヲ直ニ第一銀行ニ支拂フヘシ

第八條　貨幣整理ニ關シ大韓國政府ニ損失ヲ蒙ラシメタル時ハ之ニ對シ十分ナル注意ヲ用ユトモ尙ホ損失ヲ免カルル能ハサル事ヲ證明スルニ非ル限リハ第一銀行ハ大韓國政府ニ對シ賠償ノ義務アルモノトス

右ノ條項ヲ確約シ其證トシテ契約書日韓文各貳通ヲ作リ各自貳通宛ヲ領有スルモノ也

明治三十八年一月三十一日

度支部大臣　李重玉

大韓國政府財政顧問　目賀田種太郎

株式會社第一銀行京城支店支配人　清水泰吉

度支部大臣　蓋印

本契約ノ届出ヲ受理シ之ヲ承認ス
明治三十八年一月三十一日

特命全權公使　林　權　助

右契約と同時に第一銀行は、韓國政府に對して貨幣整理資金參百萬圓の貸上を爲す事を承諾し、之に關する契約を締結せり。其の全文左の如し。

大韓國政府ハ貨幣整理ノ資金ヲ株式會社第一銀行ヨリ借入ルルニ付契約スルコト左ノ如シ

第一條　大韓國政府ハ貨幣整理ノ費用及其資金トシテ金參百萬圓ヲ第一銀行ヨリ借入ルルモノトス

第二條　前項ノ借入金ニ對シテハ年六分ノ割ヲ以テ毎年六月及十二月ニ利子ヲ支拂フ可シ

第三條　借入金ノ辨濟期間ハ左ノ如シ

一、借入ノ期日ヨリ六箇年間ニ金壹百五拾萬圓

二、右六箇年ヲ經過シタル後ノ四箇年間ニ殘額全部

但シ大韓國政府ハ右期間内ト雖モ所定ノ金額ヲ超エ隨時辨濟ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第四條　大韓國政府ハ關稅ヲ以テ右借入金ノ擔保トスルニ付第一銀行ハ之ニ對シ優先ノ擔保權ヲ有スルモノトス

右ノ條項ヲ確約シ其證トシテ契約書日韓文各貳通ヲ作リ各自貳通宛ヲ領有スルモノ也

明治三十八年一月三十一日

度支部大臣　李　重　玉

大韓國政府財政顧問　目賀田種太郎

度支部大臣蓋印

株式會社第一銀行京城支店支配人　清　水　泰　吉

本契約ノ届出ヲ受理シ之ヲ承認ス
明治三十八年一月三十一日

特命全權公使　林　權　助

同年三月日本政府は勅令第七十三號を以て、第一銀行の韓國に於ける業務に就き規定を設けたり。其の第二條に曰く、

第二條　株式會社第一銀行ハ韓國貨幣整理事務韓國官金取扱及銀行券發行ニ關スル業務ニ付テハ韓國京城ニ設置シタル支店ヲ以テ韓國總支店ト爲シ韓國各支店出張所及代理店ヲ總轄セシムヘシ

右勅令の發布と同時に外務大藏兩大臣より命令書を發せられたり。其の第二項に曰く、

一、韓國事務所ニ於テハ營業係韓國國庫金事務係竝ニ韓國貨幣整理係ヲ置キ業務ノ處理上遺憾ナキヲ期スヘシ

右命令に基き第一銀行は京城支店をして韓國各支店を總括せしめ、清水泰吉を以て支配人と爲し貨幣整理係を設け、諸般の準備を調へ、六月五日を以て貨幣整理事務處理法を定め韓國各支金庫に通達せり。其の全文左の如し。

貨幣整理事務處理件

本年七月一日ヨリ實施スベキ貨幣整理事務ハ從來補助貨ノ流通過多ニシテ此ニ因リテ本位制度ヲ紊亂セシメタルヲ以テ此ヲ整理シテ金貨本位制ヲ確立セントス。其方法ハ流通額過多ニシテ價格ノ下落最モ甚シキ舊白銅貨ハ全然此ヲ還收シ銀行券及新貨ヲ以テ代行セシメ葉錢ハ其一部ヲ還收シテ一定ノ法價ヲ保持セシメ銀貨及赤銅貨ハ其流通甚ダ少キヲ以テ現今間ハ放置シ二元ニ對シ新貨幣壹圓ノ比例ヲ以テ流通ヲ認メ倘且新貨ヲ發行シテ其不足ヲ補ヒ本位貨ハ漸次鑄造スベケレドモ現今間ハ銀行券ヲ以テ此ニ充ツル方針ナリ。銀行券及新補助貨ノ發行ニハ十分注意ヲ要シ過不及ノ弊ヲ生ゼザル樣勉勵スルハ勿論ニシテ相互間ニ加計ノ生ズル弊ヲ避ケ或ハ地方需要ノ貨幣種類ニ注意シテ劃一均等ノ方針ヲ取リ注意スルヲ要ス。

右事務處理件ハ左ノ如ク定メタルニヨリ照亮セラレン事ヲ望ム。

明治三十八年六月五日
金庫出納役代理人

貨幣整理事務處理法

一　資　金

第一條　政府交付金新貨幣舊貨幣賣下代金及雜收入ヲ以テ貨幣整理費用支撥ノ資金トナスモノナルヲ以テ中央金庫整理部ニテハ右收入ヲ畢リタルトキハ此ヲ資金ニ編入スルコト

第二條　前項資金ハ第一銀行京城支店ニ當座預金トスヘシ但シ新貨幣ハ新貨計算ヲ以テ受入レ直接中央金庫整理部ニ於テ保管シ發行ノ必要ヲ生シタルトキハ銀行預金ニ任置シタル後支出スルコト
支金庫ニテ新貨幣ヲ發行スル必要ヲ生シタルトキハ其保管セル新貨ヲ第一銀行ニ納入シタル後卽時中央金庫ニ報告スルコト

第三條　新貨幣ハ中央金庫ノ保管トス
但シ中央金庫ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ヲ各支金庫ニ保管任置スルヲ得ルコト
各支金庫ニテ中央金庫ノ指定スル所ニ依リ直接大阪支店ヨリ新貨幣ノ輸送ヲ受ケタルトキハ卽時其種類金額ヲ中央金庫ニ報告スヘシ

中央金庫ニ於テ新貨幣ヲ受取リタルトキハ其日附ヲ以テ又前項ニ依リ支金庫ヨリ報告アリタルトキハ其報告到著ノ日附ヲ以テ新貨計算ニ記帳スヘシ

第四條　各支金庫ニ整理費用ノ支撥元金ヲ置ク其額ハ中央金庫ニ於テ時々狀況ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
但シ支撥元金ハ此ヲ第一銀行ニ任置シ支撥ヲ要スル時毎ニ支出セス支撥ハ總テ第一銀行ノ代撥金トナシ置キ第十條ニ依リテ處置スルコト

第五條　資金ニ不足ヲ生シタルトキハ第一銀行ヨリ代撥シ第一銀行計算ノ科目ニ當座加貸トシテ記帳整理スヘシ

二　支　撥

第六條　舊白銅貨ノ鑑定ヲ畢了シ相換ヲ行フ時ハ支撥票ヲ作成スヘシ其支撥票ヲ以テ現金ノ支撥ヲ請求スルモノアルトキハ此ニ依リテ支撥スヘシ

第七條　納稅等ニ因リテ還收セル舊貨幣ハ交換ニ換算記帳スヘシ

第八條　大阪造幣局ヨリ新鑄貨幣ノ原價ノ送付ヲ請ヒタル時ハ大阪支店ヨリ此ヲ代納シ京城支店ニ移計セシム京城支店ハ中央金庫ニ移牒シテ貨幣整理資金計算ヨリ支撥ヲ受クヘシ韓國外ニテ整理ニ關スル費用ヲ支撥フ場合ニハ總テ右ニ準シテ處理スルコト

第九條　前二條ノ外ニ諸般費用ノ支撥ハ總テ整理部ノ通告ニ依リテ第一銀行京城支店ヨリ支撥スルコト

第十條　支金庫ニ於テ前條ノ支撥ヲ必要トスルトキハ第一銀行ヨリ代撥シ每月六回規定日(五日、十日、十五日、二十日、二十五日、末日但シ當日休日ナル時ハ其翌日、以下倣之)ニ計算報告書ヲ作リ證憑ヲ添付シテ京城支店ニ報告シ京城支店ハ中央金庫ニ移牒シテ貨幣整理資金ヨリ支撥ヲ受クヘシ
支撥ニ關スル證憑書類ハ總テ中央金庫整理部ニテ保管スヘシ

三　舊貨處置

第十一條　各支金庫ニテ保管スル舊白銅貨ハ便宜上此ヲ中央ニ輸送スヘシ

第十二條　中央金庫ニテハ其保管スル舊白銅貨ヲ便宜上舊典圜局ニ送付シ鑄潰シタル後賣下其他ノ處分ヲ行フコト

第十三條　葉錢ハ此ヲ釜山支金庫ニ輸送シテ同支金庫ニテ保管シ中央金庫ノ指揮ヲ待チテ處置スヘシ
但シ他ノ支金庫ニ輸送保管セシムル必要アルトキハ中央金庫ハ其旨ヲ豫メ通知スヘシ

第十四條　前二條ノ賣下代金其他雜收入ヲ支金庫ニテ受領シタルトキハ卽時中央金庫ニ報告スヘシ

四　帳簿及報告

第十五條　貨幣整理計算ノ收支ハ左記ノ科目ニ分チ中央金庫ニテ證憑通リ分辨シ記帳整理スヘシ

資金計算　　舊貨買上計算
新貨製造代金計算　　諸　經　費
新貨計算　　第一銀行計算

第十六條　中央金庫整理部ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ毎日其出入ヲ記帳スヘシ

一、貨幣整理計算元帳（書式第一號）
一、舊貨相換元帳（同　第二號）
一、舊貨買上元帳（同　第三號）
一、舊貨處置元帳（同　第四號）
一、舊貨現在帳（同　第五號）
一、舊貨買上帳（同　第六號）
一、新貨現在帳（同　第七號）
一、貨幣整理計算計減餘額帳（同　第八號）

第十七條　各支金庫整理部ニ左ノ帳簿ヲ備置キ毎日其出入ヲ記帳スヘシ

一、貨幣買上記入帳（書式第九號）
一、舊貨相換記入帳（同　第十號）
一、舊貨現在帳（同第十一號）
一、新貨現在額帳（同第十二號）

第十八條　各支金庫整理部ハ毎月六回規定ノ日ニ第十三號書式ニ依リテ舊貨交換ニ關スル一切ノ事項ヲ中央金庫ニ報告スヘシ

第十九條　中央金庫ハ諸般ノ報告ヲ綜合シテ毎月一回貨幣整理ニ關スル必要事項ヲ度支部大臣ニ報告スヘシ

（書式省略）

翌年七月第一銀行は更に京城支店の職務權限を擴張し、名稱を改めて韓國總支店と爲し、特に取締役市原盛宏を派遣して支配人と爲し、一般中央銀行の業務を主宰せしむると同時に、益貨幣整理の事業に力を致せり。

韓國政府が同國内に於ける本邦貨幣の無碍流通を認めたることは既述の如くなるが、今や更に第一銀行券をも公認し、公私の取引に無制限に通用せしむることを約したり。抑第一銀行券の發行は夙に我政府の公認を得たるのみならず、之に對する韓民の信用も亦漸く厚かりしが、玆に韓國政府も亦之を公認するに至り、同國の兌換銀行券として廣く流通するに至れり。

第二項　舊貨幣の還收

光武九年一月貨幣條例の實施を發布すると同時に、勅令第四號を以て「舊貨幣訂期交換ニ關スル件」を公布し、尋で同年四月「貨幣條例實施ニ關スル訓令」、五月「舊貨交換ニ關スル電訓」、六月「新貨條例ノ實施ト舊白銅貨還收ニ關スル訓令」を發して舊貨幣整理の方針を廣く地方當局竝に民衆に知らしめたり。

即ち左の如し。

舊貨幣訂期交換ニ關スル件（光武九年一月十九日勅令第四號）

第一條　光武五年二月十二日勅令第四號貨幣條例ヲ遵據シテ本位貨幣ヲ金ヲ以テシタルニヨリ既往發行シタル通貨ハ左開條規ニ依リテ新貨ト交換或ハ還收スル事

第二條　舊貨銀十兩（銀二元モ亦同）ハ新貨金壹圓ニ相當スル比額ヲ以テ政府ノ便宜ニ依リテ漸次ニ交換或ハ還收ス

ル事

第三條　舊白銅貨幣ノ交換及還收ハ光武九年七月一日ヨリ開始スル事

第四條　舊白銅貨幣ノ交換畢了ノ期限ハ滿一箇年以上トシ度支部大臣カ便宜ニ依リテ定ムル事

第五條　舊白銅貨幣交換期限終了セル後ニハ其通用ヲ禁止スル事

但通用禁止セル後六箇月間ハ公納ニ用ユルヲ得ル事

第六條　上開諸條ニ依リテ還收及交換スル方法及其交換場所ハ度支部大臣之ヲ定ムル事

貨幣條例實施ニ關スル件（光武九年四月三日訓令）

勅令第二號貨幣條例ハ業ニ頒布セラレタルヲ以テ大小ノ民人カ想宜知悉シタルヘシ六月一日ヨリ行々將ニ實施シテ既往行用ノ舊貨ハ併當還收或交換スヘシ先ツ舊貨中ノ白銅貨ヲ七月一日ヨリ舊貨二元ニ新貨一圓ヲ以テ交換スヘシ此交換比價ハ已ニ本年一月十八日（制定日）勅令第四號第二條ニ揭頒シタレトモ尙ホ未解ヲ慮リ玆ニ發訓スルニヨリ卽時諺文ニ翻謄シ各坊面ニ告示シテ大小人民ヲシテ咸ナ須ク知悉セシムル事

一、還收ハ民人ニ所納公錢ヲ舊貨ヲ以テ收納セシムル事

一、交換ハ民人ニ所有舊貨ヲ京城或ハ地方交換所便近ニ從ヒテ交換ヲ請ヘハ無碍換給スル事

一、舊貨二元ニ新貨壹圓ヲ以テ換給スル舊貨ハ銀貨本位ナリ舊白銅貨ハ舊銀貨補助ナリ新貨ハ金貨本位ニシテ價格カ日貨ト相適ノ位置ナリ是ヲ以テ定ムル事

舊貨交換ニ關スル件（光武九年五月十六日電訓）

政府ヨリ發行セサル貨幣ハ交換及諸般ノ受授ニ使用スルヲ得サルハ勿論ナルカ近來麁造貨ノ流通夥シクシテ人民中藏シ置キタルモノ少カラサルニヨリ政府ハ特ニ民情ヲ察シテ該麁造貨中其性形カ正貨ニ準スヘキモノハ務メテ交換シテ人民ニ損害ノ多カラサル樣勉ムル故ニ人民等ハ政府ヲ信シ毫モ疑惑スルコト無カルヘシ此段訓令スルニ付卽時管下各郡各面里ニ此旨ヲ以テ屢々告示シテ人民ヲシテ安心セシムヘシ

新貨幣條例ノ實施ト舊白銅貨還收ニ關スル件（光武九年六月八日訓令）

本年四月三日ニ新貨幣條例ノ實施ト舊白銅貨ノ還收及交換ニ關シテ民人ヲシテ預メ知悉セシムル事ヲ已ニ發訓シタルモ或ハ未タ周知ニ及ハサルモノアルヲ慮リ此通貨ヲ一大改革セシムルヲ以テ一般人民ノ疑惑ヲ全ク渙釋セサルトキハ經濟上ニ不好ノ結果ヲ招致シ或ハ奸商輩ヲシテ民人ノ無知ヲ利用セシメ其弊ノ滋蔓ニ堪エサルヘシ故ニ貨幣ニ關スル勅令ト已發ノ訓令ヲ玆ニ添付シテ更ニ訓令スルニ付訓到卽日ニ國文ヲ以テ翻謄シ各坊谷ト民人群集スル處ニ揭布シテ僻遠ノ人民ト雖モ貨幣交換ト改革ノ要旨ヲ咸ナ須ク知悉セシメ政府ノ眷々有意ノ所ヲ到底徹貫セシムルヲ爲宜事

左　開

一、舊白銅貨ト交換スル新貨ハ卽チ新白銅貨（五錢）新銀貨（二十錢及五十錢）及日本第一銀行券及日本銀行兌換券ナリ兌換券ハ卽チ金貨紙幣ニシテ我國元位金貨カ日本金貨ト質樣同一ナルカ故ニ通用無碍ナル事

二、白銅及銀貨ハ補助貨ニシテ小數取引ニ便ナルタメ發行スルモノニアラス且新貨ハ凡テ日本貨幣ト同一標準ニシテ同一價格ナル事

三、新舊貨交換期限ハ勅令第四號第四條ニ依リテ滿一年以上トシ其間舊白銅貨ハ從前ノ通リ無碍通用シ右交換期限畢了シタル後モ尙六箇月間ハ公納ニ用ユルカ故ニ來ル七月一日ヨリ新舊貨ノ交換ヲ始ムルモ民人等ハ目下急ニ換去スル必要ナク徐々ニ其便宜ニ從ヒテ換去スルヲ爲宜事

四、新發行金銀白銅貨ノ式樣ト勅令第四號第六條ニヨリテ舊白銅貨ノ交換方法ト交換所ハ官報ヲ以テ頒布スル事

次に舊貨幣還收の具體的方針に就て見るに、幣制紊亂の最大原因を爲せる舊白銅貨に就ては、國庫金收納に依るの外特に交換所を設け、一般の請求に應じて新貨と交換することとし、舊銀貨及舊赤銅

貨は其の發行小額なるを以て、漸次還收するの方針を採り、又所謂葉錢は漸を追うて還收するも、其の一部分は之を殘して補助貨に充つることとしたり。舊白銅貨交換に關する規定左の如し。

舊白銅貨交換ニ關スル件（光武九年六月二十四日度支部令第一號）

第一條　舊白銅貨交換ニ關スル事務ハ金庫ヲシテ處理セシメ度支部大臣之ヲ監督ス

第二條　交換ノ爲メ提供セル舊白銅貨ハ總テ貨幣鑑定役ヲシテ之ヲ鑑定セシム

貨幣鑑定役ハ度支部大臣之ヲ任命ス

第三條　舊白銅貨ノ品位量目印像形態カ正貨ニ準スルヲ得ヘキモノハ每個ニ對シテ金貳錢五厘ノ比價ヲ以テ新貨ト交換スヘシ

前項ニ合當セサル不正舊貨ハ每個ニ對シテ金壹錢ノ比例ヲ以テ政府ニ於テ買收ス右買收ヲ望マサルモノニ對シテハ政府ヨリ切斷シテ此ヲ還交スヘシ但形質麁粗ニシテ貨幣ト認メ難キモノハ買收スル限ニアラス

第四條　前條ニ依リテ交付スル代金ノ種類ハ本年一月勅令第三號及第四號ニ依リテ新貨幣第一銀行券及日本通貨ノ中ヲ以テ金庫ヲシテ適宜ニ之ヲ定メシム

第五條　貨幣交換所ハ先ツ左ノ地方ニ之ヲ設置ス

京城　平壤　仁川　群山　鎭南浦

但シ京城交換所ハ來七月一日ヨリ開始スレトモ其他ノ地方ニ在ル交換所ノ開始ハ追テ告示ス

尙ほ同時に度支部令第二號を以て次の如き舊白銅貨交換處理順序を定めたり。

舊白銅貨交換處理順序（光武九年六月二十四日度支部令第二號）

第一條　舊白銅貨ノ交換ヲ請求セントスルモノハ休日外每日午前九時ヨリ正午十二時迄ニ舊白銅貨ヲ交換所ニ持參スヘシ

第二條　舊白銅貨ハ二百五十元又ハ五百元每ニ堅牢ナル櫃ニ盛リテ持參スヘシ但シ之ニ充タサル數ハ堅牢ナル櫃又ハ袋ニ入レテ其表面ニ個數ヲ示明スヘシ

第三條　舊白銅貨ノ個數ハ交換所ニテ計算セル所ニ依ル

第四條　交換ヲ請求スルトキハ交換所ニ備置ケル附屬書式第一號ノ請求書ニ居住姓名ト請求年月日舊白銅貨個數ト容器個數ヲ記入シテ舊白銅貨ト共ニ提出スヘシ

第五條　請求書ニ舊白銅貨ヲ添ヘテ交換ヲ請求スルモノ有ル時ハ接受所掌ハ之ヲ接受シテ計算所掌ニ送付スヘシ

第六條　計算所掌ハ請求書ノ到著順序ニ依リテ號數ヲ記入シ甲號ト乙號間ニ符印ヲ押シタル後之ニ記載セル事項ヲ登記シ請求書ニ附屬セル任置票ニ符印ヲ押シタル後之ヲ切斷シテ請求者ニ交付スヘシ

第七條　計算所掌ハ前條ノ順序ヲ經タル後請求書ノ甲號ト乙號ヲ切斷シテ乙號ハ舊白銅貨ト共ニ鑑定所掌ニ送付スヘシ但シ舊白銅貨ニハ請求書ノ號數及容器ノ個數ヲ示明セル札ヲ付スヘシ

第八條　鑑定所掌舊白銅貨ヲ受ケタル時ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ甲種及乙種ヲ各嚢袋ニ盛納シテ之ノ請求書ノ號數ト容器個數ヲ示明セル札ヲ付シテ倉庫所掌ニ交付スヘシ

第九條　鑑定所掌ハ乙號請求書ニ鑑定ノ結果ト白銅貨ノ個數ト容器個數及號數ヲ記入シテ之ヲ計算所掌ニ送付スヘシ

第十條　鑑定所掌カ其受納セル舊白銅貨中其日內ニ鑑定ヲ終了セサルモノアルトキハ假リニ之ヲ倉庫所掌ニ越交シテ翌日更ニ倉庫所掌ヨリ之ヲ受納シ前載ノ順序ニ依リテ鑑定スヘシ

第十一條　前條ノ鑑定ヲ終了セサル舊白銅貨ヲ倉庫所掌ニ越交スル時ニハ之ニ伴ヘル乙號請求書ハ之ヲ計算所掌ニ送付シテ翌日鑑定セシムルニ際シ更ニ之ヲ受納スヘシ

計算所掌カ前項ノ送付ヲ受ケタル時ハ之ヲ倉庫所掌ニ權交セル舊白銅貨ニ對照スヘシ

第十二條　計算所掌カ鑑定所掌ヨリ鑑定ヲ畢リタル舊白銅貨ニ對スル乙號請求書ヲ領受シタルトキハ之ヲ

甲號ト對照シテ成績欄ニ交付スヘキ代金ノ額ヲ記入シ成績欄ニ記錄セル事項ヲ登記シテ請求者ニ任置證ト引換ニ附屬書式第二號ノ支撥票ヲ交付スヘシ

第十三條　支撥票ノ交付ハ正午十二時ヨリ午後四時迄トス

第十四條　計算所掌カ支撥票ヲ交付スル時ハ之ヲ倉庫所掌ニ通知シテ之ニ對スル舊白銅貨ハ各種毎ニ各其備置セル嚢袋ニ盛納セシメ之ニ封印ヲ施シテ他者ヲシテ混同セシメサル樣保管セシムヘシ

（附屬書式省略）

舊貨幣の交換は貨幣條例所定の新貨幣及日本銀行券竝に第一銀行券に依るものなるが、兩銀行券は姑く措き、新貨幣は交換に先ち急速に之を製造するの必要ありたり。而して既述の如く典圜局の廢止に依り之が鑄造は帝國造幣局に委託することと定められたるを以て、豫め補助銀貨半圜二十錢及五錢白銅貨の三種の鑄造を大阪造幣局に委託し、以て引換に支障なからしめたり（新貨の鑄造發行に就ては次款參照）。

次に舊貨幣の還收狀況を見るに、由來舊白銅貨の交換還收に就ては、當時韓國の實情に通ずるもの殆んど總てが其の成果を疑ひたる程にして、之を事實に徵するも、流說百出して人心安んぜず、時に或は不穩の擧動あらんとし、實に一大難事業に屬したり。卽ち舊來政府を信ぜざる韓人は、白銅貨の交換に對しても頗る危惧の念を抱き、果して相當の代り金を得べきやに就き疑念を有したるもの多く、從つて蓄積せる白銅貨は寧ろ速に土地其の他の物品に代へんとの傾向を生じ、爲に白銅貨の價格は日々下落し、益々人心に不安を與へたり。然るに他方日淸兩國の商人中には此の機に乘じて其の買占を爲して奇利を博せんとするものあり。加之代り金として交付すべき新貨幣は未だ一般の信用を博するに至らず、其の交付後に於て如何なる事態を惹起すべきやは洵に計り知るべからざるものありたり。然れども交換の信賴するに足るべきこと漸次明かとなるに及びては、次第に圓滑に其の事務を進捗せしむることを得たり。舊白銅貨の整理は右の如き方法に依るの外、稅金其の他國庫納付金に使用するを得しめ、又信用ある商人に委託し貨幣整理資金を以て買收せしむる方法を採り更に銀行會社の受入したるものを中央金庫に買收するの制をも立て、尙ほ從來の度支部現金出納官吏或は稅關より引繼ぎたるものもありたり。

以上の如き諸手續を以て光武十年（明治三十九年）末迄に還收を了したる舊白銅貨は實に二億六千六百四十八萬餘枚、此の額面金額千三百三十二萬餘元に達したり。其の後に於ても民間には固より仍ほ多少の流通ありしと雖も、還收の進捗に從ひ舊白銅貨整理の目的は略達せられたりと認められしを以て、隆熙二年（明治四十一年）十一月に至り、同月末日以後交換を廢止し、且つ其の通用を禁止する旨布告し（度支部告示第十六號）、更に翌三年（四十二年）五月勅令第五十八號を以て、其の公納使用期限を同年十二月三十一日迄と定めしに依り、爾後白銅貨は全く廢貨と化し、茲に其の整理は完了したり。

次に葉錢・舊銀貨及舊赤銅貨の還收に就ては、特に交換の方法を採らず、國庫收納に依りて漸次其の目的を達せんとしたり。此の內、舊銀貨及舊赤銅貨は共に其の鑄造額僅少なりし爲め殆んど問題とせられざりしが、葉錢の還收に就ては多少の經緯を見たり。蓋し葉錢は本來小額面にして其の實價と通用價格とに大差なく、白銅貨の如く弊害を生ずること大ならざりしのみならず、韓國の實情は猶ほ斯かる小錢の存在をも必要とせしを以て、全部の還收を目的とせず、一部分は之を殘存流通せしむるの方針を採りたり。而して其の還收方法は、光武九年（明治三十八年）七月以降葉錢一個に付一厘五毛の換算率を以て收納し、一旦收納したるものは再發行を停止して流通額の減少を圖ることとしたるの

が、更に翌十年十一月より新に買上交換の途を開きたり。然るに銅相場の騰貴に依り同十一年二月には交換率を一厘八毛五とし、三月には二厘に引上げたるを以て、交換を求むる者次第に多く、從て市場流通額は漸次減少したり。此の時に當り相場の差益を利せんとする者の葉錢買煽買占を爲す者ありし等の爲め、頻りに其の相場昂騰し、遂に二厘五毛を唱ふるに至りしを以て、當局は一方に新貨の普及を圖ると共に、葉錢の建相場を廢止し、又各銀行の葉錢擔保貸付葉錢手形の發行を禁止する等諸種の方策を講じたる結果、葉錢の流通は更に減少且つ安定することを得たり。仍て同年末に至り當初の方針の如く準補助貨として少額の通用を認むることとし、更に隆熙二年六月に至り、之を一種の法貨として通用せしめ、其の價格を二厘と定むるの勅令を發布したり。

勅令第四十一號（隆熙二年六月二十六日）

第一條　葉錢ノ通用價格ハ一枚ニ對シ金貳厘トシ五枚ヲ以テ壹錢トス

第二條　葉錢ハ金壹圓迄ヲ限リ法貨トシテ其通用ヲ認ム

本令ハ隆熙二年七月一日ヨリ施行ス

斯くして回收せられたる葉錢は、光武九年七月より同十一年十月末日迄に鑄潰されたるもの四千八百貫目餘、大阪造幣局に依頼して鑄潰したるもの十萬餘貫に達したるが、此の外銅相場の騰貴に依り地金として海外に輸出せられたる額は、光武十一年六月迄に約百五十萬圓に達したり。又舊白銅貨の光武十一年十月末日迄の交換總額七百餘萬圓も之を鑄潰して賣却せられ、其の他少量の鉛錢及鐵錢も亦地金として夫々處分せられ、茲に舊貨幣の整理は完成したり。

貨幣整理事業は斯くして著手以來數星霜殆んど舊貨幣の全部を回收し、新貨幣は到る處圓滿なる流通を見、茲に其の一段落を告ぐるの域に達したるを以て、明治四十四年二月末日限り其の事業を閉鎖して、之が收支勘定を計算し、當初整理資金として第一銀行より借入れたる三百萬圓及第一銀行より貨幣整理事務を引繼ぎたる朝鮮銀行の立替金四百三十八萬餘圓は、明治四十四年法律第十一號に依り之を貨幣整理資金特別會計に移屬せしめ、將來朝鮮に流通せしむべき內地貨幣の鑄造益金を以て漸次之を償還することとせり。

第四款　新貨幣の鑄造發行

第一項　鑄　造

貨幣條例は主として帝國の貨幣法に則りたるものにして、本位金貨は稱呼を異にするのみにして種類・品質・量目全く同じく、補助貨は當初小異ありしも、條例改正後は之れ亦全く帝國の制度に歸一したり。

之より先韓國政府は龍山に典圜局を設け、洋式の機械を備へ、本邦より技師を招聘して製造に當らしめたるが、同局の組織不完全なりしのみならず、從來殆ど白銅貨のみを製造し、幣制紊亂の根元を爲したり。茲に於て我財政顧問就任後直ちに其の廢止を斷行し、新貨の鑄造は日本政府と協議し、大阪造幣局に依頼したること既述の如し。仍て大藏省は右製造に關する取扱手續を左の如く定めたり。

韓國貨幣製造ニ關スル手續

一、韓國政府ノ依頼ニ依リ日本造幣局ハ韓國貨幣ヲ製造スヘシ

二、第一銀行ハ韓國貨幣整理ニ關シ韓國政府ノ依託ヲ受ケタルニ依リ韓國貨幣製造ニ關スル一切ノ取扱ヲナスヘシ

三、第一銀行ハ韓國貨幣ノ製造ヲ要スル時ハ其種類金額ニ見本ヲ添ヘテ造幣局ヘ申込ムヘシ尤モ金貨ノ製造ニ付テハ金地金ヲ輸納スヘシ貨幣製造期間ハ造幣局トノ協定ニ依ルモノトス

四、造幣局ハ貨幣ノ製造ニ要スル總テノ經費ヲ豫算シテ之ヲ第一銀行ニ通知シ必要ニ從ヒ時々第一銀行ヲシテ豫算金額ヲ納付セシムヘシ

五、第一銀行ハ前條金額納付ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ造幣局指定ノ金庫ニ納付スヘシ

六、造幣局ハ貨幣ヲ製造シタルトキハ之ヲ大阪第一銀行支店ニ交付スヘシ而シテ製造完了シタルトキハ費用ヲ精算スヘシ

七、造幣局ハ韓國貨幣ヲ製造シタルトキハ其都度之ヲ大藏省ニ報告スヘシ

八、韓國引上舊貨幣ヲ造幣局ニテ買上ントスル場合ニハ見本ニ依リ其價格ヲ算出シ第一銀行ト協定スヘシ此場合ニ於テハ大阪造幣局ニテ現物ヲ授受スルモノトス

九、韓國引上舊貨幣ノ切斷鑄潰又ハ精製ヲ造幣局ニテ引受クル場合ニハ第四乃至第六ニ準據スヘシ

右の如く第一銀行は貨幣製造に關する一切の取扱を爲すこととなりたるを以て、大阪造幣局と左の契約を締結せり。

韓國貨幣製造ニ關スル造幣局トノ契約書

第一銀行ハ韓國政府ノ依託ヲ受ケ韓國貨幣整理ノ取扱ヲナスニ付テハ造幣局ト第一銀行ト契約スルコト左ノ如シ

第一條　造幣局ハ第一銀行ノ請求ニ依リ韓國貨幣ヲ製造スヘシ

第二條　第一銀行ハ製造ヲ要スル韓國貨幣ノ種類數量期日等ニ付キ前以テ造幣局ニ協議スヘシ

第三條　材料地金ハ銀銅「ニツケル」等ハ造幣局ニ於テ買入ルヘキニヨリ其代金ハ隨時造幣局ノ通知ニヨリ時價ヲ以テ第一銀行ヨリ前納スヘシ但金地金ハ第一銀行ヨリ輸納スルモノトス其精製ヲ要スルモノハ實費ヲ納入スヘシ

第四條　造幣局ハ第一銀行ノ請求ニ依リ製造シタル韓國貨幣ヲ五十枚宛紙包トナシ（箱詰ノ上）造幣局ニ於テ之ヲ第一銀行ニ引渡スモノトス

第五條　工費極印製造費及工業減ハ隨時造幣局ノ通知ニ依リ雙方協議ノ上改定スルコトアルヘシ

第六條　工業費ハ左ノ如ク定ム但時宜ニ依リ雙方協議ノ上改定スルコトアルヘシ

補助銀價	百圓ニ付　壹圓貳拾五錢
五錢白銅貨	同　參圓貳拾錢
壹錢青銅貨	同　拾六圓八拾貳錢
金貨	同　壹圓

前項ノ外極印製造費ハ別ニ之ヲ徵收スルモノトス

第七條　韓國引上舊貨幣ヲ造幣局ニテ買受ケントスル場合ニハ現物ニ付キ時價ヲ算出シ雙方協議スヘシ

第八條　韓國引上舊貨幣ノ切斷鑄潰又ハ精製ヲ造幣局ニテ引受クル場合ニハ第一銀行ハ造幣局ノ指定スル相當ノ費用ヲ納入スヘシ

右ノ條項ヲ契約シタルノ證トシテ玆ニ記名調印致候也

明治三十八年四月十七日

株式會社第一銀行頭取　澁澤榮一

造幣局長　長谷川爲治

然るに右取扱手續は多少の不便なきにあらざるを以て、隆熙元年（明治四十年）六月に至り之を改正して、度支部より直接造幣局に依頼することとなり、其の手續を左の如く協定したり。

第一、貨幣依託ニ關スル詳細ノ事項ハ左ノ方法ニ依リテ定ム

第二、度支部大臣ハ鑄造ヲ要スル貨幣ノ品質種類數量鑄造期間等ニ付キ豫メ造幣局ニ通知スヘシ

第三、鑄造貨幣ノ地金代金ハ鑄造當時ノ時價ニ依リ造幣局ノ通知ニ應シ韓國政府之ヲ支拂フ但地金ヲ提供シテ鑄造ヲ依賴スル場合ニ於テハ韓國政府ハ第五及第六ノ費用ノミヲ負擔ス

第四、造幣局ハ鑄造スル貨幣ヲ五十枚宛紙包トナシ箱詰ノ上之ヲ第一銀行大阪支店ニ引渡スヘシ

第五、工業費極印製造費工業減ハ鑄造ノ都度造幣局ノ通知ニ依リ韓國政府之ヲ支拂フ

第六、工業費ハ當分左ノ通之ヲ定ム

金貨	貳拾圓	千圓ニ付
	拾圓	同
	五圓	同
銀貨		百圓ニ付
白銅貨		同
青銅貨	壹錢	同
	半錢	同

第七、韓國引上舊貨幣ノ切斷鑄潰又ハ精製ニ關シテハ造幣局ハ之ニ要スル相當ノ費用ヲ請求スヘシ

第八、造幣局長ハ便宜財政顧問ヲ經テ凡テ度支部大臣ト交涉スルコト

第一銀行との契約成りしを以て、光武九年四月大阪造幣局は韓國政府より舊典圜局の造幣機械（大伸延機三臺・中伸延機二臺・仕上ヶ伸延機一臺・小壓穿機四臺・大壓穿機三臺・剪斷機二臺・壓緣機三臺・大壓印機三臺・中壓印機四臺・壓印機六臺・傳動齒車及車軸一式及以上諸機械附屬品一式）を借入し、第一銀行の依賴に從ひて漸次新貨の製造に從事したり。今製造の概況を述ぶべし。

本位金貨は元來市場に盛んに流通するものにあらざるのみならず、之に代るべき銀行券の兌換準備としては日本銀行券を以て之に充つることとせしに因り、差當り其の製造を爲すことなかりしが後貿易其の他の關係上必要を生ずるに及び、光武十年十月始めて二十圓金貨五萬圓・十圓金貨五萬圓を製造し、爾後隆熙三年十一月迄三種の金貨合計百四十五萬圓を製造したり。之に反して補助貨幣は貨幣整理著手と同時に、直ちに其の必要を生ずべきを以て、光武九年五月より製造を開始し、年々其の所要額を豫定して之を製造したり。今各貨幣製造額を月別に表示すれば左の如し。

自光武九年五月
至隆熙三年十一月 韓國新貨幣製造額表

年月	本位貨幣 貳拾圓	拾圓	五圓	合計	補助貨幣 銀貨半圓	同二十錢	同十錢	白銅貨五錢	青銅貨一錢	同半錢	合計	總計
光武九年五月	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 130,000	円 0	円 0	円 130,000	円 130,000
同六月	0	0	0	0	0	0	0	239,720	0	0	239,720	239,720
同七月	0	0	0	0	230,000	300,000	0	240,000	0	0	770,000	770,000
同八月	0	0	0	0	300,000	200,000	0	260,000	0	0	960,000	960,000
同九月	0	0	0	0	0	0	0	170,000	0	0	170,000	170,000
同十月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同十一月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同十二月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光武十年一月	0	0	0	0	0	0	0	130,800	0	0	130,800	130,800
同二月	0	0	0	0	400,000	0	0	50,000	0	0	450,000	450,000
同三月	0	0	0	0	200,000	0	0	100,000	0	0	300,000	300,000
同四月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同五月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同六月	0	0	0	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000	150,000

	光武七年十月	同八年九月	同九年十月	同十年十月	同十一年十二月	隆熙二年一月	同三年二月	同四年三月	同五年六月	同六年七月	同七年七月	同八年八月	同九年九月	同十年十月	同十一年十一月	同十二年十二月	隆熙元年一月	同二年二月	同三年三月	同四年四月	同五年五月	同六年六月
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	五〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	六〇、〇〇〇	0	0
	0	0	0	五〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	五〇、〇〇〇	0	0
	0	0	0	一〇〇、〇〇一	0	0	0	八〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	二〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	0	0
	0	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一
	0	0	0	四〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	一、〇〇〇	一四八、一七二	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	四〇、〇〇〇	五一、八六八	0	二五、〇〇〇	三五、〇〇〇	0	0	0	0	0	四〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	一五、〇〇〇	一三六、八六八	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
	0	0	0	一五、〇〇〇	一九八、一七二	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇

第二項　發行及流通

新貨幣中本位金貨の製造高は合計百四十五萬圓にして、右は全部發行せられたるが、此の中僅少の分を見本として各地金庫其の他へ配布したる外は、殆んど全部銀行券發行の正貨準備として第一銀

	同七年七月	同八年八月	同九年九月	同十年十月	同十一年十一月	同十二年十二月	隆熙三年一月	同二年二月	同三年三月	同四年四月	同五年五月	同六年六月	同七年七月	同八年八月	同九年九月	同十年十月	同十一年十一月	同十二年十二月	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一、五〇〇、〇〇〇
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	五〇、〇〇〇
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	五〇、〇〇〇
	0	0	0	0	0	0	0	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一、四五〇、〇〇〇
	0	0	0	五〇〇、〇〇〇	0	0	0	0	0	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇一	三〇〇、〇〇一	二〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	三、一〇〇、〇〇一
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一〇〇、〇〇一	三〇〇、〇〇一	二〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	一〇〇、〇〇一	二、一〇〇、〇〇一
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	四〇、〇〇〇
	0	0	0	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一九八、一七二
	0	0	0	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五一、八六八
	0	0	0	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三六、八六八
	0	0	0	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一九八、一七二

行發行部に保管したり。

次に補助貨幣は舊白銅貨及葉錢の引換回收に應じて、漸進的に發行し、以て幣制改革に依る民心の不安、取引の混亂を避け、民衆をして漸次之に親熟し、其の信用を得るの方針を採れり。此の方針の下に第一銀行は、新貨幣の發行に就き明治三十八年六月各支店出張所に對し左の如き通牒を發したり。

新補助貨幣發行方針ニ關スル件

新補助貨幣發行ノ多寡ハ貨幣整理ノ上ニ至大ノ關係アルヲ以テ、大凡左記ノ方針ニ依リ漸次發行スル義ニ有之候間實際ノ狀況ニ應ジ活用ノ道ヲ誤ラザル樣御注意相成度、此段及御通達候也。

明治三十八年六月十日

金庫出納役
京城支店支配人　清水泰吉

第一、現今舊白銅貨ノ流通過多ナルヲ以テ當分ノ內新補助貨ハ可成發行セズ舊貨ノ引上ニ伴ヒ漸次發行スルヲ必要トス。加之多額ノ舊白銅貨ヲ持參シテ引換ヲ請求スルモノハ、其代リ金トシテ再ビ不便ナル補助貨ヲ受取ルコトヲ好マズ、多クハ銀行券ヲ要求スルカ又ハ銀行ニ取引ヲナセルモノハ當座ニ振替ユルコトヲ豫期セラルベキヲ以テ舊白銅貨交換ノ代リ金ハ當分左記ノ方針ニヨリテ交付スルコト。

一、新補助貨ハ希望者ノ要求ニ依リテ渡スベシ。

但シ可成代リ金ノ一割ヲ超ヘザルコト。

一、代リ金ヲ當座口ニ振替ヲ希望スルモノハ其取扱ヲ爲スコト。

一、其他ハ可成銀行券ヲ交付スルコト。

第二、國庫金支拂ノ場合ニ於テ受取人ガ現金先授官吏其他ノ官吏ニシテ更ニ多數ノ債權者ニ分割支拂ヲ要スルモノナルトキハ其官吏ノ申出ニ依ルコト。

第三、普通銀行取引ノ關係ヨリシテ新補助貨ヲ希望スルモノアルトキハ特ニ新貨ノ發行ヲ不便トスル事情ナキ限リ其希望ヲ容ルルコト。

第四、小額銀行券（五拾錢以下）及日本補助貨ハ補助貨不足ノ場合ノ外可成之ヲ發行セザルコト。

第五、銀貨及白銅貨ハ各金庫整理部保管高ニ比例シテ取交ゼ交付スルノ方針ナルモ兩種貨幣流通ノ狀況ヲ斟酌シテ其交付割合ヲ增減スルコト。

第六、五錢以下ノ支拂ニ付テハ青銅貨ノ鑄造來年度ニアラザレバ出來上ラザルヲ以テ當分從來ノ赤銅貨及日本青銅貨ニ依ルコト。

第七、各金庫ハ新貨流通ノ狀況ヲ注意シ前諸項ノ方針ヲ變更スベキ事情アルトキハ特ニ舊白銅貨ノ流通額減少シテ新貨幣ヲ增發スルノ時機ニ達セルコトヲ發見シタルトキハ、其事情ヲ速ニ中央金庫ニ通告シテ其指揮ヲ待ツコト。

但シ至急ヲ要スル場合ニハ決行ノ後其事情ヲ詳細報告スルコト。

右の如く第一銀行は新貨幣の發行に就ては愼重なる態度を採り、民衆をして嫌厭忌避の念を起さしめず、進んで之が使用慣熟を圖り、若し新貨幣に對して疑念を抱く者ある時は、鄭重に其の性質を說明し、任意受領を待ちて始めて之を授受したり。但し官吏の俸給、其の他官廳又は官吏の直接現金支拂には、每回必ず若干の新貨幣を交付することとせしが、是れ蓋し此の種の支拂は世人の甚だ信用する所にして、新貨の流布上にも亦便宜なる方法なりしを以てなり。

而して前款に述べたるが如く、舊白銅貨の還收は頗る敏速にして、數月ならずして其の額百萬圓に達し、今や新補助貨の積極的撒布を必要とするに至りしを以て、第一銀行は或は補助貨缺乏の地方に行員を派遣して交換を爲さしめ、或は各地方に於て貸銀其の他多額の補助貨を必要とする會社等に對して、運賃を支給現送して新貨幣を支拂に充てしめ、或は地方商人にして新貨幣を使用せんとする

者に對しては、無利息を以て資金を貸與する等の方法に依りて、新貨幣の流布を圖れり。就中新貨幣の無利子貸付は頗る好成績を擧げしを以て、更に之を擴張して隆熙元年一月以降各銀行・各地金融組合其の他確實なる會社等にも漸次貸出を擴張したり。斯くて右貸出高は直接商人に對する分を合せて百九十七萬二千二百九十圓に達し、新貨幣の普及に最も寄與したり。

以上の如くにして新貨幣の發行高は年々增加し、流通の景況又日を追うて良好となり、當初新貨幣を嫌忌し、舊貨幣に依るにあらざれば米其の他の物産を購入するを得ざりし地方に於ても、朞年ならずして今や却て之を不便とし、新貨幣を悅ぶに至れり。今補助貨幣の發行高を月別に表示すれば左の如し。

自光武九年六月至隆熙三年十一月新補助貨幣每月末發行高表

年月	銀貨			白銅貨	青銅貨		合計
	半圜	二十錢	十錢	五錢	一錢	半錢	
	円	円	円	円	円	円	円
光武九年六月	〇	〇	〇	二,四〇〇・〇〇	〇	〇	二,四〇〇・〇〇
同　七月	二,〇〇〇・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	〇	三,三〇〇・〇〇	〇	〇	六,三〇〇・〇〇
同　八月	七八,一三五・〇〇	三九,〇六〇・〇〇	〇	一〇,八一五・〇〇	〇	〇	一三八,〇〇〇・〇〇
同　九月	八九,五二五・〇〇	四四,三三〇・〇〇	〇	一四,七四五・〇〇	〇	〇	一四八,六〇〇・〇〇
同　十月	九四,〇〇〇・〇〇	四六,八二〇・〇〇	〇	一九,〇〇〇・〇〇	〇	〇	一五九,八二〇・〇〇
同　十一月	一〇六,一五〇・〇〇	五六,一九〇・〇〇	〇	五三,二八〇・〇〇	〇	〇	二一五,六二〇・〇〇
同　十二月	一五〇,七〇〇・〇〇	九八,七二〇・〇〇	〇	一一八,二六〇・〇〇	〇	〇	三六七,六八〇・〇〇
光武十年一月	一七九,七〇〇・〇〇	一三一,八〇〇・〇〇	〇	一二三,二八〇・七五	〇	〇	四三四,七八〇・七五
同　二月	一七九,七〇〇・〇〇	一三一,八〇〇・〇〇	〇	一二六,六八〇・七五	五七五・〇〇	〇	四三八,七五五・七五
同　三月	二〇一,七〇七・五〇	一三五,八〇三・〇〇	〇	一五二,五八〇・七五	四,五二五・〇〇	三〇・〇〇	四九四,六四六・二五
同　四月	二二六,七〇七・五〇	一四三,九一三・〇〇	〇	一六〇,九〇〇・七五	六,八八〇・〇〇	五六五・〇〇	五三八,九六六・二五
同　五月	二四八,八五七・五〇	一四六,〇一三・〇〇	〇	一七〇,四〇〇・七五	七,五〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	五七三,四七一・二五
同　六月	二六一,八五七・五〇	一四八,一一三・〇〇	〇	一七一,九三〇・七五	七,六六〇・〇〇	七三五・〇〇	五九〇,二九六・二五
同　七月	二九三,九〇七・五〇	一五一,二一三・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	一七六,四六〇・七五	八,〇九〇・〇〇	一,〇六五・〇〇	六三一,七三六・二五
同　八月	三八八,九〇七・五〇	一五八,二一三・〇〇	一,〇〇〇・〇〇	二四八,七七〇・七五	八,七七五・〇〇	一,一二五・〇〇	八〇六,七九一・二五
同　九月	四六九,〇五七・五〇	一六一,三一三・〇〇	一六,〇〇〇・〇〇	三九七,三〇〇・七五	九,一五〇・〇〇	一,七〇〇・〇〇	一,〇五四,五二一・二五
同　十月	五五九,五五七・五〇	一八二,三一三・〇〇	一七,〇〇〇・〇〇	五五五,七〇〇・七五	一〇,二二五・〇〇	一,七二五・〇〇	一,三二六,五二一・二五
同　十一月	六六六,〇五七・五〇	二五八,三一三・〇〇	三一,〇〇〇・〇〇	八九四,九〇〇・七五	一一,九五〇・〇〇	一,九二五・〇〇	一,八五五,一四六・二五
同　十二月	七一三,〇五七・五〇	三〇四,三一〇・〇〇	五四,〇〇〇・〇〇	九五二,六〇〇・七五	一五,七二五・〇〇	二,三五〇・〇〇	二,〇四二,〇四三・二五
隆熙元年一月	七九〇,〇五七・五〇	三四七,三一〇・〇〇	六八,〇〇〇・〇〇	九七一,二〇〇・七五	一七,五七五・〇〇	二,九二五・〇〇	二,一九七,〇六八・二五
同　二月	七九一,〇五〇・〇〇	三八〇,三一〇・〇〇	八二,〇〇〇・〇〇	九七二,五〇〇・〇〇	三三,四〇〇・〇〇	七,四七五・〇〇	二,二五五,七三五・〇〇
同　三月	七九四,〇〇〇・〇〇	四〇三,〇〇〇・〇〇	九四,〇〇〇・〇〇	九七四,二〇〇・〇〇	二七,八二五・〇〇	一一,六二五・〇〇	二,三〇四,六五〇・〇〇
同　四月	八二七,〇〇〇・〇〇	四六九,〇〇〇・〇〇	一三九,〇〇〇・〇〇	九八二,〇〇〇・〇〇	三九,三〇〇・〇〇	二〇,五二五・〇〇	二,四六六,八二五・〇〇
同　五月	八二九,〇〇〇・〇〇	四九四,〇〇〇・〇〇	一四六,五〇〇・〇〇	九八三,八〇〇・〇〇	四八,一五〇・〇〇	二八,三五〇・〇〇	二,五二九,八〇〇・〇〇
同　六月	八二九,〇〇〇・〇〇	五三〇,〇〇〇・〇〇	一六九,五〇〇・〇〇	九八四,七〇〇・〇〇	五五,五五〇・〇〇	三四,四七五・〇〇	二,六〇三,二二五・〇〇
同　七月	八二九,〇〇〇・〇〇	五六七,〇〇〇・〇〇	一七八,〇〇〇・〇〇	九八五,三〇〇・〇〇	六一,二五〇・〇〇	三九,五〇〇・〇〇	二,六六〇,〇五〇・〇〇
同　八月	八二九,〇〇〇・〇〇	六〇八,〇〇〇・〇〇	二〇八,五〇〇・〇〇	九八八,三〇〇・〇〇	七〇,四五〇・〇〇	四四,四七五・〇〇	二,七四八,七二五・〇〇
同　九月	八二九,〇〇〇・〇〇	六四一,〇〇〇・〇〇	三一八,〇〇〇・〇〇	一,〇一六,二〇〇・〇〇	八二,〇〇〇・〇〇	五一,三〇〇・〇〇	二,九三七,五〇〇・〇〇
同　十月	八三八,五〇〇・〇〇	八一〇,〇〇〇・〇〇	三六一,〇〇〇・〇〇	一,一四二,四〇〇・〇〇	八九,八五〇・〇〇	五六,〇五〇・〇〇	三,二九七,八〇〇・〇〇
同　十一月	八七五,五〇〇・〇〇	八六八,〇〇〇・〇〇	四〇〇,〇〇〇・〇〇	一,三八三,三〇〇・〇〇	一一五,一七五・〇〇	六四,一七五・〇〇	三,七〇六,一五〇・〇〇
同　十二月	九九八,〇〇〇・〇〇	八七六,〇〇〇・〇〇	四一六,〇〇〇・〇〇	一,五一〇,五〇〇・〇〇	一三四,七二五・〇〇	六九,四五〇・〇〇	四,〇〇四,六七五・〇〇
隆熙二年一月	一,〇〇九,〇〇〇・〇〇	八九三,〇〇〇・〇〇	四二一,〇〇〇・〇〇	一,四八七,五〇〇・〇〇	一三四,八〇〇・〇〇	六八,〇二五・〇〇	四,〇〇三,三二五・〇〇
同　二月	九八九,〇〇〇・〇〇	八七五,五〇〇・〇〇	四〇四,〇〇〇・〇〇	一,四五四,〇〇〇・〇〇	一三三,〇五〇・〇〇	六七,五五〇・〇〇	三,九二三,一〇〇・〇〇

隆熙二年三月	九七八、〇〇〇・〇〇円	八六八、五〇〇・〇〇円	三九四、〇〇〇・〇〇円	一、三七三、五〇〇・〇〇円	一二四、九七五・〇〇円	六七、三〇〇・〇〇円	三、八一六、二七五・〇〇円
同　四月	九四九、五〇〇・〇〇	八五二、〇〇〇・〇〇	三七六、二六五・〇〇	一、三〇八、二五〇・〇〇	一二六、七二五・〇〇	六六、四〇〇・〇〇	三、六八九、一四〇・〇〇
同　五月	八七九、〇〇〇・〇〇	七九一、〇〇〇・〇〇	三四一、二六五・〇〇	一、一七八、六〇〇・〇〇	一二三、八二五・〇〇	六四、五七五・〇〇	三、三八八、二六五・〇〇
同　六月	八三七、〇〇〇・〇〇	七五五、〇〇〇・〇〇	三三二、七六五・〇〇	一、一〇二、六五〇・〇〇	一二一、一二五・〇〇	六三、四二五・〇〇	三、二三一、九六五・〇〇
同　七月	八〇二、〇〇〇・〇〇	七二九、〇〇〇・〇〇	三三五、七六五・〇〇	一、〇三八、一〇〇・〇〇	一二四、四五〇・〇〇	六一、四二五・〇〇	三、〇七〇、七四〇・〇〇
同　八月	八〇〇、五〇〇・〇〇	七三〇、〇〇〇・〇〇	三三三、五〇〇・〇〇	一、〇一三、一五〇・〇〇	一二三、二五〇・〇〇	六〇、六四〇・〇〇	三、〇六一、〇四〇・〇〇
同　九月	七九二、五〇〇・〇〇	七三七、五〇〇・〇〇	三四四、〇〇〇・〇〇	九八二、六五〇・〇〇	一二三、〇七五・〇〇	六〇、五二五・〇〇	三、〇四〇、二五〇・〇〇
同　十月	七七五、〇〇〇・〇〇	七五七、〇〇〇・〇〇	三五三、五〇〇・〇〇	九七二、四五〇・〇〇	一二一、一三五・〇〇	六〇、二〇〇・〇〇	三、〇四〇、二八五・〇〇
同　十一月	七八四、五〇〇・〇〇	八二三、五〇〇・〇〇	三九二、五〇〇・〇〇	九九五、五〇〇・〇〇	一二五、三八五・〇〇	六〇、七六〇・〇〇	三、一八一、一四五・〇〇
同　十二月	七五八、五〇〇・〇〇	八四六、〇〇〇・〇〇	四二七、〇〇〇・〇〇	九八一、二五〇・〇〇	一二三、七二五・〇〇	六二、〇五〇・〇〇	三、二〇八、五二五・〇〇
隆熙三年一月	六八三、〇〇〇・〇〇	七七八、五〇〇・〇〇	四〇二、〇〇〇・〇〇	九一五、九五〇・〇〇	一二三、二七五・〇〇	六一、八五〇・〇〇	二、九七四、五七五・〇〇
同　二月	六五二、五〇〇・〇〇	七五五、〇〇〇・〇〇	三八九、五〇〇・〇〇	八五七、三五〇・〇〇	一二一、四二五・〇〇	六一、四七五・〇〇	二、八四七、二五〇・〇〇
同　三月	六四六、〇〇〇・〇〇	七三八、五〇〇・〇〇	三九二、〇〇〇・〇〇	八二七、七〇〇・〇〇	一二一、五五〇・〇〇	六一、〇四〇・〇〇	二、七九六、七九〇・〇〇
同　四月	六六四、五〇〇・〇〇	七一八、〇〇〇・〇〇	三九一、〇〇〇・〇〇	七九七、八〇〇・〇〇	一二四、九八〇・〇〇	六一、三一〇・〇〇	二、七六七、五九〇・〇〇
同　五月	六七四、五〇〇・〇〇	七三一、〇〇〇・〇〇	四一九、〇〇〇・〇〇	七九三、二五〇・〇〇	一二八、二三〇・〇〇	六二、七四〇・〇〇	二、八一八、七二〇・〇〇
同　六月	六七三、五〇〇・〇〇	七四〇、〇〇〇・〇〇	四四一、五〇〇・〇〇	七八〇、三五〇・〇〇	一二九、三八〇・〇〇	六三、〇四五・〇〇	二、八三七、七七五・〇〇
同　七月	六八六、五〇〇・〇〇	七六六、〇〇〇・〇〇	四七八、〇〇〇・〇〇	七八五、五五〇・〇〇	一四三、四〇五・〇〇	六三、四〇五・〇〇	二、九三三、八六〇・〇〇
同　八月	七〇〇、五〇〇・〇〇	八〇六、〇〇〇・〇〇	五八四、五〇〇・〇〇	七七四、七五〇・〇〇	一五四、四五〇・〇〇	六四、四六〇・〇〇	三、〇八四、六六〇・〇〇
同　九月	七二三、〇〇〇・〇〇	八六〇、〇〇〇・〇〇	五六六、五〇〇・〇〇	七六七、二五〇・〇〇	一六九、九七〇・〇〇	六五、八七〇・〇〇	三、二四二、五九〇・〇〇
同　十月	七六六、五〇〇・〇〇	一、〇〇八、〇〇〇・〇〇	八四六、五〇〇・〇〇	七六一、八〇〇・〇〇	一九八、一七〇・〇〇	六八、五四〇・〇〇	三、六四九、五一〇・〇〇
同　十一月	八三四、五〇〇・〇〇	一、一三三、〇〇〇・〇〇	九八一、〇〇〇・〇〇	七六〇、五五〇・〇〇	二三四、九六〇・〇〇	七二、四〇〇・〇〇	四、〇九六、四一〇・〇〇

第三節　貨幣法の實施

明治四十三年八月二十九日を以て日韓の合併成り、朝鮮は新に我版圖に入りしが、政府は同地の貨幣に就ては差當り舊韓國貨幣の通用を公認することとしたり(同月制令第一號)。然れども我領域内に永く異れる貨幣制度を布くは採るべき策にあらざるを以て、漸を追うて舊貨幣を内地貨幣と交換還收し、將來其の流通額漸減して通用を禁ずるも朝鮮經濟上何等支障を生ぜずと認めらるる時機到らば舊韓國時代の貨幣法規を廢し、内地貨幣法を實施するの方針を樹てたり。仍て明治四十四年一月朝鮮總督は大藏大臣と左の如き申合を爲し、之と共に大阪造幣局に對して、今後舊韓國貨幣條例に依る貨幣は一切鑄造せず、又不要地金は之を總て實價を以て同局に引渡すべき旨を通牒したり。

(一)　朝鮮ニ於ケル貨幣ニ付テハ將來我貨幣法ニ依ル貨幣ヲ以テ統一スル方針ヲ採用スルコト。

(二)　舊韓國貨幣條例及其附屬法規ハ當分其效力ヲ繼續セシメ、其間舊韓國貨幣ハ漸次内地ノ貨幣ト交換回收シ、其流通額減少シ内地貨幣ノ供給潤澤トナリタル時期ニ於テ我貨幣法ヲ施行スルコト、但シ其時期ハ其際更ニ協定スルコト。

此の方針の下に總督府は同年四月半島内金庫に命じ、一旦受入れたる舊韓國貨幣は再び拂出さしめず、且つ韓國銀行へ補助貨幣五十萬圓を預入し、之を同行の代理店百六十餘箇所へ配賦せしめ、舊貨幣の回收内地貨幣の流通普及を計ることとせり。斯くして交換回收の成績は著々擧がり、大正六年末に至りては、舊韓國貨幣の流通高は二百五十萬二千百餘圓に減少したるに對し内地貨幣は五百八十五萬二千百餘圓に達し、整理の目的は略ぼ達せられたる如くなりき。今合併當時及大正六年末の兩

種貨幣の流通高を種類別に表示すべし。

年　月	舊韓國貨幣		内地貨幣		
	新貨	舊貨	金貨	補助貨	小額紙幣
明治四十三年六月末	四、四七六、三九〇円	五〇二、八三五円	一一、七二〇円	二〇七、七七二円	三〇〇、二〇〇円
大正六年十二月末	一、九〇五、〇九四	四七七、四八四	三、五五五	五、五四八、四一四	
	二、九七六、九六二円	二、九七六、九六二円			
	一一九、五二三	一一九、五二三			

茲に於て大藏省は大正六年秋の貨幣委員會議に於て左の如く決議し、其の實行に就ては法制局と協議の結果、第一項は臺灣及樺太の場合と同じく勅令に依ることとし、第二項に就ては單行法に依ることと決定したり。

一、朝鮮ニ貨幣法ヲ施行スルコト。

二、右ト同時ニ舊韓國貨幣條例ニ依リ發行シ又ハ通用ヲ認メタル貨幣及葉錢ハ大正九年十二月三十一日迄從前ノ通通用ス。

前項ノ通用期間經過後滿五ケ年間ハ政府ニ於テ通貨ヲ以テ之ヲ引換フルコト。

而して大藏大臣は朝鮮總督と貨幣法の實施に就き協議の結果、其の意見一致するに至りしを以て政府は之に關する法律案を大正七年二月第四十回帝國議會に提出し、其の協贊を經て同年四月一日法律第二十三號を以て公布すると共に、同日勅令第六十號を以て貨幣法施行の件を公布したり。勅令及法律の全文左の如し。

勅令第六十號（大正七年四月一日）

貨幣法ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第二十三號（大正七年四月一日）

朝鮮ニ於テ舊韓國貨幣條例ニ依リ發行シ又ハ通用ヲ認メタル貨幣ハ大正九年十二月三十一日迄從前ノ通通用ス

前項ノ貨幣ハ通用期間經過後五年間ハ政府ニ於テ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

葉錢ハ當分ノ中朝鮮ニ於テ從前ノ通通用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くして葉錢を除く韓國時代の舊貨幣は大正九年十二月末日を以て通用禁止せられ（流通殘額推定百九十萬四千四百九十二圓）、引換期間の五箇年を經過したる大正十四年一月一日以後廢貨と化し茲に舊貨幣の整理は全く終了し、內鮮共通の貨幣制度は確立したり。

第四節　銀行券

朝鮮に於ける銀行券の發行は明治四十四年以後朝鮮銀行の獨占する所なるも、同行設立前に於ては韓國銀行の發行せる銀行券あり、更に韓國銀行の創立前には我第一銀行の發行せる銀行券あり。而して後二者の銀行券も朝鮮銀行設立後は朝鮮銀行法第四十五條に依り、朝鮮銀行の發行したるものと看做されたり。今款を分ちて各銀行券に就て說述すべし。

第一款　第一銀行券

第一項　銀行券發行の由來

明治二十年代より我政府紙幣及國立銀行紙幣も朝鮮に於て稀に流通を見るに至りしは、我一圓銀及日本銀行券なりき。明治三十年我貨幣制度の改革以後、一圓銀貨の供給杜絶し、一時刻印付圓銀を以て之に代へたりしも、北清事變に際し悉く流出して跡を留めず、加ふるに日本銀行一圓券も亦漸次回收せられて、爲に朝鮮に於ける良貨幣は一時甚だ缺乏を感じたり。茲に於て在京城の清商同順泰の如きは各種の錢票を發行して其の流通を圖り、居留地の邦商にも亦韓錢預り手形の發行を企つる者漸く多く、舊白銅貨の氾濫と竝びて取引上の混亂は日に甚しきを加へたり。而して當時韓國幣制紊亂に就て最も直接に影響を蒙りたるは、同國の海關稅の取扱を爲せる第一銀行なりき。蓋し同國の稅關に於ては自國の貨幣を以て稅金を徵收せずして、圓銀・墨銀及日本貨幣を以てするの規定なりしが、右の如く良貨缺乏の結果は收稅上の不便少からず、延いて我對韓貿易上にも影響を及ぼすに至りしを以て、第一銀行は此の際右の不便を避け、且つ日韓兩國の經濟關係を更に密接ならしめんが爲には、無記名一覽拂の手形（銀行券）の發行特許を附與せられんことを切望し、右に就き我政府に出願したり。而して外國に於て一覽拂手形の發行を許すは、我法律上に難點あるのみならず、國際關係上に見ても穩當ならずとの意見ありしも、講究の結果差支なしとの說に歸著し、明治三十四年十月二十一日大藏大臣は同行に對して遂に之を許し、更に同年十一月五日を以て此の特許は第一銀行に限り認むることとしたり。

茲に於て第一銀行は銀行券の種類を一圓・五圓・十圓の三種とし、兌換は何れも日本通貨を以て行ふものと定め、差當り發行額を一圓券三十萬圓、五圓券五十萬圓、十圓券五十萬圓と爲し、銀行券の製造は之を我印刷局に依頼したり。而して其の發行方法は、先づ總て本店より未發行の儘韓國各支店出張所の需要に應じて交付し、各自を發行店と爲し、其の何れに於て發行したるものたるを問はず、總て引換を爲さしむることとし、明治三十五年五月三十一日銀行券の發行及取扱に關する左の如き規則を制定して大藏省に提出し、其の許可を得たり。

株式會社第一銀行券規則

第一條　當銀行ハ韓國ノ金融ヲ便ニスル爲メ銀行券ヲ發行ス

第二條　銀行券ノ種類ハ拾圓、五圓、壹圓ノ三種トス

第三條　銀行券ハ所有者ノ望ニヨリ韓國所在ノ各支店出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ同額ノ日本通貨ト引換フベキモノトス

第四條　銀行券ハ本店ニ於テ保管シ在韓國各支店出張所ノ需要ニ應ジ其額ヲ定メ之ヲ交付スルモノトス

第五條　銀行券ノ引換準備ハ日本通貨ヲ以テ左ノ割合ニ依リ其流通高ニ應ジテ之ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

一、流通高五萬圓迄ハ少クトモ其全額ヲ備フルコト

二、流通高五萬圓以上ハ其三分ノ一以上ヲ備フルコト

但五萬圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ニ定メタル準備金ノ減少セントスルトキハ取締役會ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第六條　前條ノ準備金ハ他ノ支拂資金ト區別スルコトヲ要ス

第七條　銀行券ノ流通高手許有高及準備金ハ毎土曜日ノ殘高ニ依リ大體ノ情況ヲ附記シテ本店ヘ報告シ且各支店出張所相互ニ報告ヲ交換スベシ

第八條　銀行券ノ元帳ハ本店ニ備ヘ置キ其種類枚數記號番號等ヲ記入スヘシ

銀行券ヲ韓國ノ支店又ハ出張所ヘ交付シタルトキハ其種類枚數金額記號番號等ヲ他ノ店ヘモ通知スヘキニ付自店ニテ受取リタルモノハ勿論他ノ店ニ於テ受取リタルモノト云ヘドモ其種類枚數金額記號番號等ヲ控ヘ置キ他日引換ヲナストキノ參照トスヘシ

第九條　韓國各支店出張所ニ於ケル銀行券ノ勘定ハ他ノ通貨ト區別シ銀行券有高帳ヲ備ヘ置キテ其出入ヲ明ニシ其手許有高ハ金銀勘定ヨリ除却シ其流通ハ銀行券勘定ヘ記入スヘシ

第十條　汚染又ハ毀損シタル銀行券ハ左記ノ定メニヨリ無手數料ニテ之ヲ交換スヘシ

一、券面中記號番號二箇所以上ヲ存シ券面金員ヲ認メ得ヘキモノハ全額ヲ以テ交換スルコト

二、細裂シタルモノト雖モ其裂端ヲ接續シテ明カニ同一銀行券ノ紙片タルコトヲ認メ且其記號番號金員等ノ明カナルモノハ全額ヲ以テ交換スルコト

三、券面三分ノ二ニ充タザルモノト雖モ記號番號金員等ヲ明カニ認メ得ヘキモノハ半額ヲ以テ交換スルコト

四、全面ヲ存スト雖モ肉色ニ變更ヲ生ジ又ハ其他ノ理由ニヨリ眞贋ヲ認定シ難キモノハ交換セザルコト

第十一條　前條ニ依リ交換シタル損券ハ時々取纏メ記號番號及引換金額ノ明細書ヲ添ヘ本店ヘ廻送スヘシ

第十二條　內地ノ支店又ハ出張所ニ於テ引換ヲ爲シタル銀行券ハ時々取纏メ本店ヘ廻送スヘシ

一方印刷局に依頼せし銀行券は漸次成りしを以て、先づ明治三十五年五月一圓券を發行し、五圓券は同年八月より、十圓券は同年十二月より發行せられたり。

右銀行券の發行せらるるや、釜山、木浦等南鮮方面に於ては、其の美麗なると授受に便なることを喜び、流通日に增し好況を呈せしが、京城、仁川方面に於ては故らに之を携帶するを避くるの風あり、特に仁川に於ては紳商協會の如き之を授受せずとの決議を爲すに至り、一時大に流通の不圓滑を來たせり。然れども此等は一時の敵愾心に驅られし結果に過ぎざりしを以て、日ならずして其の勢薄弱となり、銀行券の流通にはさしたる影響を及ぼさざりしが、一部人士の偏見は容易に去らずして、光武六年（明治三十五年）八月頃より第一銀行券排斥の聲漸く高く、九月に入りては形勢益〻不穩となり、遂に同月十一日を以て第一銀行券授受禁止の訓令發せらるるに至れり。茲に於て第一銀行は韓國各店に於ける準備金の豐富を圖り、萬一に備ふる所ありしも、結局右禁令は京城、鎭南浦の外行はれず、銀行券の信用は却て漸次昂まり、流通高は著しく增加したり。他方第一銀行は極力韓廷と接衝の結果、翌年一月八日に至り、遂に八港一市に亙り右禁止命令の解除を發令せしむるに至れり。其の後に於ても銀行券の排斥運動は停止するに至らず、時に小波瀾ありしが、我政府は更に同銀行券の信用昂上を圖るを爲め、交換力の充實、濫發の弊害除去を期せしめんと欲し、明治三十六年三月末日を以て發行高の最高限度、支拂準備の比率、交換の方法及豫備券回收券、損傷券の出納及保管方等に就き第一銀行に訓示し之に基きて銀行券規則の改正を促したるを以て、同行は同年六月八日新規則を制定し、翌月三日大藏省の認可を得たり。改正規則左の如し。

株式會社第一銀行券規則

第一條　當銀行ハ韓國ニ於ケル彼我貿易ノ便利ヲ謀ル爲メ在韓國支店出張所ニ於テ銀行券ヲ發行ス

第二條　銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓ノ三種トス

但時宜ニヨリ五拾圓、百圓ノ二種ヲ發行スルコトアルヘシ

第三條　銀行券ハ所持人ノ望ニヨリ在韓國各支店出張所ニ於テ營業時間內何時ニテモ同額ノ日本通貨ト引換フヘシ

但内地ノ本支店出張所ニ於テハ一切引換ヲ爲サズ已ヲ得ザル場合ニ於テ引換ヲ爲ストキハ相當ノ手數料ヲ徵收スベシ

第四條　銀行券發行高ハ各支店出張所ヲ通ジ五百萬圓ヲ以テ限度トス

但韓國市場ノ景況ニヨリ本條發行高ノ限度ヲ增加セントスルトキハ大藏大臣ニ申請シ其認可ヲ受クベシ

第五條　銀行券發行高ニ對シテハ其引換ニ充ツル爲メ日本通貨及有價證券ヲ以テ發行高ト同額ノ準備ヲ置クベシ而シテ金銀貨及日本銀行兌換券ヲ正貨準備トシ公債證書商業手形帝國又ハ韓國政府ノ證券ヲ保證準備トス

但保證準備ノ價格ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條　前條ノ引換準備中正貨準備ハ韓國各支店出張所ニ於テ保證準備ハ京城支店ニ於テ銀行券發行高ニ應ジ左ノ割合ニヨリ他ノ支拂資金及有價證券ト區別シ之ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

各支店出張所ヲ通ジ發行高百萬圓ニ滿タザル時ハ

發行高ノ三分ノ二　正貨準備

發行高ノ三分ノ一　保證準備

發行高百萬圓以上ナルトキハ

發行高ノ二分ノ一　正貨準備

發行高ノ二分ノ一　保證準備

但京城支店ハ其保證準備中公債證書ニ限リ之ヲ日本銀行本店ニ保管預ケト爲シ其保管證書ヲ以テ準備ニ充ツルコトヲ得

第七條　未發行ノ銀行券ハ本店ニ保管シ韓國支店出張所ノ需用ニ應ジ其額ヲ定メ發行元高トシテ之ヲ交付スベシ

第八條　銀行券發行高正貨準備保證準備ノ有高及之ニ關スル帳簿其他證憑書類等ハ在韓帝國領事ノ檢査ヲ受クベシ

第九條　韓國支店出張所ハ其所轄ノ帝國領事ヘ毎月十五日及末日(休日ニ當レバ前日)ノ二回銀行券ノ發行高ト其準備高及流通ノ情況トヲ報告スベシ

第十條　韓國支店出張所ハ前條所定ノ期日ニ於テ發行高及其準備金高ヲ電信ヲ以テ京城支店ニ報告シ京城支店ハ之ヲ總括シテ在韓帝國公使ニ報告スベシ

第十一條　汚染又ハ毀損シタル銀行券ハ左ノ規定ニヨリ無手數料ニテ日本通貨又ハ銀行券ト交換スベシ

一、券面中記號番號二箇所ヲ存シ券面中央ノ金額ヲ明カニ認メ得ベキモノハ全額ヲ以テ交換スベシ

二、細裂シタルモノト雖モ其裂端ヲ接續シテ明カニ一葉ノ銀行券タルコトヲ認メ得ベク且其記號番號中央ノ金額等ノ明カナルモノハ全額ヲ以テ交換スベシ

三、分裂シタル斷片ト雖モ記號番號中央ノ金額等ヲ明カニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ假令將來持參スルモノアルモ半額ニ交換スル能ハズト認ムルトキハ尙ホ全額ヲ以テ交換スベシ

四、斷片ガ全面ノ二分ノ一ニ充タザルモノト雖モ記號番號中央ノ金額等ヲ明カニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ全額ヲ以テ交換スル能ハズト認ムルトキハ半額ヲ以テ交換スベシ

五、斷片ガ記號番號及左右何レカ一箇所ノ金額ヲ存スルモ自餘ノ斷片ガ全額ニ交換シ得ルト認ムルトキハ交換ヲ拒絕スルコトアルベシ

六、全面ヲ存スト雖モ肉色ニ變更ヲ生ジ又ハ記號番號中央ノ金額等ヲ認ムルコト能ハザルモノ及其他ノ事由ニヨリ眞贋ヲ識別シ難キモノハ交換ヲ拒絕スルコトアルベシ

七、券面ノ金額ヲ揩改シタルモノト雖モ明カニ原金額ヲ認メ得ベキモノハ善意ノ請求者ニ對シテハ其原金額ヲ以テ交換スベシ

第十二條　前條ニヨリ引換ヘラレタル汚損券ハ時々取纏メ之レニ消印又ハ打拔ヲ爲シ記號番號種類枚數及引換金額ノ明細表ヲ添ヘテ本店ヘ廻送スベシ

第十三條　韓國各支店出張所ハ毎月二回(十五日及月末)銀行券ノ發行高回收高流通高元受高手許有高及準備高ノ計算ヲ明カニシ之ニ大體ノ情況ヲ附記シテ本店ヘ報告シ且各店相互間ニモ其報告ヲ交換スベシ

本店ニ於テ右ノ報告ヲ得タルトキハ之レヲ總括シテ速ニ大藏大臣ニ屆出ベシ

第十四條　本店ニ銀行券元帳ト銀行券記入帳トヲ備ヘ置キ銀行券ノ製造高交付高及手許有高等ヲ記入シ銀行券記入帳ニハ銀行券ノ種類毎ニ帳簿ヲ區別シ銀行券ヲ韓國支店出張所ヘ交付スル毎ニ店別ニ其記號番號等ヲ詳記シ又消却シタルトキハ其日附ヲ記入スベシ而シテ其交付及消却トモ種類記號番號ヲ記シタル明細表ヲ以テ韓國各支店出張所ヘ通知スベシ

第十五條　銀行券ヲ韓國支店出張所ヘ送付スル途中ニ於テ水火難ニ罹リ亡失シタルトキハ其事實ノ確證ヲ得タル後銀行券記入帳ニ其事由ヲ記シテ消却ノ手續ヲナシ同時ニ韓國各支店出張所ヘ通知スベシ

第十六條　韓國各支店出張所ハ銀行券元帳銀行券有高帳準備金有高帳及損傷銀行券記入帳ヲ備ヘ置キ銀行券元帳ニハ銀行券ノ發行高回收高流通高等ヲ記入シ銀行券有高ヲ記入シ準備金有高帳ニハ發行元高トシテ本店ヨリ交付セラレタル銀行券ノ種類金額毎日ノ出入及銀行券有高ヲ記入シ損傷銀行券記入帳ニハ損傷券ノ種類記號番號金額枚數引換金額及之ヲ本店ヘ回送シタルトキハ其日附ヲ記入スベシ

京城支店ニハ右ノ外保證準備有高帳ヲ備ヘ置キ保證準備ノ出入及準備ニ充テタル有價證券ノ種類券面ノ金額準備價格及其他ノ要件ヲ記入スベシ

第十七條　韓國支店出張所ニ於テ本店ヨリ銀行券ノ交付ヲ受ケタルトキハ總勘定元帳中銀行券受取高勘定ノ入ト銀行券手許有高勘定ノ出ニ振替ヘ記帳シ同時ニ銀行券有高帳ノ入ニ記入シ支配人又ハ主任ハ之ニ證印シテ銀行券保管ノ責ニ任ズベシ

第十八條　韓國支店出張所ニ於テ銀行券ヲ發行セントスルトキハ毎日營業時間ノ始メニ支配人又ハ主任ハ其日必要ト認メタル銀行券ノ高ヲ定メテ銀行券假受渡簿ニ記入シ其高ヲ出納掛長ヘ交付シ假受渡簿ニ其證印ヲ押捺セシムベシ

第十九條　毎日事務終了ノ際出納掛長ニ假渡シセル銀行券ノ内當日發行シタル高ニ對シテ支配人又ハ主任ハ銀行券手許有高勘定ヲ以テ入金票ヲ作リ出納掛長ニ交付シテ銀行券有高帳ノ出ニ記入スベシ而シテ出納掛長ノ手許ニ殘存セル銀行券ハ假受渡簿ニ明記シテ支配人又ハ主任ニ引渡シ其證印ヲ受クベシ

第二十條　毎日出納掛ノ手許ニ回收シタル銀行券ハ事務終了ノ際銀行券手許有高勘定ヲ以テ支拂票ヲ作リ出納掛長ヨリ支拂人又ハ主任ヘ引渡シ支配人又ハ主任ハ之ヲ受取リテ銀行券有高帳ノ入ニ記入スベシ

第二十一條　前三條規定ノ手續ヲ終リタルトキハ當日ノ銀行券發行高ニ對シテ第七條ノ規定ニヨリ正貨準備ノ額ヲ定メ其有高ヲ增減スベシ

但保證準備ハ第十條ニヨリ各店ノ發行高ヲ總括シ在帝國公使ニ報告スルト同時ニ其準備額ヲ增減スベシ

第二十二條　韓國支店出張所ガ同國內地ノ支店出張所ヘ銀行券ヲ送付セントスルトキハ第十九條ニヨリ發行ノ手續ヲ爲シタル後本店勘定ヲ以テ支拂ニ立テ同時ニ本店ニ報告スベシ其送付ヲ受ケタル店ニ於テハ銀行券ノ回收ト看做シ本店勘定ノ入ニ記入シテ本店ニ報告スベシ

第二十三條　韓國各支店出張所ニ於ケル銀行券ノ取扱方保管方及記帳手續ニ關シ此規則ニ規定ナキ事項ニ付テハ其必要ニ應ジ本店ニ於テ別ニ之ヲ定テ通達スベシ

斯くして第一銀行券は時日の經過と共に益〻信用を博し、流通も圓滑となりしを以て、發行高も漸增し、光武九年(明治三十八年)初、卽ち貨幣整理著手直前に於ては發行高合計四百萬圓を超ゆるに至れり。

第二項　韓國法貨としての公認

前記の如く第一銀行券は我政府及韓國政府の特許を得て發行したるものなりと雖も、未だ法貨と

して無制限通用を公認せられたるにあらざりしなり。然るに韓國政府が我財政顧問を招聘して、金貨幣整理を斷行し、新貨幣條例を實施せんとするに及び、近代國家の幣制に倣ひ、中央銀行の兌換券の發行を必要と認め、遂に第一銀行券を法貨として無制限通用を公認するに至れり。光武九年一月貨幣整理事務取扱に關する契約の第三條に『大韓國政府ハ第一銀行券ヲ公認シ公私ノ取引ニ差支ナク無制限ニ通用セシムヘシ』と爲したる事之なり。而して同年三月我政府も亦法律第四十七號を以て外『國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件』を公布し、之に基きて勅令第七十三號を以て第一銀行の韓國に於ける業務に關する規定を發布し、第一銀行券の韓國に於て法貨たるべきことを公認したり。該勅令中銀行券に關する條項を摘記すれば左の如し。

勅令第七十三號(明治三十八年三月二十四日)(抄錄)

第七條　株式會社第一銀行ハ韓國ニ於テ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スヘキ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第八條　株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ韓國各支店及出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ通貨ヲ以テ引換フヘシ但シ京城以外ノ支店及出張所ニ於テハ京城支店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　株式會社第一銀行京城支店ハ韓國ニ於ケル其ノ銀行券發行總高ニ對シ同額ノ金貨、金銀地金及日本銀行兌換銀行券ヲ置キ其ノ引換準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項準備ニ依ルノ外株式會社第一銀行ハ一千萬圓ヲ限リ國債證券、商業手形其ノ他確實ナル證券ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ準備價格ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

經濟上ノ景況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ノ特ニ指定スル條件ニ依リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ韓國貨幣整理ノ經過又ハ金融ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ銀行券ノ種類及發行高ヲ制限スルコトヲ得

第十條　銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　銀行券ノ所有者ハ韓國ニ於ケル株式會社第一銀行ノ財產ニ付先取特權ヲ有ス

第十七條　株式會社第一銀行ハ銀行券ノ發行額及引換準備ニ關スル平均高表ヲ公告スヘシ公告ノ方法ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令施行前株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ本令ニ依リテ發行シタルモノト看做ス

茲に於て第一銀行は更めて左の如く銀行券及其發行準備取扱順序を制定し、同年三月二十四日外務大藏兩大臣に提出し、其の認可を得たり。

株式會社第一銀行銀行券及其發行準備取扱順序

第一條　當銀行ハ明治三十八年勅令第七十三號ニ據リ在韓國支店出張所ニ於テ銀行券ヲ發行ス

第二條　銀行券ハ韓國ノ租稅海關稅其他公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス

第三條　銀行券ノ種類及樣式ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條　銀行券ヲ製造シタルトキハ其見本ヲ主務大臣ニ差出スベシ

第五條　銀行券ハ其發行前其地方ニ於テ見本ヲ添ヘテ其樣式及種類ヲ公告シ且見本ハ別ニ韓國相當官衙ニ配賦スヘシ其種類樣式ヲ變更シタル時亦同ジ

第六條　銀行券ハ在韓國支店出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ日本通貨ト引換フベシ

但京城支店以外ノ支店出張所ニ於テハ京城支店ヨリ準備金ノ到達スベキ期間其引換ヲ延期スルコトヲ

得

第七條　銀行券發行高ニ對シテハ其引換ニ充ツル爲メ金貨金銀地金及日本銀行兌換券ヲ以テ發行高ト同額ノ準備ヲ他ノ支拂資金ト區別シテ京城支店ニ備ヘ置クベシ

但銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ

第八條　前條準備ニ依ルノ外壹千萬圓ヲ限リ國債證券商業手形其他確實ナル證券ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

但其準備價格ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ外更ニ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第九條　京城支店ハ都合ニヨリ監理官ニ屆出デ第七條ノ引換準備ノ中其幾分ヲ交換基金トシテ他ノ韓國支店出張所ニ保管セシムルコトヲ得

第十條　前條ノ交換基金ヲ保管シタル支店出張所ハ京城支店ニ對シ其保管證書ヲ差出スベシ

第十一條　保證準備ハ京城支店ニ於テ他ノ有價證券ト區別シテ備ヘ置クコトヲ要ス但國債證券ニ限リ之ヲ日本銀行本店ニ保護預ケトシ其保管證書ヲ以テ準備ニ充ツルコトヲ得

第十二條　銀行券ハ本店ニ於テ印刷局ニ依頼シテ製造スルモノトス但其製造ヲ注文シタルトキハ其金額種類枚數等ヲ主務大臣ニ屆出ベシ

第十三條　製造シタル銀行券ヲ京城支店ヘ送付シタルトキハ其金額種類枚數等ヲ主務大臣ニ屆出ベシ

第十四條　本店ヨリ銀行券ノ送付ヲ受ケタルトキハ京城支店ハ其金額種類枚數等ヲ監理官ニ屆出ルコトヲ要ス

第十五條　銀行券ノ發行高正貨準備保證準備ノ有高及之ニ關スル帳簿其他證憑書類ハ監理官ノ檢査ヲ受クルモノトス

第十六條　銀行券ノ發行及準備金ノ出納保管等ニ付テハ韓國支店出張所ハ京城支店ノ指揮監督ヲ受クベシ

第十七條　韓國支店出張所ハ銀行券ノ元受高發行高回收高流通高及手許有高ノ計算ヲ明ニセル出納日表ヲ調製シ之ヲ京城支店ニ報告シ同時ニ其流通高ヲ同店ヘ電報スルコトヲ要ス

第十八條　京城支店ハ前條報告ノ到達ヲ待チ之ヲ總括シテ翌日(休日ナレバ其ノ次日)中ニ左記ノ計算表ヲ調製シ監理官ノ手ヲ經テ主務大臣ニ進達シ同時ニ本店ニ報告スルコトヲ要ス

一、每日未發行ノ銀行券有高表
一、每日銀行券發行及回收高表
一、每日正貨及保證準備種類別出納及現在高表

但制限外發行ノ銀行券アルトキハ別項ニ揭ゲ共ニ報告スルモノトス

第十九條　京城支店ハ銀行券發行高及正貨及保證準備ニ關スル每週平均高表ヲ調製シ前條ニ準ジテ之ヲ報告スベシ

前項ノ外銀行券ノ發行高及發行準備高ノ每月平均表ヲ作リ韓國官報又ハ新聞紙ニ公告スベシ

第二十條　汚染又ハ毀損シタル銀行券ハ韓國各支店出張所ニ於テ左ノ規定ニヨリ無手數料ニテ日本通貨又ハ銀行券ト交換スベシ

一、券面中記號番號二箇所ヲ存シ券面中央ノ金額ヲ明ニ認メ得ベキモノハ全額ヲ以テ交換スベシ
二、細裂シタルモノト雖モ其裂端ヲ接續シテ明カニ一葉ノ銀行券タルコトヲ認メ得ベク且其記號番號金額等ノ明ナルモノハ全額ヲ以テ交換スベシ
三、分裂シタル斷片ト雖モ記號番號金額等ヲ明ニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ假令將來持參スルモノアルモ半額ニ交換スル能ハズト認ムルトキハ尙全額ヲ以テ交換スベシ
四、斷片ガ全面ノ二分一ニ充タザルモノト雖モ記號番號金額等ヲ明カニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ全額ヲ以テ交換スル能ハズト認ムルトキハ半額ヲ以テ交換スベシ

五、斷片ガ記號番號及左右何レカ一箇所ノ金額ヲ存スルモ自餘ノ斷片ハ全額ニ交換シ得ベシト認ムルトキハ交換ヲ拒絶スルコトアルベシ

六、全面ヲ存スト雖モ記號番號金額等ヲ認ムル能ハザルモノ及其他ノ事由ニヨリ其眞贋ヲ識別シ難キモノハ交換ヲ拒絶スルコトアルベシ

第二十一條　前條ニヨリ引換ヘラレタル汚損券ハ時々取纏メ記號番號種類枚數及引換金額ノ明細表ヲ添ヘテ京城支店ヘ回送スベシ

第二十二條　京城支店ニ於テ銀行券ヲ消却セムトスルトキハ其旨ヲ監理官ニ屆出デ臨檢ヲ乞フテ消却ノ手續ヲ爲スベシ

銀行券ヲ消却シタルトキハ同時ニ其金額種類枚數記號番號ヲ本店及韓國支店出張所ニ報告スルコトヲ要ス

第二十三條　京城支店ニ銀行券製造元帳及銀行券記入帳ヲ備ヘ置キ銀行券製造元帳ニハ本店ヨリ送付シタル銀行券ノ受取高他ノ支店出張所ヘノ交付高及殘存高等ヲ記入シ銀行券記入帳ニハ銀行券ノ種類毎ニ帳簿ヲ區別シ銀行券ヲ韓國支店出張所ヘ送付スル毎ニ店別ニ其記號番號等ヲ詳記シ又消却シタルトキハ其日時ヲ記入スベシ

第二十四條　銀行券ヲ韓國支店出張所ヘ交付スル途中ニ於テ水火難其他ノ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其事實ノ確證ヲ得タル後京城支店ハ之ヲ管理局ニ屆出テ銀行券記入帳ニ事由ヲ明記シテ消却ノ手續ヲナシ同時ニ本店及韓國各支店出張所ヘ通知スベシ

第二十五條　韓國各支店出張所ハ銀行券元帳銀行券有高帳ヲ備ヘ置キ銀行券元帳ニハ銀行券ノ發行高回收高流通高等ヲ記入シ銀行券有高帳ニハ發行元高トシテ受取リタル銀行券ノ種類金額毎日ノ出入及銀行券ノ有高ヲ記入スベシ

第二十六條　京城支店ハ前條ノ外準備金有高帳保證準備有高帳及損傷銀行券記入帳ヲ備ヘ置キ準備金有高帳ニハ正貨準備ノ種類並ニ每日ノ有高ヲ明細ニ記入シ保證準備有高帳ニハ保證準備ノ出入及準備ニ充テタル有價證券ノ種類券面金額準備價格及其他ノ要件ヲ記入シ損傷銀行券記入帳ニハ損傷銀行券ノ種類記號番號金額員數引換金額及其消却日付ヲ記入スベシ

第二十七條　韓國支店出張所ニ於テ元受高トシテ銀行券有高勘定ノ入ト銀行券手許有高勘定ノ出ニ振替ヘ記帳シ同時ニ銀行券有高勘定元帳中銀行券受取ハ之ニ證印シテ銀行券保管ノ責ニ任ズベシ

第二十八條　韓國支店出張所ニ於テ銀行券ヲ發行セントスルトキハ每日營業時間ノ始ニ支配人又ハ主任ハ當日必要ト認メタル銀行券ノ高ヲ定メテ銀行券假受渡簿ニ記入シ其高ヲ出納掛長ヘ交付シ假受渡簿ニ其證印ヲ押捺セシムベシ

第二十九條　每日事務終了ノ際出納掛長ニ假渡セル銀行券ノ內當日發行シタル高ニ對シテ支配人又ハ主任ハ銀行券手許有高勘定ヲ以テ入金票ヲ作リ出納掛長ニ交付シテ銀行券有高帳ノ出ニ記入スベシ而シテ出納掛長ノ手許ニ殘存セル銀行券ハ假受渡簿ニ明記シテ支配人又ハ主任ニ引渡シ其證印ヲ受クベシ

第三十條　每日出納掛ノ手許ニ回收シタル銀行券ハ事務終了ノ際銀行券手許有高勘定ヲ以テ支拂票ヲ作リ出納掛長ヨリ支配人又ハ主任ヘ引渡シ支配人又ハ主任ハ之ヲ受取リテ銀行券有高帳ノ入ニ記入スベシ

第三十一條　前三條ノ手續ヲ終リタルトキハ第十七條ノ規定ニヨリ出納日表ヲ調製シテ京城支店ヘ報告スベシ

第三十二條　韓國支店出張所ニ於ケル銀行券ノ出納保管及記帳手續ニ關シ此規則ニ規定ナキ事項ニ付テハ京城支店ノ指揮ヲ受クベシ

第三十三條　此規則ヲ改正セントスルトキハ主務大臣ニ上申シ其認可ヲ受クベシ

尋いで明治三十九年五月に至り統監府官制制定せられ、第一銀行の韓國に於ける業務は總て統監

の監督に移りしを以て、爾後銀行券の發行も統監府監督の下に行はるることとなれり。茲に於て第一銀行は同年七月二十三日統監の認可を得て、更めて韓國政府と銀行券に關し左の契約を締結せり。

株式會社第一銀行券ニ關スル契約書

第一條　明治三十八年一月三十一日調印契約書第三條ニヨリ大韓國政府ノ公認シタル株式會社第一銀行券ハ韓國各支店出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ通貨ヲ以テ引換フベシ但シ京城以外ノ支店出張所ニ於テハ京城支店ヨリ準備金ノ到達スベキ期間其引換ヲ延期スルコトヲ得

第二條　株式會社第一銀行券ノ樣式及ビ種類ニ就テハ株式會社第一銀行ハ豫メ度支部大臣ノ認許ヲ受クベシ

第三條　株式會社第一銀行ハ株式會社第一銀行券發行額發行準備高每週平均表ヲ度支部大臣ニ提出シ且ツ之ヲ韓國官報ニ公告スベシ但シ公告ハ無料トス

第四條　度支部大臣ハ必要ト認ムルトキハ株式會社第一銀行ニ對シ株式會社第一銀行券ニ關スル檢查ヲ行フコトヲ得

第五條　大韓國政府ハ既ニ公許シタル株式會社第一銀行券ノ僞造變造及ビ行使ニ對スル適當ノ取締方法ヲ設クベシ

第六條　株式會社第一銀行券發行ノ特權ニ基ク利益ニ對シ大韓國政府ハ將來株式會社第一銀行ニ對シ相當ノ義務ヲ負擔セシムルコトヲ得

右條項ヲ確約シ其證トシテ契約書日韓文各貳通ヲ作リ各自貳通宛ヲ領有スルモノナリ

明治三十九年七月二十三日

株式會社第一銀行韓國總支店支配人　市原盛宏

度支部理財局長　李濬相

度支部大臣蓋印

本契約書正本ハ京城支店ニ於テ保管候也

明治三十九年七月二十四日

韓國總支店支配人　市原盛宏

右の如く銀行券發行は統監の監督に屬することとなり、且つ韓國政府と新に契約を締結せし結果先に制定せる銀行券發行準備取扱順序改正の必要を生じたるのみならず、從來の如く韓國各支店出張所に於て個々に銀行券を發行せしむる制度は缺點少からざるを以て、第一銀行は京城總支店に發行部を設けて發行を管掌せしむることとし、明治三十九年十一月新に左の如き取扱規則を定めたり。

銀行券發行及準備取扱規則

第一條　株式會社第一銀行ハ明治三十八年勅令第七十三號ニヨリ在京城韓國總支店發行部ニ於テ銀行券ヲ發行ス

第二條　銀行券ハ韓國ノ租稅海關稅其他公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス

第三條　銀行券ノ種類及樣式ハ統監竝ニ韓國度支部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條　銀行券ハ印刷局ニ依頼シテ製造スルモノトス

銀行券ノ製造ヲ注文シタルトキ竝ニ銀行券ヲ總支店發行部ニ受領シタルトキハ其金額種類及枚數等ヲ監理官ニ屆出ヅベシ

第五條　銀行券發行及ビ準備ニ關スル勘定ハ他ノ諸勘定ヨリ之ヲ區別スベシ

第六條　總支店發行部ノ發行セル銀行券ヲ韓國各支店出張所ニ於テ受入シタルトキハ金銀有高中ニ銀行券手許有高トシテ整理スベシ

第七條　總支店發行部ハ韓國各支店出張所ニ未發行券ヲ保管セシムルコトヲ得

前項ノ未發行銀行券ヲ預リタル支店出張所ハ總支店發行部ニ對シ其保管證書ヲ差出スベシ

第八條　銀行券ハ在韓國各支店出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ日本通貨ト引換フベシ

但京城支店以外ノ各支店出張所ニ於テハ總支店發行部ヨリ準備金ノ到達スベキ期間其引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　銀行券發行高ニ對シテハ其引換ニ充ツル爲メ金貨金銀地金及日本銀行兌換券ヲ以テ發行高ト同額ノ準備ヲ他ノ支拂資金ト區別シテ總支店發行部ニ備ヘ置クベシ但シ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十條　前條準備ニ依ルノ外壹千萬圓ヲ限リ國債證券商業手形其他確實ナル證券ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ其準備價格ハ統監ノ認可ヲ受ケ其定メラレタル條件ヲ遵奉シ前項ノ外更ニ經濟上ノ狀況ニヨリ必要ト認メタルトキハ統監ノ認可ヲ受クベシ

銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第十一條　保證準備ハ總支店發行部ニ於テ他ノ有價證券ト區別シ備ヘ置クベシ但國債證券ニ限リ之ヲ日本銀行本店ニ保護預ケトシ其保管證書ヲ以テ準備ニ充ツルコトヲ得

第十二條　總支店發行部ハ監理官ニ屆出デ第九條ノ引換準備中其幾分ヲ交換基金トシテ韓國各支店出張所ニ保管セシムルコトヲ得

前項ノ交換基金ヲ保管シタル支店出張所ハ總支店發行部ニ對シ其保管證書ヲ差出スベシ

第十三條　銀行券ノ發行高正貨準備保證準備ノ有高及之ニ關スル帳簿其他證憑書類ハ監理官ノ檢査ヲ受クベシ

第十四條　總支店發行部ハ左ノ書類ヲ調製シ監理官ノ手ヲ經テ統監ニ進達シ同時ニ本店ニ報告スベシ

一、銀行券發行高及正貨竝ニ保證準備ノ有高表ヲ作リ之ニ流通竝ニ回收ノ狀況ヲ記載シ總支店發行部ニ報告スベシ

一、銀行券出納ノ週報及ビ月報

一、每月末現在未發行銀行券及ビ準備金ノ各店配付表

一、每月末銀行券發行高及正貨竝ニ保證準備有高報告

第十五條　前條ノ平均高報告ハ之ヲ度支部大臣ニ屆出デ且ツ韓國官報竝ニ新聞紙ニ公告スベシ

第十六條　韓國各支店出張所ハ第六條ニヨリ受入レタル銀行券ノ種類別每週平均高表ヲ作リ之ニ流通竝ニ回收ノ狀況ヲ記載シ總支店發行部ニ報告スベシ

第十七條　汚染又ハ毀損シタル銀行券ハ韓國各支店出張所ニ於テ左ノ規定ニヨリ無手數料ニテ日本通貨又ハ銀行券ト交換スベシ

一、券面中記號番號二箇所ヲ存シ券面中央ノ金額ヲ明ニ認メ得ベキモノハ全額ヲ以テ交換スベシ

二、細裂シタルモノト雖モ其裂端ヲ接續シテ明ニ一葉ノ銀行券タルコトヲ認メ得ベク且其ノ記號番號金額等ノ明ナルモノハ全額ヲ以テ交換スベシ

三、分裂シタル斷片ト雖モ記號番號金額等ヲ明ニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ假令將來持參スル者アルモ半額ニ交換スル能ハズト認ムルトキハ尙全額ヲ以テ交換スベシ

四、斷片ガ全面ノ二分ノ一ニ充タザルモノト雖モ記號番號金額等ヲ明ニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ全額ヲ以テ交換スル能ハズト認ムルトキハ半額ヲ以テ交換スベシ

五、斷片ガ記號番號及左右何レカ一箇所ノ金額ヲ存スルモ自餘ノ斷片ハ全額ニ交換シ得ベシト認ムルトキハ交換ヲ拒絕スルコトアルベシ

六、全面ヲ存スト雖モ記號番號金額等ヲ認ムルコト能ハザルモノ及其他ノ事由ニヨリ眞贋ヲ識別シ難キモノハ交換ヲ拒絕スルコトアルベシ

第十八條　前條ニヨリ引換タル汚損券竝ニ流通ニ適セザル銀行券ハ之ヲ引上ゲ各支店出張所ニ於テ鑿孔ノ上總支店發行部ニ送付スベシ

第十九條　總支店發行部ハ銀行券消却記番號帳ヲ備ヘ前條ノ銀行券ヲ記入シ之ヲ燒棄セントスル時ハ監理官ニ屆出デ臨檢ヲ乞フテ支配人竝ニ副支配人立合ノ上燒棄ノ手續ヲナシ之ガ記錄ヲ作ルベシ

第二十條　銀行券ガ水火難其他ノ災害ニ依リ亡失シタルトキハ其事實ノ確證ヲ得タル後總支店發行部ハ其

事情ヲ具シテ之ヲ監理官ニ屆出デ銀行券記入帳ニ事由ヲ明記シ番號ノ明瞭ナルモノハ同時ニ消却記番號帳ニ記入シ其不明ナルモノハ第十九條ニ準ジ證據物件ニ關スル記錄書ヲ作リ其種類枚數金額ヲ明ニシ記番號不明ノ消却トシテ整理スベシ

第二十一條　總支店發行部ニ銀行券ノ元受高發行高回收高流通高及ビ手許有高ノ記入帳ヲ備ヘ各種類毎ニ區別シ製造發行回收竝ニ消却等ノ事項ヲ明細ニ記入スベシ

第二十二條　總支店發行部ニ銀行券發行高及ビ民間流通高比較記入帳ヲ備ヘ各店ノ毎週平均高報告ニヨリ記入スベシ

第二十三條　總支店發行部ハ準備金有高帳保證準備有高帳ヲ備ヘ準備金有高帳ニハ正貨準備ノ種類竝ニ毎日ノ有高ヲ明細ニ記入シ保證準備有高帳ニハ保證準備ノ出入及ビ準備ニ充タル有價證券ノ種類券面金額準備價格及ビ其他ノ要件ヲ記入スベシ

支店出張所ニ交換基金トシテ準備金ヲ配付シタルトキハ之ガ記入帳ヲ備ヘ店別ニ記入スベシ

第二十四條　本則ヲ改正セントスル時ハ統監ノ認可ヲ受クベシ

第一銀行券の流通は貨幣整理著手直前に於て既に四百萬圓を超え、多大の信用と便宜とを博せしが、其の流通區域は主に開港場及主なる都府にして、邦人との取引多からざる內地に在りては未だ圓滑に流通するに至らざりしも、行政の組織次第に整頓し、文化の漸次普及するに從ひ、銀行券も新貨幣と共に逐次普及するに至れり。今光武九年(明治三十八年)一月以降每年六月末及十二月の發行高現在表を掲ぐれば次の如し(券面種類中五十錢・二十錢及十錢券の發行に就ては次項參照)。

各種第一銀行券每月末發行高表

年月	拾圓券	五圓券	壹圓券	五拾錢券	貳拾錢券	拾錢券	計
光武九年一月	円 一、三五三、八四〇・〇〇	円 一、一三一、〇〇五・〇〇	円 二六九、二〇二・〇〇	円 七二、一〇九・五〇	円 四二、九六五・二〇	円 三七、九〇一・四〇	円 二、九〇八、〇三三・一〇
同　六月	二、六五九、八九〇・〇〇	二、〇四二、三一〇・〇〇	六〇一、三一三・〇〇	三八六、〇四九・五〇	二三七、八七〇・〇〇	一五一、三九九・七〇	六、〇六八、八三一・二〇
同　十二月	四、三三六、六八〇・〇〇	二、一一九、八二〇・〇〇	八一〇、八〇一・〇〇	四六三、〇〇三・五〇	一八四、五六三・二〇	二三〇、三九九・六〇	八、一一五、二六七・三〇
光武十年六月	三、二三四、〇九〇・〇〇	一、一六一、一六〇・〇〇	六三九、二三九・〇〇	一六六、六五五・五〇	九〇、八五四・四〇	一三七、八六五・八〇	五、四二九、八六四・七〇
同　十二月	四、七九五、〇〇〇・〇〇	二、一四二、五〇〇・〇〇	一、八二九、五〇〇・〇〇	一七九、二五〇・〇〇	二一四、九〇〇・〇〇	一六三、二五〇・〇〇	九、三二四、四〇〇・〇〇
隆熙元年六月	四、五一五、〇〇〇・〇〇	二、六六七、五〇〇・〇〇	二、二七五、五〇〇・〇〇	四一、一五〇・〇〇	三一、五〇〇・〇〇	四六、二五〇・〇〇	九、五七六、九〇〇・〇〇
同　十二月	五、五二五、〇〇〇・〇〇	三、八五七、五〇〇・〇〇	三、三六八、五〇〇・〇〇	一七、九五〇・〇〇	一四、八〇〇・〇〇	二一、五五〇・〇〇	一二、八〇五、三〇〇・〇〇
隆熙二年六月	三、八三五、〇〇〇・〇〇	二、六一二、五〇〇・〇〇	二、四三九、五〇〇・〇〇	八、一五〇・〇〇	七、七〇〇・〇〇	一一、七五〇・〇〇	八、九一四、六〇〇・〇〇
同　十二月	四、三三八、九〇〇・〇〇	二、六四六、八〇〇・〇〇	三、三八三、八〇〇・〇〇	四、三〇〇・〇〇	四、六〇〇・〇〇	七、五〇〇・〇〇	一〇、三八五、九〇〇・〇〇
隆熙三年六月	四、八〇九、九〇〇・〇〇	一、八五五、三〇〇・〇〇	三、三七一、六〇〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	六、七〇〇・〇〇	一〇、〇五一、一〇〇・〇〇
同　十一月	四、五〇四、一〇〇・〇〇	二、四七五、八一五・〇〇	四、八四〇、五八九・〇〇	三、〇七九・〇〇	三、四九三・四〇	六、〇五一・四〇	一一、八三三、一二七・八〇

次に第一銀行券の引換準備に就て一言せんに、其の準備は一般の原則に依り保證準備及正貨準備の二種とし、正貨準備は當初日本通貨と爲せしが、後金銀貨及地金銀竝に日本銀行兌換券と定めたり。而して右に關する規定は當初法律或は勅令に依ることなく、唯政府の內訓に從ひて銀行券規則中に之を定めしが、明治三十八年三月勅令第七十三號の公布せらるるや、其の第九條に於て詳細の規定あるに至れり。今明治三十五年五月の初發行以來明治四十二年十一月に至る各期末の各種準備保有高を掲ぐれば次の如し。

第一銀行券每期末各種準備保有高表

年月	正貨準備			保證準備	總發行高
	金銀及地金	日本銀行兌換券	計		
光武六年六月	円 —	五二、二七〇・〇〇	円 五二、二七〇・〇〇	円 —	円 五二、二七〇・〇〇

光武六年十二月	円	四二二、六七二・〇〇	四二二、六七二・〇〇	二〇二、八七八・〇〇	六二五、五五〇・〇〇
光武七年六月	—	五一七、〇〇九・〇〇	五一七、〇〇九・〇〇	六三、三〇九・〇〇	五八〇、三一八・〇〇
同　十二月	—	六〇一、九〇〇・〇〇	六〇一、九〇〇・〇〇	二六八、二二六・〇〇	八七〇、一二六・〇〇
光武八年六月	—	一、三三六、〇〇〇・〇〇	一、三三六、〇〇〇・〇〇	四四九、〇五二・六〇	一、七八五、〇五二・六〇
同　十二月	—	一、九二一、三〇〇・〇〇	一、九二一、三〇〇・〇〇	一、四五〇、五一七・五〇	三、三七一、八一七・五〇
光武九年六月	—	四〇、〇〇〇・〇〇	二、四六〇、〇〇〇・〇〇	三、五六八、八三二・二〇	六、〇六八、八三二・二〇
同　十二月	—	三八、〇〇〇・〇〇	二、七九〇、〇〇〇・〇〇	五、二九七、二六七・三〇	八、一二五、二六七・三〇
光武十年六月	—	三六、〇〇〇・〇〇	二、四一〇、〇〇〇・〇〇	二、九八三、八六四・七〇	五、四二九、八六四・七〇
同　十二月	—	一二六、〇〇〇・〇〇	三、一三〇、〇〇〇・〇〇	五、九六八、四〇〇・〇〇	九、二二四、四〇〇・〇〇
隆熙元年六月	—	一六一、〇〇〇・〇〇	三、二二五、〇〇〇・〇〇	六、一九〇、九〇〇・〇〇	九、五七六、九〇〇・〇〇
同　十二月	—	九四七、五〇六・二〇	三、六三五、〇〇〇・〇〇	八、二二二、七九三・八〇	一二、八〇五、三〇〇・〇〇
隆熙二年六月	—	一、〇一五、〇〇〇・〇〇	一、九七〇、〇〇〇・〇〇	五、九二九、六〇〇・〇〇	八、九一四、六〇〇・〇〇
同　十二月	—	一、四一九、六七三・二五	二、〇八五、〇〇〇・〇〇	六、八八一、二二六・七五	一〇、三八五、九〇〇・〇〇
隆熙三年六月	—	一、五一五、〇〇〇・〇〇	一、八四五、〇〇〇・〇〇	六、六九一、一〇〇・〇〇	一〇、〇五一、一〇〇・〇〇
同　十一月	—	一、五一七、五〇〇・〇〇	二、四二六、八七六・〇〇	七、八八八、七五一・八〇	一一、八三三、一二七・八〇

第三項　小額銀行券の發行

抑も兌換銀行券は素と本位貨幣の代用として發行せらるるを原則とし、補助貨幣の代用として發行せらるるは異例に屬するものなるが、第一銀行は十圓・五圓・一圓の三種の外、一時五十錢・二十錢・十錢の三種の小額銀行券を發行したることあり。之れ明治三十七年日露戰役に際し、日本軍隊の韓國に駐屯するや、種々の支拂に使用すべき補助貨幣を缺き、甚だ不便を感ぜしを以て、大藏省が第一銀行に内示して小額券の發行を促したるに依るものなり。右に就き大藏省の與へたる許可の條件左の如し。

（一）小額銀行券の種類は五拾錢・貳拾錢・拾錢の三種とす。

（二）小額銀行券を發行する場合には軍隊より日本銀行兌換券を第一銀行韓國支店に交付し、之れと引換に同額の小額銀行券を交付するものとす。

（三）小額銀行券は第一銀行韓國支店に於て持參人の請求に應じ、本邦通貨と交換す。

（四）引換基金準備其他取締方は壹圓以上の第一銀行券に同じ。

右に基き第一銀行は同年六月より各種小額銀行券を發行したりしが、之れ全く一時軍隊の必要に因りしものにして、固より永久の制にあらざりしなり。然れども韓國に於て適當なる補助貨幣缺乏せし際なりしを以て、人民一般に其の流通を便とし、發行高漸次增加したりしが、翌三十八年に至り日露戰役も終結して、我駐屯軍隊も引上げ、又一方に於ては韓國政府の貨幣整理進捗し、完全なる補助貨幣も發行せらるるに至りしを以て、爾後第一銀行は專ら小額銀行券の回收に努めたり。斯くして發行高も漸次減少して、銀行券發行事務を韓國銀行に引繼ぐに當りては僅々一萬餘圓を殘存するに過ぎざりき。此等小額銀行券の發行高に就ては前項を參照すべし。

第二款　韓國銀行券

第一項　第一銀行券の承繼

前記の如く第一銀行は韓國の中央銀行として、日韓兩國政府の監督下に銀行券を發行し、貨幣整理

事務及國庫金出納事務等を取扱ひ來たりしが、年と共に韓國の庶政更張し、財政經濟の基礎亦確立したるを以て、我統監府は、茲に新に韓國内の金融機關を統一し、之が中樞たるべき特立中央銀行を設置するの氣運到れりと認め、明治四十二年六月第一銀行との間に權利義務承繼に關する覺書を交換し續いて其の細則を定め、翌月二十六日に至り日韓兩國政府間に韓國中央銀行設立に關する協定を了せり。右協定第一條に依れば『韓國政府ハ韓國銀行ヲ設立シ之ニ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ與ヘ韓國中央金融機關タルノ業務ニ從事セシムルノ外日本銀行ノ委託アルトキハ日本國國庫金ノ取扱ヲ爲サシム可』きものにして、第二條に依れば『株式會社第一銀行ノ發行シタル銀行券ハ韓國銀行ノ發行シタルモノト見做シ韓國銀行ハ其銷却ノ義務ヲ承繼スルモノ』なりき。而して第一銀行との間に於ける權利義務承繼に關する覺書中銀行券に關する條項左の如し。

（一）韓國中央銀行ハ株式會社第一銀行發行ニ係ル銀行券銷却ノ義務ヲ承繼スルコト

（二）株式會社第一銀行ハ正貨準備ヲ前項引繼ト同時ニ無償ニテ韓國中央銀行ニ引渡スコト

（三）保證準備發行額ニ就キテハ株式會社第一銀行ハ左ノ條件ニ依リ韓國中央銀行ヘ年賦償還スルコト

（イ）年賦償還期限貳拾箇年

（ロ）現在保證準備ニ充テタル有價證券等ハ韓國中央銀行ヘ擔保ニ提供スルコト

但シ償還額ニ應シテ擔保ヲ劃除スルモノトス

又右覺書に基く承繼細則中銀行券に關する條項を摘記すれば左の如し。

（一）韓國中央銀行成立シタルトキハ第一銀行ハ遲滯ナク銀行券發行ノ權利義務國庫金出納ノ事務貨幣整理事務一般ノ營業其他土地建物使用人等ヲ韓國中央銀行ニ引繼クヘシ

（二）前項ノ引繼ハ一定ノ期日ヲ特定シ總テ其ノ日ノ現在ヲ以テ之ヲ行フ但右期日ハ豫メ第一銀行ト打合ノ上決定ス

（三）引繼ノ目的物ヨリ發生スル權利義務ハ引繼ノ日迄ハ總テ第一銀行ニ屬シ引繼ノ翌日ヨリ韓國中央銀行ニ屬スルモノトス

（四）引繼ハ在韓國第一銀行各支店出張所ニ於テ韓國中央銀行監理官又ハ其代表者立會ノ上之ヲ執行スヘシ

（五）第一銀行發行銀行券銷却ノ義務ハ引繼ノ日ニ於ケル發行高ニヨリ韓國中央銀行之ヲ引繼ク但右發行高中ニハ第一銀行手許有高ヲ包含セサルモノトス

右引繼後第一銀行ハ銀行券ニ關シ何等特別ノ權利義務ナキモノトス

（六）前項ニ依ル銀行券引繼高ノ三分ノ一ニ當ル正貨準備ハ其儘之ヲ韓國中央銀行ニ引渡スヘシ

（七）銀行券引繼高ノ三分ノ二ニ當ル保證準備發行高ハ韓國中央銀行ヨリ第一銀行ヘ無利息年賦償還ノ方法ヲ以テ貸付クヘキニヨリ第一銀行ハ適法ノ準備價格ヲ有スル有價證券ヲ擔保トシテ韓國中央銀行ニ供托スヘシ

（八）銀行券年賦償還ニ關スル方法等ハ別ニ契約ヲ以テ之ヲ定メ前項ノ擔保品ハ第一銀行ヨリ償還額ニ應シテ之ヲ劃除スルモノトス而シテ韓國政府ハ該擔保證券ノ返付ニ付其契約書ニ保證スヘシ

前記の如く日韓兩國の協定成りしを以て、韓國政府は同日直に韓國銀行條例を發布し、其の設立事務は擧げて之を日本政府に委託したり。斯くして八月十七日設立委員任命せられ、九月六日より株式の募集を開始し、十月二十九日創立總會開かれ、十一月十日を以て其の設立を見るに至れり。

韓國銀行の設立成るや、十一月二十日を以て第一銀行の取扱ひたる銀行券發行の權利義務、國庫金出納の事務貨幣整理事務其の他所定の引繼行はれしが、引繼當日に於ける第一銀行券發行高は、千百八十三萬三千百二十七圓八十錢なりき。而して其の三分の一即ち三百九十四萬四千三百七十六圓は正貨にて決濟を爲し、殘額七百八十八萬八千七百五十一圓八十錢は、韓國銀行より第一銀行への貸

付金として、確實なる擔保を提供せしめ、明治四十二年十二月より起算し、向二十箇年間に無利息年賦償還せしむることとせり。

第二項　韓國銀行券の發行

韓國銀行は明治四十二年十一月二十一日以後第一銀行に代りて銀行券を發行することとなりしが韓國銀行條例中銀行券に關する規定を摘錄すれば次の如し。

韓國銀行券條例（隆熙三年七月二十六日法律第二十二號）（抄錄）

第五章　銀行券

第二十二條　韓國銀行ハ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

前項銀行券ハ韓國銀行本店及支店ニ於テ營業時間內何時タリトモ金貨或ハ日本銀行兌換券ト交換ス但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スル時間ハ其交換ヲ延期スルコトヲ得

第二十三條　韓國銀行ハ銀行券發行額ニ對シ同額ノ金貨金銀地及日本銀行兌換券ヲ置キ其支拂準備ニ充ツヘシ

但銀地ハ支拂準備總額ノ四分之一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項準備ニ依ルノ外韓國銀行ハ特ニ二千萬圓ヲ限リ國債證券其他確實ナル證券或ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

市場ノ狀況ニ由リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ必要トスル時ハ政府ノ認可ヲ受ケ國債證券其他確實ナル證券或ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此場合ニハ政府ノ命スル所ニ由リ一箇年百分之五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第二十四條　韓國銀行ニ於テ發行スル銀行券ハ公私取引上無制限ニ通用スル者トス

第二十五條　韓國銀行ハ銀行券發行額及支拂準備ニ關スル每週平均額表ヲ官報ニ公告スヘシ

第二十六條　銀行券製造發行損券交換及銷却等ノ措置ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條　銀行券ノ僞造變造ニ係ル罪ハ刑法僞造紙幣ノ各本條ニ照シ處斷ス

附　則

第四十七條　韓國銀行ハ政府ノ定ムル所ニ從ヒ株式會社第一銀行ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第四十八條　前條繼承前株式會社第一銀行ノ發行セル銀行券ハ韓國銀行ノ發行シタルモノト認識ス

第四十九條　第四十七條ニ依ル繼承ト同時ニ韓國銀行ハ政府ノ定ムル所ニ從ヒ繼承日ノ保證準備ニ相當セル金額ヲ限リ無利子二十年年賦償還ヲ以テ株式會社第一銀行ニ貸付クヘシ

卽ち右に依れば、韓國銀行券の種類及樣式は政府の認可を受けて定むべく、之が兌換は金貨若は日本銀行券を以てするものにして、兌換準備としては發行總額に對し同額の金貨、地金銀（銀地金は準備總額の四分の一を超ゆるを許さず）及日本銀行券を置くものとしたり。但し右準備の外特に二千萬圓を限り、國債證券其の他確實なる證券若くは商業手形を保證として發行することを得、更に市場の景況に依り銀行券の增發を必要とするときは、政府の認可を得て前記と同樣の保證準備を以て制限外の發行を許されたり。尤も此の場合は一箇年百分の五を下らざる發行稅を納付すべきものなり。

尙ほ韓國銀行券の製造發行損券引換及銷却の手續に就ては同年十一月十二日度支部令第三十號を以て左の如く定められたり。

韓國銀行券ノ製造發行損券引換及銷却手續（隆熙三年十一月十二日度支部令第三十號）

第一條　韓國銀行券ノ種類ハ一圓、五圓、拾圓ノ三種トス

第二條　韓國銀行券ノ番號ハ一記號每ニ九十萬トス

第三條　銀行券ノ樣式ヲ定メ若ハ之ヲ變更セントスルトキハ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　度支部大臣ヨリ前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ其様式ハ發行期日一ケ月前ニ之ヲ公告スルモノトス

第五條　銀行券ヲ製造セントスルトキハ各種類毎ニ其需要額ヲ見積リ度支部大臣ニ報告スヘシ

第六條　銀行券ノ發行及還收ニ關シテハ特ニ韓國銀行監理官ヲシテ監督セシム

第七條　正貨及日本銀行兌換券ヲ持參シテ銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ韓國銀行本店及支店ニ於テ左ノ區分ニ依リ無手數料ニテ之ヲ引換フヘシ

全額ヲ以テ交換スルモノ

一、券面中記號番號二ケ所ヲ存シ券面中央ノ金額ヲ明ニ認メ得ヘキモノ

二、細裂シタルモノト雖モ其ノ裂端ヲ接續シテ明ニ一葉ノ銀行券タルコトヲ認メ得ヘク且其ノ記號番號、金額等ノ明ナルモノ

三、分裂シタル斷片ト雖モ記號番號金額等ヲ明ニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ヲ將來持參スル者アルモ半額ニ交換スルコト能ハスト認ムルモノ

半額ヲ以テ交換スルモノ

一、斷片カ全面ノ二分ノ一以上若ハ二分ノ一ニ充タサルモ記號番號金額等ヲ明ニ認識シ得ルモノニシテ且自餘ノ斷片ハ全額ヲ以テ交換スルコト能ハスト認ムルモノ

第九條　汚染又ハ毀損ノ銀行券ニシテ左記各項ニ該當スルモノハ之ヲ交換セス

一、斷片カ記號番號及左右何レカ一ケ所ノ金額ヲ存スルモ自餘ノ斷片ハ全額ニ交換シ得ヘシト認メラルルモノ

二、全面ヲ存スト雖モ記號番號金額等ヲ認ムルコト能ハサルモノ及肉色ノ變化又ハ其他ノ理由ニヨリ眞贋ヲ識別シ難キモノ

第十條　銀行券ノ銷却ハ韓國銀行監理官立會ノ上之ヲ執行ス

第十一條　本手續ニ關スル細則ハ韓國銀行總裁之ヲ定メ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　第八條以下ノ規定ハ第一銀行ヨリ承繼シタル第一銀行券ニ準用ス

斯くして韓國銀行は銀行券の製造を我印刷局に依頼したるが、開業當初未だ其の製造成らざりしを以て、差當り第一銀行の未發行券を其の儘韓國銀行券として發行することとし、同年十一月十日度支部大臣より此の旨告示せり（告示第十八號）。而して新券は翌四十三年十二月に至り始めて一圓券の製造成りしを以て、同月より發行し、尋いで翌四十四年八月五圓券及十圓券を發行するに至りしが、同月十五日より朝鮮銀行法施行せられ、韓國銀行は玆に朝鮮銀行と改稱したるを以て、再び銀行券改刷の必要を生じたり。今韓國銀行の承繼若くは發行したる銀行券の各期末現在高を表示すれば左の如し。

期末	券面種類 十圓券	五圓券	一圓券	小額券	合計	準備別 金貨及金地金	日本銀行券	保證	市場流通高
明治四二、一二月末	五、五九二、〇〇〇円	三、〇一五、五〇〇円	四、八一九、二〇〇円	一三、六〇〇円	一三、四三九、七〇〇円	一、五三一、五〇〇円	三、五三五、〇〇〇円	八、三九三、二〇〇円	一三、五八三、二〇〇円
同　四三、六	五、三四〇、〇〇〇	三、〇一〇、五〇〇	五、〇〇八、二〇〇	一三、三〇〇	一三、三五五、〇〇〇	二、〇二一、五〇〇	三、四一五、〇〇〇	七、八八八、五〇〇	一三、五九七、二〇六
同　四三、一二	八、四六一、〇〇〇	三、九六六、五〇〇	七、七〇四、五〇〇	一二、九〇〇	二〇、一六三、九〇〇	二、〇三二、七五〇	五、〇〇三、〇〇〇	一三、一六八、一五〇	一六、五四六、五九三
同　四四、六	九、五六六、〇〇〇	四、一三四、五〇〇	八、三四四、九〇〇	一二、六〇〇	二三、〇四七、〇〇〇	一、九八一、〇〇〇	五、八五三、〇〇〇	一四、三二四、〇〇〇	二〇、一八〇、二五六

第三款　朝鮮銀行券

第一項　緒言

明治四十三年八月二十九日、日韓合邦せらるるに及び、韓國中央銀行としての韓國銀行は、茲に朝鮮總督管下の朝鮮中央銀行として再組織するの必要あるを以て、政府は翌四十四年三月朝鮮銀行法を發布し、右韓國銀行を朝鮮銀行と改稱し、韓國銀行設立の日に於て本法に依り設立したるものと看做し（第四十三條）、韓國銀行の發行したる韓國銀行券及其の發行と看做されたる第一銀行券も亦、朝鮮銀行に於て發行したるものと看做すこととせり（第四十五條）。而して朝鮮銀行の發券制度は、保證準備の發行制限高を二千萬圓より三千萬圓に增額したる外、全く韓國銀行の夫と異なる所なし。今朝鮮銀行法中銀行券に關する規定を抄錄すれば次の如し。

朝鮮銀行法（明治四十四年三月二十九日法律第四十八號）（抄錄）

第五章　銀行券

第二十一條　朝鮮銀行ハ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ銀行券ハ朝鮮銀行ノ本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨又ハ日本銀行兌換券ト引換フルモノトス但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條　朝鮮銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨、地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ仕拂準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外朝鮮銀行ハ特ニ三千萬圓ヲ限リ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外市場ノ狀況ニ依リ銀行券ノ發行ヲ必要トスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ其ノ發行ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ命スル所ニ依リ其ノ發行高ニ對シ一年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第二十三條　朝鮮銀行ノ發行スル銀行券ハ朝鮮總督ノ管轄地域内ニ於テ無制限ニ通用スルモノトス

第二十四條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ官報ニ公告スヘシ

第二十五條　銀行券ノ製造發行、損券引換及銷却等ノ手續ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附　則

第四十五條　韓國銀行ノ發行シタル韓國銀行券及其ノ發行ト看做シタル株式會社第一銀行ノ銀行券ハ朝鮮銀行ニ於テ發行シタルモノト看做ス

本法は同年七月勅令第二百三號を以て同年八月十五日より施行せられたるを以て、同日以後舊韓國銀行券及舊第一銀行券は均しく朝鮮銀行券と看做さるるに至れり。

朝鮮銀行法は制定以後大正七年四月（法律第二十八號）及十三年七月（法律第二十八號）の兩次の改正を見たるが、此の中銀行券に關するものは、前者に在りては保證準備發行制限額を三千萬圓より五千萬圓に擴張したること之にして、後者に在りては朝鮮銀行の一般監督權を總督より大藏大臣に移したるに伴ひ、銀行券に關する條項に就ても其の改正を見たるものなり。而して保證準備發行制限額擴張の理由としたる所は本法制定當時に比し、朝鮮の人口增加し、產業・貿易・金融等總ての方面に於て著しく發展を來たしたるのみならず、同行の營業は遠く滿蒙地方に迄擴大せられ、殊に從來橫濱正金銀行が滿洲に於て取扱ひたる金券發行業務及國庫金取扱事務の如きも、大正六年末より朝鮮銀行の取扱に歸し、朝鮮銀行券は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於て公私一切の取引に無制限に法貨として通用することとなりしを以てなり。

（大正六年十一月勅令第二百十七號、十二月一日より實施）

次に朝鮮銀行券の種類及樣式は朝鮮總督の認可を得て之を定むべく、又製造・發行・損券引換及銷却等の手續等に就ては朝鮮總督之を定むるものとしたるを以て、總督は明治四十四年十一月總督府令

第百四十六號を以て左の如く制定公布したり。

朝鮮銀行券ノ製造發行損券引換及銷却等ノ手續（明治四十四年十一月廿九日朝鮮總督府令第百四十六號）

第一條　朝鮮銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、百圓ノ四種トス

第二條　朝鮮銀行券ノ番號ハ一記號毎ニ九十萬トス

第三條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ樣式ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　朝鮮銀行前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ銀行券ノ樣式ヲ發行期日ヨリ少クモ一月前ニ公告スヘシ

第五條　朝鮮銀行銀行券ヲ製造セムトスルトキハ各種類毎ニ其ノ需要額ヲ見積リ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第六條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ製造高、發行高竝仕拂準備及保證ニ關スル出納日報ヲ製シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第七條　銀行券ノ發行及還收ニ關シテハ特ニ朝鮮銀行監理官ヲシテ之ヲ監督セシム

第八條　金貨又ハ日本銀行兌換券ヲ銀行券ニ引換ヘムコトヲ請フ者アルトキハ朝鮮銀行本店及朝鮮ニ在ル支店ハ無手數料ニテ之ヲ交換スヘシ

第九條　銀行券ノ汚染、毀損ニ依リ通用シ難キモノハ朝鮮銀行本店及朝鮮ニ在ル支店ニ於テ左ノ各號ノ標準ニ依リ無手數料ニテ之ヲ引換フヘシ

一、表裏兩面ヲ具備シタル銀行券ニシテ其ノ三分ノ二以上ヲ存スルモノハ券面金額ノ全額

二、分裂シタル細片ナリト雖之ヲ接續シテ同一銀行券ノ紙片ナルコトヲ認メ得ヘキモノハ前號ニ準ス

第十條　銀行券ノ紙質、色彩ノ變化又ハ其ノ他ノ原因ニ依リ眞僞鑑別シ難キモノハ前條第一號若ハ第二號ニ該當スルモノト雖其ノ引換ヲ行ハス

第十一條　銀行券ノ銷却ハ燒棄方法ニ依リ朝鮮銀行監理官立會ノ上之ヲ執行ス

第十二條　本手續ニ關スル細則ハ朝鮮銀行總裁之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條　第九條以下ノ規定ハ朝鮮銀行ニ於テ發行シタルモノト看做シタル韓國銀行券及株式會社第一銀行券ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規定中『朝鮮總督』とあるは大正十三年七月の法改正と共に、同年八月大藏大臣達を以て『大藏大臣』と改められたり。

第二項　銀行券の發行及流通

朝鮮銀行券の種類は一圓・五圓・十圓・百圓の四種なるが、別に韓國銀行の發行せる一圓・五圓・十圓の三種及第一銀行の發行せる一圓・五圓・十圓の三種及十錢・二十錢・五十錢の三小額券も亦朝鮮銀行の發行したる銀行券と看做されたること既述の如し。但し右小額券は元來臨時の發行に係り、夙に回收整理を圖り來たりしものにして、韓國銀行の承繼當時既に一萬二千六百圓を殘存せるに過ぎず、其の後更に整理も進捗したるが故に、朝鮮總督は明治四十四年三月告示第八十九號を以て、翌年三月三十一日限り其の通用を禁止することとせり。而して朝鮮銀行は開業匆々に於ては未だ新券の製造成らざりしを以て、一時舊韓國銀行券を引續き發行し來ると共に、新券の製造を朝鮮總督府印刷局に依頼したりしが、大正三年九月に至り始めて朝鮮銀行記名の新百圓券を發行するの運びに入れり。尋いで翌四年一月より一圓券を、同年十一月五圓券及十圓券を發行するに及び、茲に新券出揃ひしを以て爾後漸次舊券整理の歩を進めし結果、大正十年頃には殆んど舊券の影を留めざるに至れり。

之より先明治三十九年九月勅令第二百四十七號を以て横濱正金銀行は關東州に於て銀建の銀行券の發行を許可せられ、同年十月十五日より之を發行し來りしが、大正二年七月勅令第二百五十號を以て『横濱正金銀行ハ金貨又ハ日本銀行兌換券ヲ以テ引換フヘキ銀行券ヲ五年ヲ限リ關東州ニ於テ發行スルコトヲ得』と改められたり。仍て同行は右の趣旨に依り同年十月より一圓・五圓・十圓の三種の金券を發行し來りしが、大正六年十一月に至り政府は右金券の關東州に於ける强制通用力を停止すると共に、其の發行を差止むることとし、同年十二月一日より之を實施したり。此の結果右正金銀行券も爾後朝鮮銀行の承繼する所となり、且つ朝鮮銀行券は之を機として關東州・滿鐵附屬地にも强制通用せられ、延いて滿洲各地・西比利亞方面は固より支那本部にも流通範圍を擴大するに至れり。

次に朝鮮銀行券の發行額及流通狀況を一瞥せんに、明治四十四年及大正元年には發行總額二千五百萬圓臺にあり、其の後三年間は一進一退の形勢を持續したりしが、大正四年末には俄然三千四百萬圓に上り、爾後發行高は急激なる增進を示せり。卽ち五年下半期には四千六百萬圓に、六年下半期末には六千七百萬圓に達し、初めて八百六十萬圓の制限外發行を見るに至れり。尋いで大正七年には一躍倍加して一億一千五百五十萬圓の巨額に達し、內制限外發行は一千七百六十萬圓に上り、八年上半期は上半期の恒例として一時多少の收縮を見たるも、期末には再び增加して一億二百七十餘萬圓（內制限外發行一千八百三十萬圓）となり、下半期に入り益〻增加の趨勢を呈せり。銀行券發行高の斯かる膨脹を示したる所以は、朝鮮に於ける社會經濟狀態の發展・本邦財界の進出に職由する所多しと雖も、他方大正二年同行が滿蒙の主要地に支店出張所の設置を開始したる以來、同方面に於ける流通高も逐年增加し、特に前記の如く大正六年十一月政府が朝鮮銀行券を以て關東州及滿鐵附屬地一帶に於ける法貨と爲し、横濱正金銀行發行の金券を承繼せしめし以來、日支人間の信用一層加はりしと、時局以來南滿洲・蒙古のみならず、北滿洲・西比利亞及山東省に於て邦貨建取引の益〻增加したる結果、該地方に流通する朝鮮銀行券も相當多額に上りしに因るものなり。加之大正四年以來世界大戰の影響を受けて一般財界の殷賑を極めたる爲め、信用の膨脹、取引の增大を促し、延いて前記の如き銀行券の增發を招來し、又一面保證準備發行制限額の引上を見るに至りしものなり。然るに其の後大正九年三月財界の一大反動以來、物價の低落・取引の減少とに因り銀行券の發行高も亦自ら收縮を見、爾後大正末年迄大體一億一二千萬圓臺に安定したるが如くなりき。

今明治四十四年より大正末年に至る朝鮮銀行券の發行高を表示すれば左の如し（尙表中明治四十四年以前は韓國銀行券に關するものなり）。

（一）朝鮮銀行券總發行額及期末現在高表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
	円	円	円	円	円
明治四二					
同四三	二一、〇六九、七〇〇	一三、二五五、〇〇〇	一五、九八〇、四七八	一三、三四九、七〇〇	一五、九八〇、四七八
同四四	三七、〇二八、九〇〇	二四、五三九、三〇〇	二六、六二三、〇〇〇	二五、〇〇六、五四〇	三四、四三七、七〇〇
大正元	四五、七六六、五四〇	—	四〇、五九七、〇〇〇	二五、五五〇、四〇〇	五五、五七八、九〇〇
同二	三八、九三〇、四〇〇	一九、五八七、七九〇	四三、七九一、三〇〇	二五、六九三、二六〇	六五、〇一八、五四〇
同三	四三、七八三、二六〇	一九、四七〇、〇五〇	四五、〇七六、七九〇	二一、八五〇、三七〇	六四、四一九、四〇〇
同四	五二、八〇一、三七〇	二二、三六〇、二三〇	四六、五一八、〇五〇	三四、三八七、五二〇	七〇、八三一、二六〇
同五	六八、二七〇、五二〇	二九、一七〇、〇一〇	六〇、〇五五、二三〇	四六、六二七、〇八〇	九〇、四九六、三七〇
			七八、九七四、〇一〇		一一八、〇七四、五二〇

年末					
大正六	九一、一〇七、〇八〇円	三九、八九三、七八〇円	一三〇、六三一、二五六円	六七、三六四、九五〇円	一八一、八四四、五五六円
同七	二〇七、六三六、三〇四	六二、五一六、三〇八	二七五、〇〇八、八〇六	一一五、五二三、六七一	四二〇、一二八、八〇二
同八	三五七、七四七、五七七	一〇二、七九七、三三九	四〇六、五五七、六一〇	一六三、六〇〇、〇五六	六六一、五〇七、八四八
同九	四七四、一六八、〇四九	一〇八、二三九、六九一	四五六、〇八六、一六三	一一四、〇三四、六二〇	八二二、〇一四、五二一
同一〇	四五九、二九一、三九二	九八、六〇八、四二五	四八九、六八八、三二二	一三六、三六〇、五〇〇	八五〇、三七一、二八九
同一一	四八一、八四八、六五四	九五、〇二四、四八四	二二六、五三七、五〇六	一〇〇、五四四、八六四	六一三、三六一、六七六
同一二	二三五、三五一、〇四二	八九、一〇三、二八〇	二四〇、九四九、四四〇	一一一、二三三、〇六八	三八七、一九七、二〇二
同一三	二五一、〇九七、〇七四	八三、四七一、三一九	二九二、三五二、五〇一	一二九、一一八、七一三	四五九、九七八、二五六
同一四	三〇〇、九二五、四五九	九四、四五八、二二一	二九七、九〇七、六九〇	一二〇、五四〇、七八三	五〇四、三七四、九二八
昭和元	二七三、八二〇、八七九	七九、七二〇、一三〇	二四六、七八九、五〇〇	一一〇、九三六、五三一	四四〇、八九〇、二四九

（備考）總發行高中には繰越額を含む。

(二) 朝鮮銀行券券面別發行高表

年末	百圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五十錢券	二十錢券	十錢券	合計
明治四三	〇円	八、四六一、〇〇〇円	三、九八六、五〇〇円	七、七〇四、五〇〇円	二、九〇〇円	三、三〇〇円	五、七〇〇円	二〇、一六三、九〇〇円
同四四	〇	一〇、〇一七、〇〇〇	四、四七六、五〇〇	一〇、五〇一、七〇〇	二、七五〇	三、〇八〇	五、五一〇	二五、〇〇六、五四〇
大正元	〇	九、六二六、〇〇〇	四、七三〇、五〇〇	一一、一九二、八〇〇	二、六六〇	三、〇一〇	五、四二〇	二五、五五〇、四〇〇
同二	〇	一〇、六七〇、〇〇〇	三、九一八、五〇〇	一一、〇九三、七〇〇	二、六六〇	三、〇〇〇	五、四〇〇	二五、六九三、二六〇
同三	一、七五〇、〇〇〇	八、二六八、〇〇〇	二、七二七、五〇〇	九、〇七三、九〇〇	二、六一〇	二、九八〇	五、三八〇	二一、八五〇、三七〇
同四	二、五五〇、〇〇〇	一一、八三五、〇〇〇	四、八一七、五〇〇	一五、一七四、一〇〇	二、六一〇	二、九六〇	五、三五〇	三四、三八七、五二〇
同五	二、五二八、〇〇〇	一六、四〇五、〇〇〇	七、五五四、五〇〇	二〇、一三八、七〇〇	二、六一〇	二、九四〇	五、三三〇	四六、六二七、〇八〇
同六	五、五〇九、三〇〇	二四、四三五、五〇〇	一一、〇六九、〇五〇	二六、三四〇、二六二	二、五七〇	二、九二九	五、三一九	六七、三六四、九五〇
同七	一三、二七八、六〇〇	四三、七〇七、八六〇	一八、六四八、九二五	三九、八七七、四八五	二、五六三	二、九二四	五、三一四	一一五、五二三、六七一
同八	三〇、一九七、四〇〇	七二、四三〇、六〇〇	二六、九九八、六六〇	三三、九六二、六一〇	二、五五七	二、九二〇	五、三〇八	一六三、六〇〇、〇五五
同九	二一、六九五、六〇〇	五二、二〇七、七〇〇	一五、三四七、五八〇	二四、七七二、九七〇	二、五五〇	二、九一六	五、三〇四	一一四、〇三四、六二〇
同一〇	三三、〇六四、二〇〇	六九、二七四、四九〇	一八、二一八、〇〇五	二六、七九三、〇四六	二、五四七	二、九一三	五、二九九	一三六、三六〇、五〇〇
同一一	二一、八五二、三〇〇	五三、八五九、七四〇	一三、二五三、九七五	二三、五六八、一〇三	二、五四四	二、九〇九	五、二九四	一〇〇、五四四、八六四
同一二	二一、四二〇、二五〇	六二、四〇五、一〇〇	一三、九二九、二七〇	二三、四六七、七一〇	二、五四〇	二、九〇六	五、二九二	一一〇、二三三、〇六八
同一三	一四、七〇〇、三五〇	七四、七一五、二六〇	一五、三四九、八九〇	二四、三四二、四八一	二、五三九	二、九〇五	五、二六八	一二九、一一八、七一三
同一四	一五、九七八、九五〇	六八、三一〇、三四〇	一三、八六三、〇一五	二三、三七七、七四九	二、五三八	二、九〇三	五、二六八	一二〇、五四〇、七八三
昭和元	一三、二六六、六〇〇	六二、八七七、七九〇	一三、一四三、四七〇	二二、六三七、九五六	二、五三六	二、八九七	五、二六二	一一〇、九三六、五三一

(三) 朝鮮銀行券準備別發行高表

年末	現發行高	正貨準備			保證準備			
		金貨及金地金	日本銀行券	計	國債證券	政府證券	商業手形其他	計
明治四二	一三、四三九、七〇〇円	一、五二一、五〇〇円	三、五二五、〇〇〇円	五、〇四六、五〇〇円	二、三九三、二〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	—円	八、三九三、二〇〇円
同四三	二〇、一六三、九〇〇	二、〇二三、七五〇	五、〇〇三、〇〇〇	七、〇二五、七五〇	四、五五〇、〇〇四	七、六一六、八二五	九七一、三二一	一三、一三八、一五〇
同四四	二五、〇〇六、五四〇	三、九七九、九九〇	四、八五七、〇〇〇	八、八三六、九九〇	八、四三六、九〇〇	四、七二一、五〇三	三、〇二一、一四八	一六、一六九、五五〇
大正元	二五、五五〇、四〇〇	三、六八二、六二〇	五、〇八四、〇〇〇	八、七六六、六二〇	六、八九〇、二二五	九、二二一、五〇三	六八二、〇五三	一六、七八三、七八〇
同二	二五、六九三、二六〇	三、四三七、七五〇	五、五〇五、二〇〇	八、九四二、九五〇	六、三〇四、一三〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、九六六、一八〇	一六、七七〇、三一〇
同三	二一、八五〇、三七〇	二、四三〇、一〇〇	五、〇二三、二〇〇	七、四五三、三〇〇	五、九一〇、二五〇	七、五〇〇、〇〇〇	九八六、八二〇	一四、三九七、〇七〇
同四	三四、三八七、五二〇	二、二三八、〇四〇	九、三六二、五〇〇	一一、六〇〇、五四〇	八、五二三、八三五	七、五〇〇、〇〇〇	六、七七四、一四五	二二、七九八、九八〇
同五	四六、六二七、〇八〇	二、二四五、五四〇	一四、三八一、五四〇	一六、六二七、〇八〇	六、五九七、三二五	七、五〇〇、〇〇〇	一五、九〇三、四七五	三〇、〇〇〇、〇〇〇
同六	六七、三六四、九五〇 △八、五七七、〇〇〇	四、二三七、六四一	二四、五四九、六九〇	二八、七八七、三三一	四、九一六、四七三	七、五〇〇、〇〇〇	二六、一六一、一四五	三八、五七七、六一八
同七	一一五、五二三、六七一 △一七、六〇二、三二九	四、二三七、一四二	四三、六八四、二〇〇	四七、九二一、三四二	二七、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	六三、〇七五、三二八	六七、六〇二、三二八

大正八	一六三、一〇〇、〇五六円 △四七、七三〇、九八四	二六、二二七、〇六五円	三九、六四二、〇〇六円	六五、八六九、〇七一円	三、九九四、五四八円	五、五〇〇、〇〇〇円	八八、二三六、四三六円	九七、七三〇、九八四円
同九	一一四、〇三四、六二〇	二五、三一〇、一四四	三八、七九二、〇二七	六四、一〇二、一七一	三、三七八、一五五	五、五〇〇、〇〇〇	四一、〇五四、二九四	四九、九三二、四四九
同一〇	一三六、三六〇、五〇〇 △三七、七二六、三〇一	二三、六五九、二六一	二五、九七四、九三八	四八、六三四、一九九	三、〇八〇、六五五	一〇、五〇〇、〇〇〇	七四、一四五、六四六	八七、七二六、三〇一
同一一	一〇〇、五四四、八六四 △一五、四六三、九四六	一四、二六九、一四四	二〇、八一一、七七四	三五、〇八〇、九一八	二、九四九、〇〇〇	—	六二、五一四、九四六	六五、四六三、九四六
同一二	一一〇、二三三、〇六八 △二三、四八八、一五九	九、一四八、六二三	二七、五九六、二八五	三六、七四四、九〇八	二、三八〇、〇〇〇	—	七一、一〇八、一五九	七三、四八八、一五九
同一三	一二九、一一八、七一三 △三五、二七九、〇七一	七、四二三、六六六	三六、四一六、九七六	四三、八三九、六四二	一、九八九、〇〇〇	—	八三、二九〇、〇七一	八五、二七九、〇七一
同一四	一二〇、五四〇、七八三 △二八、八八一、八〇二	九、〇八一、一四〇	三二、五七七、八四一	四一、六五八、九八一	三、四七八、二〇〇	—	七五、四〇三、六〇二	七八、八八一、八〇二
昭和元	一一〇、九三六、五三一 △二三、八〇一、二三〇	一〇、〇七二、四一六	二八、〇六二、八八五	三八、一三五、三〇一	一、一五五、一五〇	—	七一、六四六、〇八〇	七二、八〇一、二三〇

（備考）現發行高中△印あるは制限外發行高にして、内書とす。

（四）朝鮮銀行券制限外發行認可一覧表

認可及發行年月日	發行期限	年税率	發行認可高	限外發行高	認可事由其他
大正六年、一月、三〇日	當分の間	五分	一〇、〇〇〇千円	（十二月末）八、五七七千円	米穀及棉花の出廻期に際せると横濱正金銀行より金券引繼の爲
七、一〇、一二	同上	六分	二〇、〇〇〇	（十二月末）一七、六〇二	滿鮮各地の出穀期と浦鹽出兵等に伴ふ發行增加の爲曩の一千萬圓限度を二千萬圓に改む（本年四月保證準備發行制限額三千萬圓を五千萬圓に增額す）
八、一一、二七	同上	七分	五〇、〇〇〇	（十二月末）四七、七三〇	右同斷に依り三千萬圓追加
九、三、二八	同上	七分	五〇、〇〇〇	（三月末）四八、七一三	三月末迄に三千萬圓回收の豫定なりしも、旱害に基く補充食糧の輸入資金需要多きと、滿洲貸出金が銀高の爲回收思はしからず、爲に却て滯貨多く依て一千萬圓は四月末、二千萬圓は七月末迄に回收延期認可せり
〃四、三〇	同上	七分	五〇、〇〇〇	（十二月末）	内地財界の急變に依り資金の流入思はしからず、依て豫め資金の準備を爲し調節の要ありて三千萬圓は七月末迄に回收することに認めたり
一〇、一二、七	同上	七分	四〇、〇〇〇	三七、七二六	業務發展竝に目先出穀及歳末資金の需要增加の爲め十一年五月末日迄を限り二千萬圓の追加を認可せり
一二、一二、一七	同上	七分	三〇、〇〇〇	（十二月末）二三、四八八	米穀棉花等の輸出入激增及歳末決濟資金の需要の爲向ふ六ケ月間を限り一千萬圓の追加を認可せり
一三、一二、一一	十四年二月末日限	七分	三〇、〇〇〇		鮮滿特產物輸移出增加及歳末決濟資金の需要增加の爲
〃一二、二六	十四年一月十五日限	七分	一〇、〇〇〇	（十二月末）三五、二七九	增加發行
一四、二、二七	自三月一日至四月末日	七分	一五、〇〇〇		滿洲特產物竝に鮮内米穀資金の回收豫定の如くならざりしと、新に外米肥料資金需要見込の爲
〃五、六	自五月一日至六月末日	七分	一五、〇〇〇		鮮滿金融市場の狀勢は尙新資金需要增加見込の爲
〃六、二七	自七月一日至八月末日	七分	一〇、〇〇〇		鮮滿金融市場の狀勢急速なる收縮困難なる爲
〃八、二八	自九月一日至九月末日	七分	一五、〇〇〇		米穀、小麥、大豆等の移出資金需要激增見込の爲
〃九、二九	自十月一日至十月末日	七分	一五、〇〇〇		輸移出入資金需要の爲
〃一〇、三〇	自十一月一日至十一月末日	七分	二五、〇〇〇		右同斷
〃一一、三〇	自十二月一日至翌年一月末	七分	四〇、〇〇〇	（十二月末）二八、八八一	輸移出入資金及歳末決濟資金要需增加の爲
一五、一、二九	自二月一日至二月末日	七分	二〇、〇〇〇	（二月末）一一、〇〇二	特產物輸移出入資金需要の爲
〃三、一	自三月一日至三月末日	七分	一六、〇〇〇	（三月末）一〇、一二一	右同斷
〃三、三一	自四月一日至五月末日	七分	一五、〇〇〇	（四月末）四、一一一	右同斷
〃五、二六	自六月一日至七月末日	七分	一〇、〇〇〇	（六月末）一、三七一	繭の移出及土木事業資金需要の爲
〃七、二八	自八月一日至九月末日	七分	六、〇〇〇	（九月末）六三四	繭の移出、小麥、大豆の輸移出資金の需要の爲
〃九、二八	自十月一日至十一月末日	七分	一七、〇〇〇	（十一月末）一四、八一六	特產物の出廻、米穀の移出入、綿布等冬物の輸移入資金需要の爲
〃一一、二七	自十二月一日至翌年一月末	十二月二十日より六分	三〇、〇〇〇	（十二月末）二二、八〇一	農產物、綿絲布、竝に特產物の輸移出入及冬物仕入資金需要の爲

第三項　仕拂手形の發行

歐洲大戰當時補助貨幣の缺乏に際し、内地に於て小額紙幣を發行せしことは既述せしが、朝鮮に於ても同樣の目的を以て大正六年九月以降朝鮮銀行に對して、十錢・二十錢・五十錢の三種の一覧拂仕拂

手形の發行を認可したり。但し本仕拂手形は內地補助貨幣及小額紙幣の流入と共に發行繼續を必要とせざるに至りしを以て、同行は翌七年五月以來漸次之を回收するの方針を採りし爲め、幾許もなく流通市場より其の姿を沒したり。又之とは別に同行は大正五年六月十二日以降滿洲通貨の不備を補ふを目的として滿洲支店に於て同券面の三種仕拂手形を發行したり。兩者は本來所謂通貨にあらず、殊に後者は朝鮮に流通したるものにあらざるも、參考の爲め茲に右兩手形の發行額及期末現在高を表示すべし。

朝鮮銀行一覽拂仕拂手形發行額及期末現在高表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
大正五	一七、九〇〇円	一三、三〇〇円	一九五、四〇〇円	一〇六、二七〇円	二〇〇、〇〇〇円
同六	二五五、四七〇	一〇〇、七二〇	九八八、一二八	八三三、四二〇	一、一四二、八七八
同七	一、六八六、四五〇	八〇七、五一〇	二、〇二二、二五〇	一、〇八四、七八九	二、九〇一、一九〇
同八	二、一二五、五二九	一、二八二、五八九	二、七五〇、七一四	一、六九九、〇九四	三、五九三、六五四
同九	三、三九一、〇九四	一、五七八、二四〇	二、九一八、〇四〇	一、五七七、五四六	四、七三〇、八九四
同一〇	二、一七一、二四六	一、一八四、四〇八	二、〇一二、六〇八	一、二五一、〇六〇	二、九九九、四四六
同一一	一、八九六、八〇七	一、一四九、〇四三	二、一一七、三二七	一、一一三、三八二	二、八六五、〇九一
同一二	一、四一二、五〇一	七二四、九一五	七六八、八〇一	五一七、四四三	一、四五六、三八七
同一三	五四六、九六三	四五三、五三〇	四九六、三九七	四四五、六一三	五八九、八三〇
同一四	四四六、八四八	三八三、八四一	三八四、二六六	三五七、三一五	四四七、二七三
昭和元	三五七、五九五	三四六、八七九	三四六、八七九	三四二、一一二	三五七、五九五

第五章附表

朝鮮通貨流通推定高表

年末	金貨	內地補助貨幣	內地小額紙幣	舊韓國貨幣 新貨	舊韓國貨幣 舊貨	舊韓國貨幣 葉錢	日本銀行券	朝鮮銀行券 發行總高	朝鮮銀行券 內、朝鮮外發行高	朝鮮銀行券 差引朝鮮內發行高	流通高合計	前年に比し増減(△)
明治三九	—円	—円	—円	二、〇四七、五四二円	四、二六五、五四一円	七、二六〇、四一五円	九二四、〇〇〇円	九、二三四、四〇〇円	—円	九、二三四、四〇〇円	二三、七二一、八九八円	—円
同四〇	八、七〇〇	一七五、〇〇〇	—	四、〇〇八、六〇〇	三、五五四、六〇二	六、一二四、五四七	七七五、〇〇〇	一二、八〇五、三〇〇	—	一二、八〇五、三〇〇	二七、四五一、七四九	三、七二九、八五一
同四一	九、一〇〇	一九〇、三〇〇	—	三、二二五、〇二五	二、〇三六、八二〇	五、八二三、三一二	三三八、〇〇〇	一〇、三八五、九〇〇	—	一〇、三八五、九〇〇	二一、九九七、四五七	△五、四五四、二九二
同四二	八、一五〇	一五〇、〇〇〇	—	四、六八〇、九四五	一、二八七、四二三	三、七二六、一七五	二七〇、〇〇〇	一三、四三九、七〇〇	九四、三二三	一三、三四五、三七八	二三、四六八、〇七〇	一、四七〇、六一三
同四三	一五、〇九〇	二六二、七五六	—	六、二七二、五四五	四九九、三六〇	二、四一五、二九一	二七五、六三〇	二〇、一六三、九〇〇	—	二〇、一六三、九〇〇	二九、九〇四、五七二	六、四三六、五〇二
同四四	六、六九〇	三、二〇二、三九八	—	四、九四七、八二七	四九五、九〇一	一、五七三、一七〇	三一〇、七〇四	二五、〇〇六、五四〇	—	二五、〇〇六、五四〇	三五、五四三、二三〇	五、六三八、六五八
大正元	三、六五〇	四、三九一、四三八	—	三、九九八、〇三五	四九二、五二三	一、〇九九、七〇一	一四一、四四〇	二五、五五〇、四〇〇	—	二五、五五〇、四〇〇	三五、六七七、一八七	一三三、九五七
同二	四、一六〇	四、三三二、〇四六	—	三、〇一〇、一二六	四八四、八一五	六六三、二六六	一一九、九六一	二五、六九三、二六〇	—	二五、六九三、二六〇	三四、三〇七、六三四	△一、三六九、五五三
同三	五、〇六五	四、八四四、五九五	—	二、三一八、二三〇	四八一、四三六	三七九、九一七	一〇六、五六一	二一、八五〇、三七〇	—	二一、八五〇、三七〇	二九、九八六、一七四	△四、三二一、四六〇
同四	六、八三〇	五、三六一、五三八	—	二、〇二八、八四二	四七九、四二六	二二二、六三二	八八、九九一	三四、三八七、五二〇	—	三四、三八七、五二〇	四二、五六五、七七九	一二、五七九、六〇五
同五	五、一二〇	五、三五二、六四七	—	一、九一三、三一八	四七七、七二三	一三二、九七二	一三二、六一九	四六、六二七、〇八〇	—	四六、六二七、〇八〇	五四、六四一、四七九	一二、〇七五、七〇〇
同六	三、五五五	五、五四八、四一四	三〇〇、二〇〇	一、九〇五、〇九四	四七七、四八四	一一九、五二三	三六六、九五六	六七、三六四、九五〇	六、四五四、二六〇	六〇、九一〇、六九〇	六九、六三一、九一六	一四、九九〇、四三七
同七	三、一七五	五、五八五、九一四	二、六六一、八三〇	一、九〇四、二九八	四七七、三九三	一一八、〇七八	一六〇、六九一	一一五、五二三、六七〇	二二、三四七、八九一	九三、一七五、七七九	一〇四、〇八七、一五八	三四、四五五、二四二
同八	—	五、七六七、九一三	四、八三六、八三〇	一、九〇五、三〇八	四七七、一一三	一一七、六七八	一一二、五〇四	一六三、六〇〇、〇五五	四二、一二四、〇九三	一二一、四七五、九六三	一三四、六九三、三〇七	三〇、六〇六、一四九
同九	—	六、五二九、五一五	三、八四三、八三〇	一、九〇四、四九二	四七七、一〇一	一一七、五九七	一四、三九五	一一四、〇三四、六二〇	二八、八三八、三二〇	八五、一九六、三〇〇	九八、〇八三、二三〇	△三六、六一〇、〇七七
同一〇	三五〇	八、四二七、五二三	四〇〇、六三〇	—	—	一一六、〇七七	三九、〇六八	一三六、三六〇、五〇〇	三五、〇八一、七二一	一〇一、二七八、七八九	一一〇、二六二、四三七	一二、一七九、二〇七
同一一	一、一九〇	九、八六三、二九七	—	—	—	一一四、五四〇	三七四、〇〇〇	一〇〇、五四四、八六四	二九、三二九、五〇九	七一、二一五、三五五	八一、五六八、三八二	△二八、六九四、〇五五

大正一二	三〇〇円	九、九五四、七〇七円	—円	—円	—円	一一、八二三円	二三九、三三五円	一一〇、二三三、〇六八円	二九、四七三、〇二六円	八〇、七六〇、〇四三円	九一、〇五六、二〇六円	九、四八七、八二四円
同　一三	二三〇	九、二九〇、九六八	—	—	—	一〇四、八二六	七八五、七九七	一二九、一一八、七一三	四一、五六二、九六三	八七、五五五、七五〇	九七、七三七、五七三	六、六八一、三六七
同　一四	二三〇	九、三一七、七三三	—	—	—	八五、九九八	六九七、八〇四	一二〇、五四〇、七八三	四五、六六三、六九九	七四、八七七、〇八四	八四、九七八、八二六	△一三、七五八、七四五
昭和　元	二三〇	八、四三四、一一二	—	—	—	六三、九〇八	三〇九、五六六	一一〇、九三六、五三二	二四、五四九、四六五	八六、三八七、〇六六	九五、一九四、八七二	一〇、二一六、〇四三

(備考) 一、金貨は中央銀行(明治四十一年末迄は第一銀行、四十二年末以後は韓國銀行及朝鮮銀行)の手許有高なり。但し銀行券發行準備充當高を除く。

二、補助貨及小額紙幣は内地金庫の朝鮮回送高より内地への還送高を控除せるものなり。

三、舊韓國貨幣中新貨は光武五年(明治三十四年)勅令第四號貨幣條例に依り發行せるものにして、發行高より引上高並に中央銀行の銀行券發行準備充當額を控除せるもの、舊貨は太皇帝の三十一年(明治二十七年)發布の新式貨幣發行章程に依るものにして貨幣整理著手前明治三十八年六月末に於ける流通見込高より引上高を控除せるもの、葉錢は新式貨幣發行章程前より流通せるものにして、貨幣整理著手前に於ける流通見込高より引上高を控除せるものなり。

四、日本銀行券は金庫及中央銀行手許有高なり。但し銀行券發行準備充當額を除く。

五、朝鮮銀行券の明治四十一年以前は第一銀行券なり。

六、明治三十九年中に於ける日本通貨は其の内譯不明なるを以て全部日本銀行券の欄に計入せり。

(一) 第一銀行舊壹圓券 (縦二寸六分 横五寸一分)

表 (濃青色)

裏 (藍色)

（二）第一銀行舊五圓券（縱二寸八分 橫五寸四分）

表（淡青色）

裏（濃綠色）

（三）第一銀行舊拾圓券（縱二寸九分 橫五寸五分五厘）

表（淡紫色）

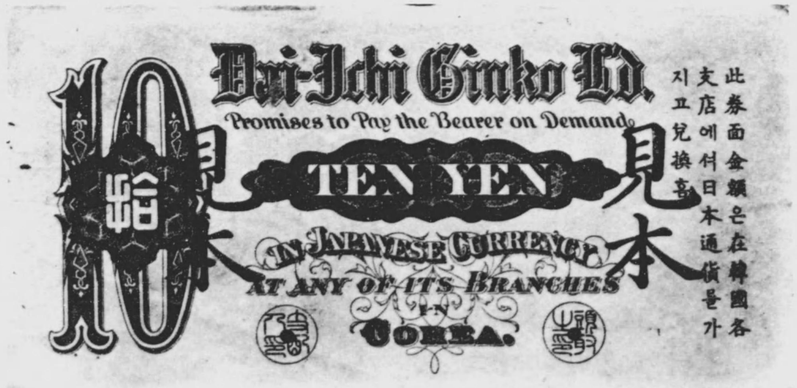

裏（赭色）

（四）第一銀行改造壹圓券（縱二寸四分 橫四寸三分）

表（淡青・淡紅色）

裏（濃紅・淡青色）

（五）第一銀行改造五圓券（縱二寸七分五厘 橫四寸七分）

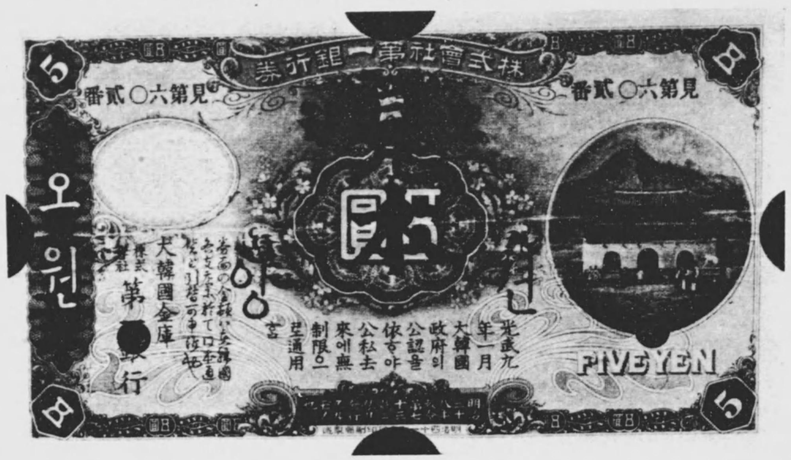

表（淡黃・淡綠色）

裏（紫・淡綠色）

（七）韓國銀行壹圓券（縦二寸三分五厘 横四寸二分五厘）

表（橙黄・暗紫色）

裏（色 緒）

（六）第一銀行改造拾圓券（縦三寸三分五厘 横四寸二分五厘）

表（綠・橙黄色）

裏（色雜淡・褐茶濃）

（九）韓國銀行拾圓券（縱三寸 橫五寸二分五厘）

表（綠色）

裏（褐・淡綠色）

（八）韓國銀行五圓券（縱二寸八分 橫四寸七分五厘）

表（暗紫・赭色）

裏（桔梗・綠色）

（一一）朝鮮銀行五圓券（縱二寸六分五厘 橫四寸二分六厘）

表 〔色 褐・紫〕

裏 〔色雜淡・紫〕

（一〇）朝鮮銀行壹圓券（縱二寸三分 橫四寸）

表 〔色黃橙・赭〕

裏 〔色 淡 紅〕

（一三）朝鮮銀行百圓券（縱三寸二分 橫五寸三分五厘）

表　淡藍・橙黃色

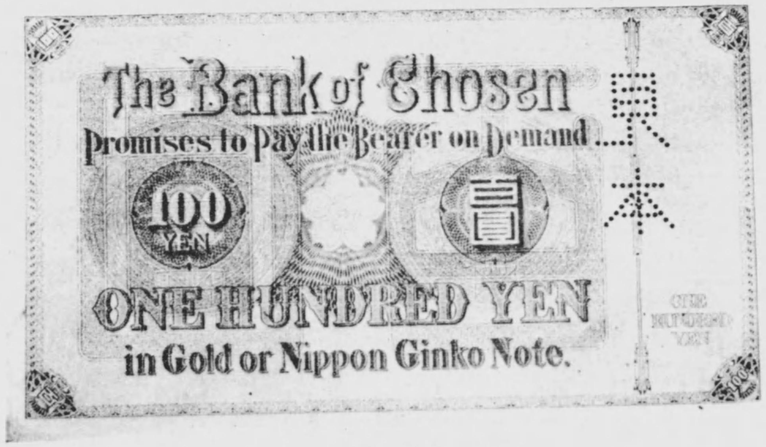

裏　淡紫・橙黃色

（一二）朝鮮銀行拾圓券（縱二寸九分五厘 橫五寸）

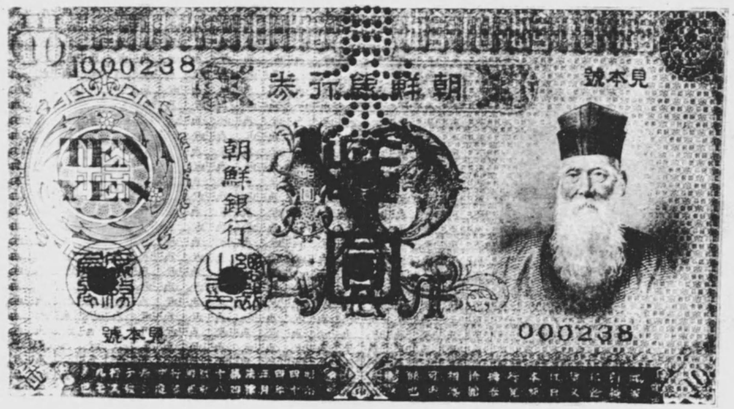

表　橙黃・綠色

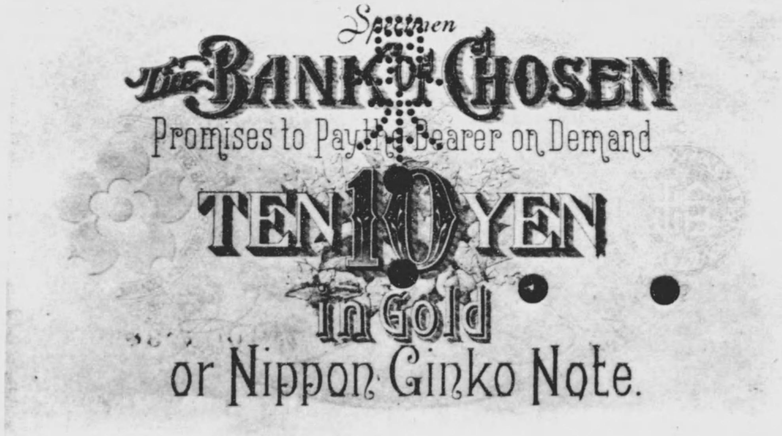

裏　茶褐・淡紫色

（一五）朝鮮銀行小額支拂手形（縦幅三寸一分）

（表）

（裏）

拾錢券（表赤色 裏赤色）

貳拾錢券（表橙黃色 裏橙黃色）

五拾錢券（表綠色 裏綠色）

（裏）

（表）

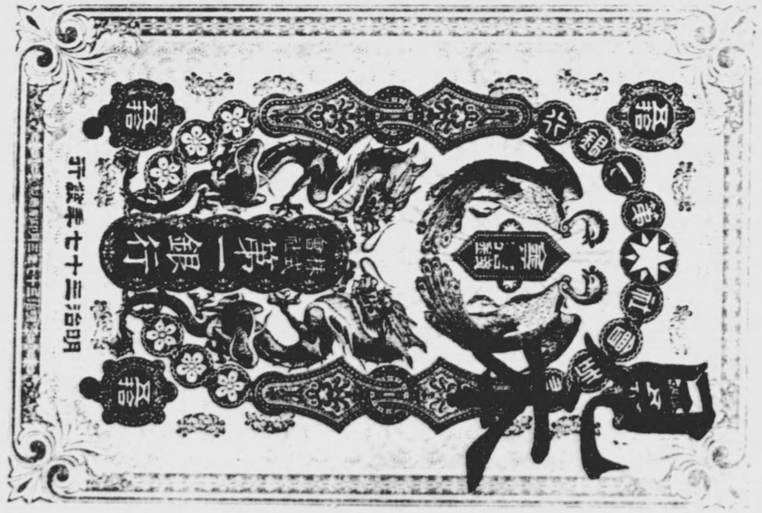

（表）

券額小行銀一第（四一）

（裏）

拾錢券（表黃色 裏黃色）

貳拾錢券（表黃色 裏黃色）

五拾錢券（表黃色 裏黃色）

第六章　臺灣の通貨

第一節　領臺前後の幣制

第一款　領臺前の幣制

明治二十八年六月我領有前に於ける臺灣の幣制は、其の本國支那本土と相似たりしが、未だ統一的なる貨幣制度の成立を見ず、日常取引に用ひらるる貨幣は極めて雑多にして、計算單位こそ全島を通じて「元」を稱したれども、其の實價に至りては各地同じからず、其の種類も百數十種に上れり。然れども之を大別すれば馬蹄銀、銀貨及銅錢の三種と爲すを得べく、今之を略說すべし。

（一）馬蹄銀

馬蹄銀は官鑄、私鑄大小各種ありて、一に「銀兩」と稱し、官の鑄造に係るものは、之を「紋銀」と呼び、私鑄のものと區別せり。馬蹄銀は官私鑄を問はず、支那本土に於ては主として巨額の取引に使用せられしが、臺灣に於ては概して取引の標準たるに止まり、其の質他の貨幣に比して良好なりし爲め、多く銀匠の手に買收せられしと謂ふ。

（二）各種銀貨

馬蹄銀以外の銀貨にして臺灣に流通せしものには、清國に於て製造せしものと臺灣に於て製造せしものとの二種及各種の外國銀貨あり。而して最も多く流通せるは「鈪仔銀」（十錢及二十錢）と稱するも

のにして、廣東新嘉坡及香港等に於て鑄造せるものと相竝びて流通したるが、其の鑄造地の異なるに從ひ、夫々價格を異にせり。外國銀貨は臺灣開港以來特に流入夥しく、其の種類も數十に及びしが、本島人は此等の貨幣を呼稱するに、貨幣の表裏に刻せられたる繪畫紋樣に依り、例へば「鳥銀」又は「鷹銀」「佛頭銀」「番頭銀」と稱したり。此の中「白鳥」と稱する無傷の墨西哥弗銀、「粗銀」と汎稱する有傷の墨西哥弗銀、西班牙弗銀、「龍銀」と稱する日本圓銀の流通最も多く、其の他多少の英・佛・米・安南・香港・印度・葡萄牙・遲羅等の貨幣も混入したるが、此等は何れも所謂「粗銀」にして、重量及品質一定せざりしを以て、其の授受に際しては一々秤量鑑定を爲せり。蓋し同島人の銀貨に對するや、其の眞僞を懸念して、一般に成貨として之を取扱はず、一々品質・量目を檢して之を評價し、其の眞貨を保證する爲には故意に極印を施すの慣例にして、量目を減じ、形狀を變ずるは當然視して敢て怪まず、甚しきは小孔を穿ちて原形を存せざるもの、形狀を變じて爛燒の酒杯の如きに至りしものもありしを以てなり。尙ほ清國政府は光緒十八九年（明治二十五六年）臺北に於ける機器局に於て小銀貨二角・一角及五點の三種を製造發行したるが日清戰役に際し其の製造を廢したり。同貨は發行額多からず、又監督宜しきを得ざりし爲め銀質も粗惡なりき。

（三）銅　貨

銅貨は多種多樣にして殆ど枚擧に堪へざるも、之を大別して官鑄錢及私鑄錢の兩種とすべく、官鑄錢には「樣錢」と「制錢」の二種あり。樣錢は清國政府が鑄造したる模範錢にして、各省をして之に倣はしめんとせるものにして、常用に供することなく、有時に際し朝廷の軍資に充てんとせるものなり。其の百個は約一斤（百六十匁）の重量を有し、普通の制錢は樣錢重量の四分の三、卽ち百二十匁なり。又其の品質は、樣錢は銅六〇、鉛四〇にして、制錢は銅五四、鉛四六なれども、其の鑄造の年代に依り大小厚薄あり。然れども何れも一個を一文と稱し、千個を一吊と呼べり。而して臺灣に於ては島尹に依りて製造せられし官鑄の外、禁令を犯して各地方に於て私鑄せらるるもの頗る多く、又明朝の遺錢、我寬永通寶も流入し、此等は相混用せられしが、島人は通用の銅錢中其の質不良にして磨損甚しきものを「呆錢」又は「歹錢」と稱し、其の品質良好にして磨損少きものを「好錢」と呼びて愛好したり。斯くの如く私錢の橫行甚しかりしを以て、清國政府は光緒十六年（明治二十三年）嚴令を發して私錢の通用を禁制し、爲に私錢は爾後漸く其の跡を絕ち、領臺當時にありては一般に官錢のみの通用を見るに至れり。

（四）紙　幣

紙幣は從來臺灣に於ては殆んど發行せられしことなく、唯曾て官衙間にのみ通用せる銀單卽ち手形の發行を見たることあるに止まれり。又劉永福が皇軍に抗せしとき、軍資金を調達せんが爲め官銀票を發行せしことありしが、幾許もなく永福等は敗北せしを以て、其の紙幣の流通期間も短く、區域も亦臺南附近に止まり、日ならずして廢紙と化せり。

第二款　領臺後の幣制

我領臺直前の通貨事情は前記の如くなりしが、之より先我一圓銀貨は對岸地方より同島に輸入せられ、同島人は之を「光龍銀」（有傷のものは粗龍銀）と稱し、一般に通用したり。日清戰役に當りては我政府は軍費支拂の爲に多額の日本銀行券・一圓銀貨及補助貨幣を本島に輸送し、廣く流通せしむるに至りしが、軍政施行中は仍ほ在來の通貨をも否認せず、租稅の納入に於ても粗銀を以てするを默許したり。

然るに始政當時は猶ほ民心安定せず、殊に銀行券の性質を諒解せずして、從來屢〻不換紙幣と化したる對岸地方支那錢莊の發行せる銀票と同一視して之を喜ばず、忽ち銀紙間の較差を生ずるに至れり。茲に於て政府は機宜の措置として先づ出納官吏をして銀紙の交換を爲さしめ、次で明治二十九年十二月金庫の開始と共に、臺北・臺中・臺南・鳳山及澎湖島の五箇所に於て毎月期日を定めて其の交換を行はしめたり。而して當時土匪橫行し、民心安定せざるの時なりしを以て、交換を請求する者夥しく、常に請求額の三分の一にも應ずる能はざりし爲め、銀紙の打歩は一時二十錢に達したることありき。仍て政府は更に前記の五箇所以外に各地に於て交換を開始したる結果、三十年初に至り漸く其の差額を二三錢乃至六七錢に引下ぐることを得たりしが、他方我圓銀及補助貨の流通は益〻普及し、在來貨幣は僅に土民間の取引に用ひらるるに止まり、其の範圍も漸次縮小せらるるに至りしを以て、領臺數年にして臺灣通貨は殆ど內地貨幣に統一せらるるに至れり。

然るに明治三十年本邦貨幣制度の改革あり、銀本位を改めて金本位を採ることとなりしが、臺灣に在りては內地と其の事情を異にし、貨幣の流通狀況も亦既述の如くなるを以て、直に金本位制を布き貨幣法を實施するは頗る困難なる實情に在りたり。仍て政府は種々攻究の結果、臺灣の幣制は將來內地同樣ならしむべきも、當分舊慣に從ひて銀貨を流通せしむるの方針に決し、且つ三十年十月一日以降內地に於て新金貨と交換の上引揚げたる一圓銀貨幣は、之に極印を施したる上、金貨に對する時價を以て島內の公納に使用せしめ、從來公納に使用する貨幣は一切之を收納することを禁じ、漸を趁うて臺灣幣制の統一を計ることと爲し、明治三十年十月勅令第三百七十四號を以て左の通公布したり。

勅令第三百七十四號（明治三十年十月二十二日）

第一條　臺灣ニ於テハ當分ノ內政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ヲ時價ヲ以テ公納及政府ノ支拂ニ用ウルコトヲ得但シ政府ノ支拂ハ合意ニ依ルヘキモノトス

第二條　前條ノ極印ハ左ノ形式ニ依リ政府引換濟一圓銀貨幣ノ表面ニ施スモノトス

（銀）　徑一分五厘

第三條　外國貨幣及私ニ極印ヲ施シタル貨幣ハ爾後公納ニ用ウルコトヲ規定シアルモノハ此ノ限ニアラス

而して右極印付一圓銀貨の時價に就ては、同三十年十一月十三日臺灣總督府告示第六十七號を以て、當分の內金千圓に付千三十七枚とせられしが、同年十二月五日に至り同上告示第七十號を以て更に當分の內一枚に付金九十六錢四厘の割合と定められたり。

又既述の如く、我が一圓銀貨は政府の方策に依り從來臺灣に流通せるもの多かりしが、明治三十年十月勅令第三百三十八號を以て內地に於ける一圓銀貨の通用期限を同三十一年四月一日限りとせられたる結果、臺灣には右法令の施行なしと雖も、總督府の收支は總て金圓に依るべきこととせられたるを以て、同島に於ても亦同日以降極印なき一圓銀貨は之を公納に收受せざることと爲し、臺灣總督府は同年十一月告示第六十八號を以て左の通り公布したり。

臺灣總督府告示第六十八號（明治三十年十一月二十一日）

租稅其他諸般ノ收納ニ一圓銀貨ヲ收受スルハ明治三十一年四月一日限リトス但本年十月勅令第三百七十四號ニ據リ政府ニ於テ極印ヲ施セル一圓銀貨ハ此限ニアラス

然れども臺灣の實情として、若し右の如く明治三十一年四月一日以降公納に收受するを禁ずるときは

きは、租稅其の他諸般の收納に支障を生ずべき惧あるを以て、遂に右期限切迫せる三月十五日左の通り告示し、當分公納に收受することとなせり。

臺灣總督府告示第十八號（明治三十一年三月十五日）

明治三十年十一月告示第六十八號ヲ以テ一圓銀貨收受期限ヲ告示シタル處更ニ當分ノ內從前ノ通一圓銀貨ヲ租稅其他諸般ノ收納ニ收受ス

然るに同年六月法律第五號を以て、內地に在りては一圓銀貨の引換期限を同年七月三十一日限りと定めたる結果、臺灣に於ける公納の收受も亦同日限りとせざるべからざるに至りしが、斯くては前述の如き不便あるを以て、遂に臺灣に於ては右期日以後と雖も、一圓銀貨は無制限に通用せしむる方針を採り、同年七年律令第十九號を以て左の通り公布するに至れり。

律令第十九號（明治三十一年七月三十日）

臺灣ニ於テ一圓銀貨幣ハ時價ヲ以テ其額ニ制限ナク通用スルコトヲ得但時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ルヘシ

本令ハ明治三十一年八月一日ヨリ施行ス

同時に臺灣總督府告示第四十八號及第四十九號を以て、右一圓銀貨及前記極印付一圓銀貨の時價を定め、各一枚に付九十二錢と爲したり。尙臺灣總督の公示する一圓銀貨の時價は、初め倫敦・香港・上海及臺北の銀相場を基礎とし、四箇月毎に算出して改定若くは據置くべきものとせられ、且改定又は據置に際しては一々計算を具して大藏大臣の認可を經べきものとせられしが、其の後銀價の高低常なく市場の感覺亦鋭敏なるに至り、改定を四箇月毎とするは實行困難となりしを以て、明治三十三年八月以降、例外として銀價の變動甚しき場合は何時にても改定し得ることに變更せられ、又改定に際し大藏大臣の認可を受くる時は經濟界の變化に順應すること難く、爲に各種の弊害を招來するの惧あるに鑑み、同年九月八日に至り公定相場改定の權限は之を臺灣總督に委任せらるることとなれり。

斯くて臺灣に於ては、本邦內地の幣制改革に拘らず、仍一圓銀貨の無制限通用を認め、其の通用價格は金圓を基準とする總督府公示の公定相場に依ることとなり、形容稍、整備せるが如きも、一面臺灣土著民間に於ては價格の標準・交換の媒介等總て銀貨を基標とし、他面總督府の收支、內地人相互間の取引、內地人對臺灣土著民間の取引は大部分共の計算の基準を金貨に求め、而も實際授受するは銀貨を以てする等、幾多不合理なる事實を存したり。尙ほ臺灣銀行は後述の如く臺灣幣制整理の方針の下に、明治三十二年九月以降銀準備に依る銀行券を發行し、其の通用普及に努むる處ありしが、而も猶ほ未だ通貨流通の大勢を動かす能はざりき。試に明治三十年以降同三十六年に至る通貨の狀況を窺ふに、各種通貨の推定現在高は左表の如くにして、無傷及極印付一圓銀貨は斷然優位に在り、墨銀其の他粗銀之に次ぎ、臺灣銀行券は日本銀行兌換券と合算するも仍ほ總額の一割前後に過ぎざる狀態なりき。

年末	無傷及極印付圓銀現在高	墨銀其他粗銀現在高	臺灣銀行券發行殘高	日本銀行券現在高	補助貨現在高	合計
	円	円	円	円	円	円
明治三〇	一七、一九七、八三三	七、五六七、七五九	—	不詳	一四五、〇〇〇	二四、九八〇、五九二
同三一	二一、一五六、六九	七、七三七、九九四	一、八三四、九一七	不詳	四七九、六一三	二九、三三三、二五六
同三二	二三、〇八四、三五五	六、六六〇、五〇三	三、九五三、三九〇）	一、七三五、八三	五〇一、〇一九	三三、八六、〇〇六
同三三	二、八七六、四五九	六、〇六三、〇八六		八、二四二	八四〇、五六五	三三、三七一、七四一
同三四	二三、五八、七二	六、八五五、一七一		一九七、四一一	九七、三五	三三、七四八、三三七
同三五	二五、六三四、二四三	七、五九七、二五五		二七一、九八	六四五、八九八	三九、二四八、四四九

明治三六	二七、六三七、三七六円	七、四八五、九二三円	四、三七六、〇〇六円	七三一、九二八円	一、〇二七、八四三円	四一、二五九、〇七五円

（備考）明治三十六年は十月末現在とす。

第二節　金本位制の實施と貨幣法の施行

第一款　金本位制の實施

既述の如く內地に於ける金本位制貨幣法施行後に於ても、臺灣に於ては直に之を施行することなく、姑く舊慣に從ひ圓銀の流通を公認し、銀貨兌換の臺灣銀行券を發行せしめ、以て銀本位制を維持したり。但し總督府の收支、內地人相互間の取引は固より、內地人對臺灣土著人間の取引も概ね其の計算の基準を金貨に置き、總督府公示の公定相場に依りて銀貨を授受することとせしを以て、銀本位制と云ふも純然たる銀本位制にあらず、而も臺灣の財政經濟は此の爲め自然銀貨の變動に影響せられざるを得ざりき。殊に明治三十四年以後、就中三十五六年に銀價の下落最も甚しく、其の弊害堪へ難きに至りしを以て、明治三十六年三月十日臺灣銀行頭取は大要左の事由書を大藏省に提出し、幣制改革の必要を强調するに至れり。

臺灣ニ於ケル現今ノ貨幣制度ハ政府ノ公示スル價格ニ依リ銀貨ヲ無制限ニ通用セシムル仕組ニシテ、本島人相互間ニ於テハ價格ノ標準、交換ノ媒介共ニ銀貨ナルモ、總督府ノ收入支出、內地人相互間ノ取引及內地人本島人間ノ取引ノ多分ハ、計算ノ本位ハ金貨ニシテ、實際授受スルモノハ銀貨・銀券ノ情況ニ有之候。而シテ公定相場ハ計算不便ニシテ、記帳ノ煩雜ナルハ勿論、變更ノ都度各人ノ現金ニ損益ヲ生ジ、債務ノ辨濟・債權ノ行使ニ安全ヲ缺キ、一般取引ノ澁滯ヲ來シ、且公定相場ハ日々變動スル銀價ト一致スルコト難ク、從テ金銀間ノ投機盛ニ行ハレ、爲ニ弊行銀勘定ノ資產負債ハ紊リニ增減セラレ、本島ト內地及外國トノ爲替ハ攪亂セラレ、弊行ノ正貨準備ハ故ナク增減スル等弊害百出スルノ情況ニ有之候。斯ノ如キ仕組ハ早晚改正ヲ要スル儀ト存候。然ラバ純粹ナル金本位制ヲ採ルベキヤ、將又銀本位制ヲ採ルベキヤヲ決セザル可カラズ。抑モ銀貨本位制ハ本島人ノ習慣嗜好ニ適應シ、又對岸支那トノ貿易交通ニ便益ナルモ、特ニ本島ニ取リ不利益ナルモノ多シ。卽チ本島ト內地トノ關係上及本島ノ財政上ハ金貨本位ヲ必要トシ、又本島ノ外國貿易ハ金貨國ニ屬スルモノ多ク、其ノ百分中七十四ヲ占ムルノ勢ナリ。且世界幣制ノ形勢ハ金單本位ニ一致セムトスルモノノ如ク、又近年銀貨ノ暴落ハ銀本位ノ益危險ナルヲ示シ、本島ニ於テ銀貨制ヲ維持スルノ甚ダ不利益ナルヲ見ル。加之金本位、銀本位ノ得失優劣ニ已ニ定論ノアルアリ、本島亦金貨本位ヲ採用スルヲ必要トスルヤ明白ナルコトト存候。蓋シ政府ノ方針ハ、從來本島ニハ結局內地ト同一ノ幣制ヲ布クニアリシガ如シ。是レ何人モ殆ド異論ナク、唯實行ノ時機如何ハ議論ノ岐ルル所ナルベシ。然レドモ我ガ國領臺後玆ニ八星霜、諸般ノ政務漸ク其ノ功ヲ奏シ、軍隊警察ノ威令善ク行ハレ、生命財產ノ保安確立シ、教育衞生ノ道開ケ、島民王化ニ霑フ。郵便電信及海運ノ機關已ニ備ハリ、鐵道ノ全通築港ノ完成遠キニアラザルナリ。殖產事業ノ改善其ノ步ヲ進メ、金融機關亦整頓シ、臺灣銀行券ノ流通圓滑ニシテ、粗銀ハ殆ド其ノ跡ヲ收メ、本島ノ通貨ハ大ニ整理ヲ告ゲタリ。是等ノ事實ヲ綜合スルトキハ、今日本島ニ於テ金貨制度ヲ布クハ時機敢テ早キニ失スルコト有之間敷ト存候。本島幣制ヲ改正スルニハ種々ノ方法アルベキモ、成ルベク事急激ニ失セズ、本島人ノ習慣ニ牴觸スルコト少ナキ方法ヲ御採用有之度、現行公定相場ノ制度ハ弊行ノ資產負債ニ爲替ノ出合調和ニ、又正貨準備ノ增減ニ尠カラザル障害ヲ來シ、殆ド其ノ弊ニ耐ヘズ候間、敢テ幣制改正ニ關スル意見ヲ具シ、此段上申仕候也。

右は要するに臺灣の幣制を金本位制に改めんとするものにして、之に對しては臺灣總督亦其の趣旨に贊し、其の旨副申して大藏省の熟慮を促したるが、同三十六年三月十六日に至り、大藏省は貨幣委員會議を召集して臺灣幣制に關する討究を累ねたる結果、先づ臺灣銀行をして右實施の方法及順序

竝に實行に伴ふ各種の困難に對する方策等に就きて其の意見を答申せしめ、以て著々準備を進むることとせり。

偶〻同年中頃より銀價次第に騰貴したるが、さらでだに愛銀の舊慣に泥む島民は此の爲め、銀行券の銀兌換を請求する者愈〻增加し、銀行券の發行流通は益〻困難なる情勢を呈せり。而して銀行券の信用維持の爲には固より兌換を拒絕すべからざるを以て、臺灣銀行は大藏省より銀塊の拂下を受け、之を圓銀に鑄造して兌換の請求に應じ來たりしが、其の後日露關係の切迫するに及び、大藏省は銀塊の拂下を爲さざる方針を採りたる爲め、臺灣銀行は遂に其の存立の基礎を危うからしめんとするに至れり。仍て同行は三十六年八月二十一日大藏省に對して「自衞策」なる一書を提出し、臺灣幣制改革の卽時決行を促すと共に、若し之が決行不可能ならば之に代るべき便法を講じ、以て同行の急を救ひ、又臺灣經濟界の窮境を打開せられたき旨を陳情せり。其の大要次の如し。

現幣制ハ本行存立ノ基礎ヲ危カラシメ、延テ本島經濟界ノ發達ヲ阻碍スルヤ必セリ。故ニ一日モ早ク改正ヲ要スルモ時機未ダ到ラズトセバ、

（一）臺灣ノ歲出入ヲ銀勘定トスルコト。

（二）一般取引モ銀勘定ニ依ルヲ以テ原則トスルコト。

（三）公定相場ヲ廢止スルコトトシ若各國皆金本位制ニ統一セラレムトスル今日ニ際シテ此ノ方法不可ナリトセバ現行幣制ヨリ生ズル本行ノ損失ハ政府ニ於テ負擔セラルルコト。

又若之ヲ行フベカラズトセバ已ムヲ得ズ必要手段トシテ、

（一）政府所有ノ銀塊ハ何時ニテモ相當代價ニテ拂下ラルルコト。

（二）銀行券引換請求ニ對シ金貨又ハ粗銀ヲ拂渡シ得ルコト。

（三）銀行券ヲ以テ圓銀ト交換ヲ請求スル者ニ對シ交換打歩ヲ取リ得ルコト。

右の如く臺灣幣制の改革は、今や正に焦眉の急を要する形勢となりたるを以て、臺灣總督も亦同年九月十六日左の通り幣制改革に關する稟議を爲すに至れり。

明治三十年貨幣法ノ實施セラルルヤ本法ハ臺灣ニモ亦當然施行セラルベキモノナリト雖モ直ニ純然タル金貨制度ヲ施行スルコトハ島民舊來ノ慣習ト本島ノ貿易關係トニ鑑ミ得策ニ無之仍テ金貨計算ニ據ラシムルモ實際ノ取引ニ於テハ當分一圓銀貨ヲ法貨トシ公定相場ヲ以テ授受セシムルコトト爲シ置キ將來時機ヲ見計ヒ內地ト同一ニ爲スベキモノト決定セラレ隨テ其ノ後本島ノ金融機關トシテ設立セラレタル臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券モ亦一圓銀貨ヲ以テ兌換スベキモノト定メラレタリ。爾來年ヲ閱スルコト玆ニ五年餘、其ノ間銀塊相場ノ變動ニ伴ヒ圓銀ノ公定相場ハ最高一圓五錢ヨリ最低七十五錢ノ間ニ上下シ改定ノ度數實ニ三十五回ノ多キニ及ベリ。之ヲ純然タル銀制度ニ比較スレバ幾分カ諸般ノ短所ヲ補ヒ來ルコトヲ得シニ相違ナシト雖而モ之ガ爲ニ故ナク納稅ノ負擔ヲ輕重シ、物價ニ對シテハ屢次不自然ナル變動ヲ與ヘ債權債務ノ關係ヲ紊シ取引ノ澁滯ヲ來シ其ノ他經濟及財政上種々ノ弊害ヲ避クルコト能ハズ。在留邦人ノ間ニハ初メヨリ不便ヲ訴フル者アリ其ノ聲漸次高マレリト雖、金貨國タル帝國ト銀貨國タル淸國及香港トノ間ニ介在セル本島ニ於テ經過ノ時代ニ處シ一得一失ハ到底免ルベキニアラズ、暫ク之ヲ忍ブノ外無之唯成ルベク改正時機ノ到來ヲ早ムルノ方法ヲ廻ラスヲ得策ト認メ、一面ニハ臺灣銀行ノ發達ヲ助ケ銀券流通ノ普及ヲ計リ粗銀ヲ驅逐シ、一面ニハ貿易關係ヲ對岸ヨリ移シテ內地ニ深カラシムルノ方針ヲ採リ以テ今日ニ至レル次第ニ有之候。近來ノ狀況ヲ察スルニ臺灣銀行券ノ民間流通高ハ尙未ダ五百萬圓ニ達セズ當初豫期ノ額ヲ距ルコト遠キノミナラズ銀紙交換ノ請求尙巨額ニ上リ屢次銀行ヲシテ引換基金ノ鑄造ニ忙ハシカラシムル事アリ。實際多數ノ島民ハ尙銀元ヲ價格ノ標準トシテ取引ヲ爲ス狀態ニ在リ。蓋シ守舊ノ風ニ富メルハ支那民族ノ通性ニシテ、本島民ガ愛銀ノ感念ヲ一掃スルガ如キハ到底短日月ノ能クスベキ所ニアラズ。故ニ島民ノ側ヨ

リ見ルトキハ改制ノ機尚未ダ熟セザルモノアリト雖本島ノ貿易關係ハ關稅定率法ノ施行之ガ主因トナリ寧ロ意外ニ急速ノ變遷ヲ爲シ來リ今ヤ金貨國トノ關係ハ貿易總額ノ約七分ニ達セムトシ之ヲ曩日ニ比較スルトキハ全ク銀貨國トノ關係ト其ノ位置ヲ顚倒スルニ至レルモノト謂フベク今ニシテ改制セバ將來一層內地ト近接ノ關係ヲ速カナラシムルハ明白ニ有之候。而シテ現制度ノ下ニ在リテハ圓銀ノ公定相場ト市價トノ一致セザル場合ハ勿論其ノ高低ヲ見越シ或ハ投機的ノ爲替ヲ取組ミ或ハ預金ヲ增減シ差益ヲ利セムトスル者往々有之ヲ免レズ。從來臺灣銀行ハ巧ニ自衞ノ策ヲ講ジ來リシモ近來ニ至リテハ此ノ種投機的ノ暴利ヲ貪ラムトノ高低セムトスル毎ニ不安ノ景況ヲ呈シ屢次取引ノ澁滯ヲ見ルコトアリ。此ノ儘ニシテ推移セバ將來益〻其ノ弊ヲ增長スルハ疑ナキ所ニ有之候。

之ヲ要スルニ本島目下ノ狀態ハ守舊ノ風ニ富メル多數ノ島民ハ尙未ダ莅シク圓銀流通ノ不便ヲ覺ユルノ域ニ達セザルニ貿易關係ノ變遷ハ早ク既ニ現制改革ノ必要ニシテ且利益アルコトヲ示スニ至リタルモノニ有之候。併シ直ニ圓銀ノ通用ヲ禁止シ急速ニ純然タル金貨制度ト爲サムトスルトキハ獨リ政府ニ於テ交換基金等ノ準備ヲ要スルノミナラズ一時島民ノ不便モ亦尠カラズト被存候。仍テ大略左記ノ方法ニ依ルヲ得策ト認メ候。

（一）臺灣銀行法ヲ改正シ明治三十七年ヨリ新ニ一圓以上ノ金券ヲ發行セシメ從來ノ銀券ト引換ヲ爲サシムル。

（二）一圓銀貨ハ政府自ラ引換ヲ爲サズ臺灣銀行券ト共ニ當分ノ內公定相場ヲ以テ政府ノ公納ニ收納スル。

（三）他日政府ニ於テ一圓銀貨ヲ公納スルコトヲ止ムルニ至ル迄ノ期間ハ右ノ公定相場ニ依リ一圓銀貨及銀行券ヲ法貨トシテ流通セシム。

（四）政府ノ收納シタル一圓銀貨及銀行券ハ再ビ之ヲ拂出サズ。

（五）必要ニ應ジ時機ヲ見計ヒ一圓銀貨ノ輸入ヲ禁止ス。

（六）臺灣銀行金券ノ普及ヲ見計ヒ一圓銀貨及銀券ヲ公納ニ收納スルコトヲ止ム。

（七）人民相互ノ合意ニ依リ圓銀ヲ授受スルコトハ政府關涉セズ。

大體右ノ順序ニ依リ來三十七年以降約三箇年ヲ期シ改制ヲ完了スルノ方針ヲ以テ著手相成候ハバ本島既往ノ變遷ト現況トニ照シテ急激ニ失スルノ弊ヲ避ケ政府ニ於テモ格別ノ費用ト手數トヲ要セズ民間ニ於テモ一時ニ改制ノ影響ヲ感ズルコトナク極メテ圓滑ニ本島ノ幣制ヲ內地ト同一ナラシムルニ至ルヲ得ベク存候。而シテ一度改制セラレタル以上金貨制度ノ維持ニ付テハ金貨國ニ對シ常ニ輸出超過ノ傾向ヲ有スルノミナラズ將來少クトモ年々百五十萬圓內外ノ金ヲ產出スベキ見込アル本島ニ於テ格別ノ懸念無之儀ト存候。

右可然御詮議相成樣致度此段稟請候也。

事態既述の如くなるを以て、右の建議は遂に政府の認むる所となり、仍ち臺灣銀行法中銀券發行に關する諸條項を改正して、同行をして新たに金券を發行せしむることに決し、第十九回帝國議會に際し右に關する臺灣銀行法中改正法律案を提出することに內定したりしが、偶〻同議會は解散せられ、遂に其の實現を見るに至らずして止めり。然れども當時臺灣經濟界の實狀は來るべき臨時議會の開催を待つ能はざるものあり、一時律令の公布に依り同行をして金券の發行を斷行せしめ、以て當面の危機に備へんとするの議を生じ、明治三十七年一月二十一日臺灣總督府評議會は全會一致を以て之に關する律令案を可決するに至れり。之に對して總督府は寧ろ臨時議會の召集を待ちて臺灣銀行法中を改正し、然る後金券を發行せしむるを以て妥當なりと認め、右律令案の奏請は一時之を見合はせしが、其の後召集せられたる臨時議會は內閣の方針に依り時局關係以外の議案は一切之を提出せざることとなりしを以て、臺灣銀行法中改正の件も次期通常議會を待たざるべからざるに至れり。

然れども幣制改革は正に焦眉の急に在り、而も一面日露開戰の後銀價上騰の勢ありて、臺灣に金本位

制を施行することに依り生ずべき銀處分の問題の如きも、此の際有利に解決せらるべき事情ありしを以て、明治三十七年六月總督は律令第八號を公布し、臺灣銀行の金券發行を認むると同時に、同第九號を以て一圓銀貨の法貨たるを停め、公納のみに之を使用せしむる件を定めたり。銀行券に關する律令は後掲すべきを以て玆には之を省略し、第九號のみを掲ぐべし。

律令第九號（明治三十七年六月四日）

臺灣ニ於テ一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ハ時價ヲ以テ公納ニ使用スルコトヲ得但シ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ルヘシ

本令ハ明治三十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年律令第十九號ハ之ヲ廢止ス

斯くて臺灣に於ける金本位制施行の問題は、一時應急の處置として斷行せられしが、之れ固より未だ根本的なる改革にあらずして、臺灣銀行は依然として銀券の發行をも爲すことを得、又一圓銀貨は時價に依る公納を認められしのみならず、民間の流通も尚ほ從前の儘之を默認したり。而して斯かる過渡的便法は長く之を放置すべからざるを以て、明治三十九年二月法律第三號を以て臺灣銀行法を改正して銀券發行制を金券發行制に改むるに及び、同年六月律令第五號を以て前記律令第八號を廢止し、之と共に臺灣銀行は從來發行の銀券を回收し、又一圓銀貨を整理して、玆に名實具備せる金本位制の施行を期することとせり。

第二款　一圓銀貨の整理と貨幣法の實施

明治三十七年七月臺灣銀行の金券發行を機として、一圓銀貨は法貨たるの資格を失ひたるが、民間の通用は尚ほ自由に行はれ、銀券及金券と竝びて流通したり。其の後世界の銀價騰貴に依りて、一圓銀貨は續々海外に流出し、又臺灣銀行を經て內地に移出せられたる結果、明治四十年頃には一時島內市場に殆んど其の跡を絕つに至れり。然るに明治四十年十月以降銀價の暴落するや、圓銀は再び對岸地方より島內に流入し、之と共に香港銀の輸入を促し、爾來翌四十一年五月に至る迄銀貨の輸入超過額は三百餘萬圓に達し、之が爲に臺灣銀行券の發行流通を阻害するに至れり。卽ち臺灣銀行券流通高は明治四十年九月に於て平均九百六十餘萬圓なりしに、爾後漸次減少して翌四十一年五月には七百三十餘萬圓となり、延て臺灣の幣制は再び舊態に陷らんとするの虞れを生じたるを以て、總督府は應急の策として四十一年四月一日及び五月九日の二回に亘り、各廳に通達して嚴重なる取締を爲し、銀貨輸入者に對しては圓銀たると香港銀たるとを問はず總て之が輸入を抑止し、又茶商及糖商に對しては此等銀貨の授受を禁止したり。然れども斯かる行政的取締のみを以てしては其の目的を達すること能はざりしを以て、同年十月左の如く律令第十五號を公布して之が輸入を禁止するに至れり。

律令第十五號（明治四十一年十月二十日）

帝國貨幣ニ換算シテ百圓ヲ超過スル一圓銀貨幣及外國銀貨幣、三圓ヲ超過スル外國補助貨幣竝粗銀ノ移入及輸入ハ之ヲ禁止ス一圓銀貨幣及外國銀貨幣ニシテ通シテ百圓ヲ超過スルモノ亦同シ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年律令第五號及明治三十七年律令第五號ハ之ヲ廢止ス

（備　考）明治三十六年十月六日律令第五號は輸入粗銀の課稅に關する件、同三十七年四月五日律令第五號は外國補助貨幣

の輸入禁止に關する件なり。

之と同時に律令第十六號を以て明治三十七年律令第九號卽ち一圓銀貨の公納使用に關する律令を廢止し、更に律令第十七號を以て一圓銀貨の引換に關する件を定め、引換價格は總督府告示の公定相場に依るものとし、尋で同月臺灣總督府令第六十五號に依りて一圓銀貨の引換期限を明治四十二年四月三十日と定めたり。卽ち次の如し。

律令第十七號（明治四十一年十月二十日）

政府ハ時價ヲ以テ一圓銀貨幣ノ引換ヲ爲スヘシ但シ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ル

前項ノ引換期限ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府令第六十五號（明治四十一年十月二十四日）

明治四十一年律令第十七號ニ依ル一圓銀貨ノ引換ハ明治四十二年四月三十日限トス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

又右に續きて同月二十四日臺灣總督府告示第二十五號を以て、右一圓銀貨の引換場所を臺北本金庫竝に其の所屬支金庫と指定し、爾來積極的に圓銀の整理を行ひしが、之と共に、一方臺灣銀行の銀券整理も進行し、明治四十二年末に至りては銀券の流通殘高は二萬圓弱となり、又圓銀の現在高は約三百萬圓と認められ、而も其の大部分は島民の死藏する所と看做されたり。斯くして臺灣の通貨は今や臺灣銀行金券及內地通貨に限られ、一圓銀貨、外國貨幣等の流通は全く市場より其の跡を絶つに至りしを以て、政府は時機の到れるを認め、明治四十四年四月一日勅令第六十四號を以て同日より內地の貨幣法を臺灣に施行することとなし、茲に始めて完全なる金本位制、內臺共通の貨幣制度は布かるるに至れり。

第三節　臺灣銀行券

第一款　緒　言

明治三十年四月臺灣銀行法を發布し、臺灣銀行を創設せんとするや、政府は同行をして臺灣金融の中心機關たらしめ、兼ねて臺灣幣制の整備を圖らんことを期し、同行に對して五圓以上の無記名式一覽拂手形の發行を許すこととせり。今臺灣銀行法中無記名式一覽拂手形に關する條項を抄錄すれば左の如し。

臺灣銀行法（明治三十年三月三十日法律第三十八號）（抄錄）

第八條　臺灣銀行ハ五圓以上ノ無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ無記名式一覽拂ノ手形ノ所有者ハ臺灣銀行ノ財產ニ就キ先取特權ヲ有ス但シ其ノ順位ハ公課ノ次トス

第九條　臺灣銀行ハ無記名式一覽拂ノ手形發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ支拂準備ニ充ツヘシ

前項準備ニ依レル外無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行セムトスルトキハ五百萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣、

證券、兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ發行額ハ前項準備ニ依レル發行額ニ超過スルコトヲ得ス

市場ノ狀況ニ由リ前二項ノ外更ニ無記名式一覽拂ノ手形ノ發行ヲ必要トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第十條　臺灣銀行ヨリ發行スル無記名式一覽拂ノ手形ハ臺灣總督府管轄地方內ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得

第二十五條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

臺灣銀行ハ無記名式一覽拂手形ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第二十六條　臺灣銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ頭取若ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副頭取ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處シ其ノ事犯ニシテ副頭取理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副頭取理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

二　第九條ノ規定ニ反シ手形ヲ發行シタルトキ

斯くの如く當初臺灣銀行の發行券は額面五圓以上の金貨拂無記名式一覽拂手形とせられしが、其の後會〻商法の改正ありて一覽拂手形の發行には多少難點を生じたるのみならず、既述の如く由來臺灣に於ては愛銀の念强く、一般取引は皆銀を以てせらるるの實情に在りしを以て、旁〻政府は右金貨拂一覽拂手形に代へ券面金額を一圓以上とする銀行券を發行せしむることと爲し、同行の開業に先立ち明治三十二年三月臺灣銀行法中を改正して、之に關する規定を設けたり。卽ち左の如し。尙ほ第二十三條は一覽拂手形發行の特典濫用を豫防する爲に、明治三十一年六月法律第十七號を以て改正

せられしものなり。

法律第三十四號（明治三十二年三月一日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條　臺灣銀行ハ券面金額一圓銀貨一枚以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ銀行券ハ臺灣銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ一圓銀貨ト引換フルモノトス

但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條第十條第二十三條中「無記名式一覽拂ノ手形」第二十五條中「無記名式一覽拂手形」第二十六條中「手形」ヲ「銀行券」ニ改ム

然るに既述の如く明治三十五六年に至りて銀價の變動甚だしく、銀兌換の銀行券發行は臺灣銀行をして經營上危殆に瀕せしむるの虞れを生ずるに至りしを以て、同行は銀兌換を廢して金兌換の銀行券を發行せんことを欲し、三十六年八月當局に之を申請したり。而して其の必要は政府に於ても認むる所となり、右に關する法律案は一旦帝國議會に提出せられんとせしが、會〻議會解散の爲め提案に至らざりしを以て、臺灣總督は三十七年六月律令第八號を發布し、一時の便宜上銀券と竝びて金券を發行し得ることと改め、以て臺灣經濟界の機宜に應ぜしめたり。尋で明治三十九年一月政府は第二十二回帝國議會に右に關する臺灣銀行法中改正法律案を提出し、其の協贊を經て同年二月法律第三號を以て之を公布したるが、其の中銀行券に關する條項左の如し。

法律第三號（明治三十九年二月十七日）（抄錄）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「銀貨一枚」ヲ削リ第二項中「一圓銀貨」ヲ「金貨」ニ改ム

第九條第二項中但書ヲ削ル

附　則

本法施行前第八條ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ支店ニ於テ一圓銀貨ト引換フヘシ但シ臺灣總督ノ定ムル一圓銀貨ノ公納公定相場ニ依リ金貨又ハ本法ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

第九條ニ依ル銀行券ノ發行高ニハ本法施行前發行ノ銀行券ニシテ引換未濟ノモノヲ併算ス

右法律改正に伴ひ前記明治三十七年律令第八號は同年六月律令第五號を以て左の如く廢止せられたり。

律令第五號（明治三十九年六月九日）

明治三十七年律令第八號ハ之ヲ廢止ス但シ同律令ニ依リ既ニ發行シタル銀行券ニ付テハ此ノ限ニアラス

臺灣銀行法は其の後に於ても數次の改正を見たるが、此の內銀行券に關するものは明治四十三年四月法律第四十六號を以て保證準備制限額五百萬圓を一千萬圓に改め、大正七年四月法律第二十七號を以て、更に一千萬圓を二千萬圓に改めたること之にして、何れも臺灣經濟界の發展に伴ひ、其の改正を必要とせしに依るものなり。以上の改正を經たる臺灣銀行法中銀行券に關する條項を掲ぐれば左の如し。

臺灣銀行法（明治三十年三月三十日法律第三十八號）（抄錄）

第八條　臺灣銀行ハ券面金額一圓以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ銀行券ハ臺灣銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨ト引換フルモノトス

但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　臺灣銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ

前項準備ニ依レル外銀行券ヲ發行セムトスルトキハ二千萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣證券兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得

市場ノ狀況ニ依リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ必要トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣證券兌換銀行券又ハ確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第十條　臺灣銀行ヨリ發行スル銀行券ハ臺灣總督府管轄地方內ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得

第二十三條　主務大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ臺灣銀行ノ銀行券發行高（中略）ヲ制限スルコトヲ得

第二十五條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

臺灣銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第二十六條　臺灣銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ頭取若ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副頭取ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處シ其ノ事犯ニシテ副頭取理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副頭取理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

二　第九條ノ規定ニ反シ銀行券ヲ發行シタルトキ

附　則（明治三十九年法律第三號）

本法施行前第八條ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ支店ニ於テ一圓銀貨ト引換フヘシ但シ臺灣總督ノ定ムル一圓銀貨ノ公納公定相場ニ依リ金貨又ハ本法ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

第九條ニ依ル銀行券ノ發行高ニハ本法施行前發行ノ銀行券ニシテ引換未濟ノモノヲ併算ス

尙ほ臺灣銀行は南支方面に於て弗元兩計算の各種一覽拂手形を發行し來たれるが、此等は臺灣本土に於ける通貨にあらざるのみならず、別に第十一編銀行第九章臺灣銀行の部に於て詳述せるを以て、本編には之を省略す。

第二款　銀行券の發行

臺灣銀行は明治三十二年九月二十六日を以て營業を開始したるが、政府は開業に先ち二百萬圓（一圓銀貨二百十二萬七千六百五十九枚及補助貨五十四錢）を兌換準備として同行に無利子を以て貸付けしに因り玆に同行は開業三日にして同月二十九日より先づ一圓銀行券を發行し、尋いで同年十二月二十二日より五圓券を、翌三十三年十二月三日より五十圓券を、更に三十四年二月五日に至り十圓券を夫々發行したり。而して銀行券の始めて發行せらるるや、臺灣總督府は特に一般に諭告を發し、流通の圓滑を期したり。卽ち左の如し。

臺灣銀行券使用ノ件

株式會社臺灣銀行ハ特別ノ法律ニ依リ臺灣ノ爲特ニ設立セラレタル銀行ニシテ、政府ハ之ニ各種ノ特典ヲ賦與セリ。而シテ該銀行ハ本年九月二十六日ヲ以テ營業ヲ開始シ、一般銀行業務ノ外ニ本島ノ國庫金取扱ヲ命ゼラレタリ。抑該銀行ニ於テ發行スル銀行券ハ、法律ノ明文ヲ以テ政府ノ公納ニ用ユルコトヲ許サレ居ルモノニシテ、所持人ノ必要トスル場合ニ於テハ何時ニテモ同銀行ニ就キ壹圓銀貨ト交換スルヲ得ベシ。日常ノ取引ニ於テ銀貨ヲ使用スルハ携帶鑑識計算ノ不便ナル衆人ノ熟知スルトコロ、本券ハ此ノ不便ヲ救ヒ受授ノ敏速圓滑ヲ期センガ爲發行セラレタルモノナルヲ以テ、人民ニ於テモ聊カ疑念ナク使用スベキモノナリ。特ニ諭告ス。

次で明治三十三年七月に至り臺灣總督は律令第十三號を以て、臺灣銀行券の政府收納其の他一切の取引に無制限通用を公認し、且つ右銀行券の僞造變造等の犯罪處罰に關する件を左の如く公布したり。

律令第十三號（明治三十三年七月二十二日）

臺灣銀行ヨリ發行スル銀行券ハ租稅其他政府ノ收納金及一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス

前項銀行券ノ僞造變造及其取受行使ニ關スル犯罪ニ付テハ刑法第二編第四章第一節ノ規定ヲ準用ス

斯くて政府竝に臺灣銀行の努力に依りて銀行券は次第に信用を得、流通亦漸次普及し、從て其の發行高も次第に增加の勢を示せり。然るに明治三十三四年の交より銀價の變動漸く激しく、三十五六年に至りて特に其の甚しきを示し、爲に銀貨及銀行券の間に打歩を生じたり。此の結果一方に投機の具に供せらるること多かりしのみならず、銀行券の發行は著しく阻碍せられ、其の實蹟必ずしも良好とは言ふべからざるに至れり。玆に於て臺灣總督は既記の如く臺灣銀行の要請を容れ、銀券發行に代へて金券を發行せしむることとし、明治三十七年六月律令第八號を以て左の如く之を公布したり。

律令第八號（明治三十七年六月四日）

第一條　臺灣銀行ハ金貨ヲ以テ引換フヘキ券面金額一圓以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ銀行券ニ關シテハ臺灣銀行法ニ依リ發行スル銀行券ニ付キテハ臺灣銀行法ニ依リ發行スル銀行券ノ發行高ト併算シ其ノ引換ハ臺灣銀行本店及臺灣總督府管轄地方內ノ同行支店ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第二條　臺灣銀行法ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ臺灣總督府管轄地方內ノ同行支店ニ於テ臺灣總督ノ告示スル一圓銀貨ノ時價ニ依リ金貨又ハ本令ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

附　則

本令ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス

右律令の發布に伴ひ同月八日政府は特に臺灣銀行に對して左の如き命令を發し、從來發行の銀券の處置竝に金券發行に伴ふ金準備に關して違算なからしむると共に、總督府は又新金本位制の施行に當り、金券銀券竝に一圓銀貨等の使用に關し一般民衆に對して左の箇條書を公表して、民心の安定及取引の圓滑を期したり。

一、其行ニ於テ一旦金券ヲ發行シタル以後ハ、臺灣銀行法第八條ニ依ル銀行券ヲ新タニ發行スルコトヲ許サズ。漸次之ヲ回收シ終ルベシ。但シ本年十二月金券ノ製造完備スルトキマデハ、必要止ムヲ得サル場合ニ限リ、一時之ヲ發行スルモ妨ゲナシ。

二、其行銀行券ノ發行高ハ新舊兩種ヲ併セテ八百萬圓ヲ超過スベカラズ。

三、其行ニ於テ金券ヲ發行スルノ前、豫メ金貨百萬圓以上ノ準備ヲ設クベシ。

四、其行ニ於テハ常ニ金券ニ對スル正貨準備吸收ノ方法及之ガ流出豫防ノ方法ヲ豫メ調査シ、其方按ヲ申出ヅベシ。

五、右正貨ノ吸收維持ニツキテハ、日本銀行正貨準備ニ影響ヲ及ボサザル樣注意スベシ。

六、臺灣ノ產金ヲ吸收スルニハ日本銀行ト協議ヲ遂ゲ、互ニ競爭スルコトヲ避クベシ。

一般民衆への諭告

(一) 七月一日以後臺灣銀行より金券發行せらるべきも、臺灣銀行は現在の銀券をも發行する權あるを以て、當分は金券と併せて銀券をも發行すべし。其大なる理由は圓銀銀券は遂に回收し盡さるべきものなれども而も金券を發行するには相應の準備を要することなれば、一方に圓銀銀券を回收しながら、一方に金券發行の準備間に合はざるときは通貨缺乏を來すべきに在り。他の理由は變化甚だ急激に失すれば、土人間又は土人と內地人間の如き銀勘定の取引は、大打擊を蒙るためなり。卽ち七月一日以後金券發行さるると共に當分銀券も發行さるべく、實際百般取引に何等の不便起らざるべきなり。

(二) 七月一日以後圓銀は法貨たる資格なく、只公納に許されたるも、銀券は然らず現在のまま法貨なり。去れども法貨たると否とは法令上の論にて、實際民間に於ては圓銀を公納の價格にて從來通り流通すべし。臺灣銀行に於ても公納相場にて圓銀を收入に受入るる由なり。

(三) 公納とは租稅納付のみならず、一切の政府收納を含むべし。卽ち鐵道切符の賃錢を拂ふも郵便切手の代價を拂ふも醫院の藥價を拂ふも官有物拂下代を拂ふも皆公納と謂ふべし。銀行に於ても國庫金の收入に圓銀を公納價格にて收受する筈なりと云ふ。

(四) 臺灣銀行の發行する金券は數種ある由に聞きしが準備の都合ありて當分主に五圓金券を發行すべし。卽ち五圓以下の授受は銀券又は補助貨を以てせざるべからず。尤も圓銀は法貨ならねど差支なく流通すべきこと前陳の如し。

(五) 臺灣銀行にては銀勘定の預金は追て廢止するも、暫く從來のまま存すべし。然れども貸出金に就ては絕對に銀勘定を爲さざることとなるべし。

(六) 金券は銀券と同じく紙幣としては內地に通用するものにあらざれども手形として差支なく買入れらるべければ本島の金券を內地に携帶しても左しなる不便を感ずることなかるべし。

臺灣銀行金券は一圓、五圓、十圓の三種にして、一圓券は明治三十七年七月一日より、五圓券は同年八月二十六日より、十圓券は三十九年八月一日より夫々發行せられたり。而して從來の銀券は金券發行以後に於ても、尙ほ多少の發行を見たりしが、金券の製造續々成り、其の流通普及するに伴ひ漸次其の發行額を減じ、明治三十九年二月臺灣銀行法の改正あるに及び、爾後全く其の新規發行を停止し、既

發行のものは漸次之を回收することとせり。茲に於て明治三十七年中の平均發行高三百八十五萬九千餘圓に上りし銀券は、爾後急激に減少して四十一年には僅かに二萬六千餘圓となれり。而して既記の如く圓銀の整理も漸次進捗し、其の引換期限も四十二年四月三十日限りと定められしを以て之と引換へらるべき銀券も亦期限を定めて整理するの必要あるに至り、總督府は明治四十一年十二月律令第十九號を以て銀券の通用期限を同年末日限と爲し、尋いで翌四十二年三月に至り法律第一號を以て右銀券の引換期限を四十二年十二月三十一日限りと定めたり。此等兩法令の全文は左の如し。

律令第十九號（明治四十一年十二月二十五日）

臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ノ通用期限ハ明治四十一年十二月三十一日限トス

法律第一號（明治四十二年三月一日）

臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ヲ所持スルモノハ明治四十二年十二月三十一日迄ニ其ノ引換方ヲ臺灣銀行ニ請求スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ銀ノ時價ニ依リ金貨又ハ臺灣銀行ニ於テ現ニ發行スル銀行券ヲ以テ之ヲ引換フヘシ但シ銀ノ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くにして臺灣銀行發行の銀券は明治四十二年十二月末日を以て其の整理を完了したるが今該銀券の各年平均發行高及市場流通推定高を表示すれば左の如し。

臺灣銀行銀券每年平均發行高及市場流通高表

年次	發行高	市場流通高	年次	發行高	市場流通高
明治三十七年	三、八五九、四七四円	二、六七三、三一二円	明治四十年	三〇、四一六円	二七、四〇五円
同　三十八年	一、二二四、七八七	三一七、五六七	同　四十一年	二六、一七三	二二、六八六
同　三十九年	八四九、九七四	四六、六〇六	同　四十二年	二〇、〇一三	一九、九三一

（備　考）市場流通高は發行高より金庫在高を控除したるものとす。

臺灣銀行券の發行高は明治三十四五年迄は三四百萬圓に止まりしが、銀行券の信用增加及貨幣整理の進行に伴ひ漸次增加して、三十八九年には八九百萬圓より一千萬圓に上り、殊に三十九年九月には始めて六十七萬圓の制限外發行を見たり。爾後臺灣經濟界の發展と共に一路發行額の擴張を見明治四十年代より大正初期にかけては千萬圓乃至二千萬圓の間を上下し、此の間屢〻制限外發行を反覆したりしが、歐洲戰時の財界好況に際しては更に飛躍して三千萬圓乃至五千萬圓の間を上下し、大正七年には保證準備發行限度額を二千萬圓に增額したるに拘らず、尙ほ相繼ぐ制限外發行を見るに至れり。其の後大正九年の內地財界の反動の影響を承けて、一時銀行券の收縮行はれ、四千萬圓臺より三千萬圓臺に減少したるも、大正末年に於ては大體四五千萬圓に安定するの狀況を示し、而して昭和元年末の制限外發行高は七百十三萬一千餘圓なり。今各年の發行總額及期末現在額を表示すれば左の如し。

（一）臺灣銀行券發行高年期別表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
明治三二	—円	—円	二、四七〇、八二七円	一、八三四、九一七円	二、四七〇、八二七円
同　三三	一四、四九八、一二二	五、三九八、〇九四	二八、〇九二、七五六	三、六九〇、八九二	三七、一九二、七八四
同　三四	一九、六四五、八三一	三、六三七、九二〇	一七、三六二、一二三	二、九四三、七五一	三三、三七〇、〇三四
同　三五	二一、四九四、五〇六	四、二五八、七九三	一九、一五四、一八九	三、九七七、三四九	三六、三八九、九〇二
同　三六	二四、一五八、二五九	四、六五五、五二〇	二九、七〇〇、八四四	四、一六一、一六三	四九、二〇三、五八三
同　三七	三〇、六五九、〇九九	四、九七四、一三四	四〇、八四六、九三四	五、九〇一、二四五	六六、五三一、八九九
同　三八	三四、六三五、四六〇	七、八四七、六一三	二八、三五三、二五七	七、八一四、九七四	五五、一四一、一〇四
同　三九	三〇、六九三、四〇二	八、九五六、七〇八	三三、六五四、六八八	九、八八八、〇二〇	五五、三九一、三八二
同　四〇	四三、三八五、一〇〇	九、九八九、三九〇	三八、九〇八、二三〇	一〇、六三八、五〇二	七二、三〇三、九四〇
同　四一	四四、六五〇、一九二	八、四〇五、八九一	三八、二七六、四八一	九、七〇四、二一二	七四、五二〇、七八二
同　四二	四四、三四二、二七三	一二、八五二、八四六	五八、四五八、一八〇	一三、〇〇七、二三四	八九、九四七、六〇七
同　四三	七〇、九三五、二七〇	一五、九三四、〇一三	一〇五、六三九、〇五三	一六、〇四九、四一一	一六〇、六四〇、三一〇
同　四四	九二、九九五、九一一	一七、二七九、九八六	一〇二、九四〇、四八六	一九、三八一、九八九	一七八、六五六、四一一
大正元	九九、一九一、七六九	二〇、〇四七、三七六	九八、八八二、八七六	二〇、四一四、八五〇	一七八、〇二七、二六九
同　二	八八、九七〇、六五〇	一四、四七一、四七〇	八九、三九六、一〇七	一八、七八五、六〇八	一六三、八九五、二八七
同　三	七〇、二三三、三四〇	一四、〇二三、二五〇	七五、一〇三、三九〇	一四、二四七、八七六	一三一、三一三、四八〇
同　四	九一、五四〇、五三六	一四、三七八、一七七	九〇、五〇一、〇二七	一七、六一一、三一五	一六七、六六三、三八六
同　五	九四、五五八、二六五	一七、九六九、三〇五	九七、〇二三、〇六五	二五、四五一、六八八	一七三、六一二、〇二五
同　六	一一二、一八五、八五八	二六、八四一、一二〇	一一二、四五七、二二〇	三三、五一二、六六四	一九七、八〇一、九五八
同　七	一二四、四一六、四八一	三〇、二八三、〇二五	一二九、一九二、〇二五	四二、一〇八、一〇九	二二三、三二五、四八一
同　八	一四九、〇三六、〇〇九	四〇、二五〇、二三五	一七四、二三七、七三五	四九、六五三、九四一	二八三、〇二三、五〇九
同　九	一九八、五五一、九四一	四三、四四九、三四四	一九五、一五三、七四四	四〇、二四九、二一九	三五〇、二五六、三四一
同　一〇	一八二、二二八、三一九	三六、二七〇、四〇〇	一七四、四八九、四〇〇	四〇、九六三、七七九	三二〇、四四七、三一九
同　一一	一七六、四八四、四七七	三三、九九九、四九三	一九二、九四四、六九八	三四、二四四、〇一〇	三三五、四二九、六八二
同　一二	一八八、七七〇、三七八	三五、一七一、四一九	一九四、六三四、〇五四	三九、七〇二、九四九	三四八、二三三、〇一三
同　一三	一八五、四八六、四三〇	三七、七一七、七八五	二〇三、三七九、八六八	五一、二六〇、三一五	三五一、一四八、五一三
同　一四	一九三、〇二八、三〇四	四六、四一五、〇一七	二一八、三〇九、三七九	五三、一八六、二二二	三六四、九二二、六六六
昭和元	二〇八、八五四、三六二	四五、一五〇、六九九	二二九、九八五、九一九	四八、六四〇、一〇五	三九三、六八九、五八二

（備考）總發行高中には繰越高を含む。

（二）臺灣銀行券券面別發行高表

年末	一圓券	五圓券	十圓券	五十圓券	合計
明治三二	一、七〇九、六一七円	一二五、三〇〇円	—円	—円	一、八三四、九一七円
同　三三	一、〇八一、二七〇	二、三〇二、一二〇	—	二〇〇、〇〇〇	三、五八三、三九〇
同　三四	一、〇七〇、二九四	一、九八二、五三五	八八、一五〇	五八、七五〇	三、一九九、七二九
同　三五	一、三八八、四四六	三、〇八七、二四〇	五七六、六三〇	四六、八五〇	五、〇九九、一六六
同　三六	一、三三八、五八九	二、四八七、二一五	七五四、一一〇	四三、六〇〇	四、六二三、五一四
同　三七	一、九三一、〇一〇	三、七五八、五六五	一四六、七九四	六四、八七六	五、九〇一、二四五
同　三八	三、四五〇、三六九	三、六三七、八八五	三五三、四七〇	三七三、二五〇	七、八一四、九七四
同　三九	三、九三四、三二五	四、三六三、五六五	一、五八九、六八〇	四五〇	九、八八八、〇二〇
同　四〇	三、八二五、〇二二	四、八八五、八八五	一、九二七、四一九	一七六	一〇、六三八、五〇二
同　四一	三、一〇三、九三四	三、七九八、五五四	二、八〇一、六〇一	一二三	九、七〇四、二一二
同　四二	四、〇〇二、〇五四	五、三四四、五九〇	三、六六〇、五九〇	—	一三、〇〇七、二三四

明治四三	五、〇三六、四〇六	五、三四四、五三五	
同四四	五、五九四、九九九	七、〇一六、五〇〇	
大正元	五、四八二、七四〇	六、七一〇、四三〇	
同二	四、九二九、七八八	五、六二〇、七四〇	
同三	四、一四九、三六六	四、二二〇、〇三〇	
同四	四、八六三、九六五	五、六二一、七九〇	
同五	六、四二九、九六八	八、五四六、二二〇	
同六	八、五一八、七三九	九、八九七、四七五	

（備考）大正七年以降の調査を缺く。

（三）臺灣銀行券制限外發行認可調

認可年月日	發行期限	年利率	認可高	摘要
			千円	
明治三九、一〇、六	自十月末日 至十一月末日	五分	一、〇〇〇	四月十日以降發行
〃 四〇、二、一九	自三月末日 至六月末日	六分	二、〇〇〇	七月十日以降發行
〃 〃 六、二八	自七月末日 至十月末日	〃	二、五〇〇	
〃 〃 一〇、二八	自十一月末日 至三月末日	〃	三、〇〇〇	發行認可後對岸地方より著しき銀貨輸入あり、金融を攪亂せられし爲八月末日以降發行
〃 四一、三、三一	自四月末日 至九月末日	四月十五日より五分	三、〇〇〇	
〃 〃 一〇、二八	自十一月末日 至三月末日	〃	四、〇〇〇	一月十八日以降發行
〃 四二、一、一八	自一月十八日 至六月末日	五分	二、〇〇〇	
〃 〃 六、二六	自七月末日 至二月末日	〃	三、〇〇〇	
〃 四一、一二、二六	自十二月二十六日 至三月末日	〃	二、〇〇〇	明治四十三年四月保證準備發行制限額五百萬圓を千萬圓に增額す

〃 四五、九、九	自五月十日 至十月末日	〃	二、〇〇〇	糖米資金需要增加の爲五月末日三十四萬五千圓の超過發行高を見たるのみ
大正二、一二、二三	自十二月二十四日 至一月末日	六分	二、〇〇〇	
〃 五、五、二三	自五月二十三日 至一月末日	〃	二、〇〇〇	糖米資金需要增加の爲
〃 一一、二九	自十二月一日 至五月末日	〃	四、〇〇〇	增加發行、右同斷
〃 一二、二六	自十二月二十六日 至一月末日	〃	一、〇〇〇	
〃 六、一	自六月一日 至十月末日	〃	五、〇〇〇	製茶及第一期米資金需要增加の爲
〃 六、二九	自六月末日 至十一月末日	〃	五、〇〇〇	
〃 一一、三〇	自十二月一日 至五月末日	〃	五、〇〇〇	新舊季節決濟資金需要の爲
〃 一二、二九	自十二月二十四日 至二月十五日	〃	三、〇〇〇	右同斷
〃 七、一二、二七	自十二月二十七日 至一月十日	〃	三、〇〇〇	糖米資金需要增加及新舊季節決濟資金需要の爲（大正七年四月保證準備發行額千萬圓を二千萬圓に增額す）
〃 八、八、五	自八月五日 至十一月末日	〃	五、〇〇〇	製茶及第一期米移出に對する資金及舊盆季節決濟資金需要增加の爲
〃 八、八、五	自八月五日 至十一月末日	〃	五、〇〇〇	經濟界の膨脹、糖米資金、新舊季節決濟資金等需要の爲
〃 一一、二九	自十一月末日 至五月末日	七分	一〇、〇〇〇	
〃 一二、二七	自十二月二十七日 至二月末日	〃	五、〇〇〇	砂糖其他各種資金需要激增及新舊季節資金需要增加等の爲
〃 九、五、二六	自六月一日 至十一月末日	〃	五、〇〇〇	製茶及第一期米並國庫關係等に於て資金需要の爲
〃 一〇、一二、二一	自十二月二十二日 至二月末日	〃	五、〇〇〇	新舊季節及糖米資金需要に應へる爲
〃 一一、一二、一二	自十二月二十日 至二月末日	〃	五、〇〇〇	右同斷
〃 一二、一五	自五月十五日 至八月三十一日	〃	五、〇〇〇	新舊季節、米糖資金の需要增加及支那方面排日に因る預金減少、對岸各店保管銀準備減少の懸念ある爲
〃 八、二九	自九月末日 至一月末日	〃	五、〇〇〇	茶、果實、一期米等の輸出資金及製糖資金の需要旺盛なる爲
〃 九、七	自九月七日 至十月末日	〃	五、〇〇〇	大震災の結果內地金融界の動搖臺灣にも波及し、全島金融界の動搖の形勢あるに付、大正十二年九月一日認可の五百萬圓の外更に五百萬圓增加せるもの
〃 一一、一	自十一月一日 至二月末日	〃	一〇、〇〇〇	米糖資金、新舊歲末決濟資金及地方銀行に對する一時的貸出の爲
〃 一三、二、二六	自三月一日 至四月三十日	〃	五、〇〇〇	製糖資金需要の爲

大正一三年、五月、一日	自五月一日至八月末日	七分	五、〇〇〇千円	上半期末決濟資金需要の爲
〃〃 八、二三	自九月一日至九月末日	〃	五、〇〇〇	農產物の增收に伴ふ移出增加の爲
〃〃 九、二九	自十月一日至十月末日	〃	五、〇〇〇	右同斷
〃〃 一〇、二五	自十一月一日至十一月末日	〃	一〇、〇〇〇	月末決濟資金、二期米及製糖資金需要增加の爲
〃〃 一二、一	自十二月一日至翌一月末日	〃	一三、〇〇〇	米糖の增收と歲末決濟資金の需要增加の爲
〃〃 一二、一七	自十二月十七日至翌一月末日	〃	二、〇〇〇	增加發行、右同斷
〃 一四、一、二八	自二月一日至二月末日	〃	一二、〇〇〇	月末決濟資金需要增加の爲
〃〃 〃〃	自三月一日至三月末日	〃	八、〇〇〇	右同斷
〃〃 三、二七	自四月一日至四月末日	〃	八、〇〇〇	茶、芭蕉等の豐作に加ふるに金利高の爲內地送金激增竝銀預金減少等の爲
〃〃 〃〃	自五月一日至五月末日	〃	九、〇〇〇	右同斷
〃〃 五、三〇	自六月一日至六月末日	〃	九、〇〇〇	重要物產に對する需要增加竝新舊半期決濟資金需要增加の爲
〃〃 〃〃	自七月一日至七月末日	〃	一二、〇〇〇	右同斷
〃〃 七、二〇	自七月二十日至七月末日	〃	二、〇〇〇	增加發行、右同斷
〃〃 七、二九	自八月一日至八月末日	〃	一四、〇〇〇	六月初旬以降支那擾亂の影響に依り減少したる銀準備の補充行はれざると輸出資金需要增加の爲
〃〃 八、八	自八月九日至八月末日	〃	一、〇〇〇	增加發行、米輸移出資金需要增加の爲
〃〃 八、二九	自九月一日至九月末日	〃	一四、〇〇〇	農產物に伴ふ資金需要增加と回收速度の遲き爲
〃〃 九、二九	自十月一日至十月末日	〃	一一、〇〇〇	第二期米製糖資金需要增加の爲
〃〃 〃〃	自十一月一日至十一月末日	〃	一三、〇〇〇	右同斷
〃〃 一一、三〇	自十二月一日至十二月末日	〃	一六、〇〇〇	第二期米、製糖資金、歲末決濟資金需要增加の爲
〃〃 一二、二八	自一月一日至一月末日	〃	一二、〇〇〇	殘存米、糯米の移出資金の需要及銀準備減少見込の爲
〃 一五、一、二七	自二月一日至二月末日	〃	九、〇〇〇	米糖資金、舊曆歲末資金の需要增加及銀準備減少の見込の爲
〃〃 二、二	自二月二日至二月末日	〃	一、〇〇〇	增加發行、右同斷
〃〃 二、二六	自三月一日至三月末日	〃	八、〇〇〇	製糖資金需要增加の爲
〃〃 〃〃	自四月一日至四月末日	〃	九、〇〇〇	右同斷
〃〃 四、二八	自五月一日至五月末日	〃	六、〇〇〇	本島重要產物に對する資金、上半期末決濟資金及製糖資金需要增加の爲
〃〃 〃〃	自六月一日至六月末日	〃	七、〇〇〇	右同斷
〃〃 六、二九	自七月一日至七月末日	〃	八、〇〇〇	米、茶、芭蕉の實に對する資金及上半期末決濟資金需要增加の爲
〃〃 七、二九	自八月一日至八月末日	〃	八、〇〇〇	第一期米の移出其他芭蕉の實、茶等に對する資金需要增加の爲
〃〃 八、三〇	自九月一日至九月末日	〃	六、〇〇〇	茶、芭蕉の實等の輸出、移出及九月下旬納稅關係に依る資金需要の爲
〃〃 九、二九	自十月一日至十月末日	〃	一、〇〇〇	米の移出及製糖資金需要の增加の爲
〃〃 〃〃	自十一月一日至十一月末日	〃	二、〇〇〇	右同斷
〃〃 一一、二二	自十一月二十二日至十一月末日	〃	二、〇〇〇	右の外銀準備充用價格引下減少及準備の一般的減少見込の爲
〃〃 一一、二七	自十二月一日至十二月末日	十二月二十日より六分	九、〇〇〇	移出米、製糖、歲末決濟資金の需要、銀準備充用價格引下減少及一般的減少見込の爲
〃〃 一二、二三	自一月一日至二月末日	〃	一〇、〇〇〇	第二期本島米の移出、製糖及歲末資金需要增加の爲

第三款　準備及保證

臺灣銀行券の發行準備は日本銀行券及朝鮮銀行券と同じく正貨準備及保證準備の二者なるが、正貨準備としては發行額と同額の金銀貨及地金銀を以てすべく、而して銀券發行時代は其の兌換は專ら一圓銀貨を以てしたるが故に、其の準備も亦當初一圓銀貨を主としたり。即ち同行は明治三十二

年九月政府より金二百萬圓相當の圓銀を借入して之に充つると共に、更に島内に於て粗銀及無傷圓銀を買入れ、或は又時に應じて海外市場に銀貨及地銀を求むるの方法を講じ、他方拂下代金の國庫收納金及日々變動せる銀相場に對し適當の調節を行ひ、以て正貨準備の減少を防ぎたり。而して地銀に依る圓銀鑄造高に就ては明治三十三年八月政府に出願したるが、當時一圓銀貨は既に本邦の貨幣にあらざりしを以て、政府に於ては種々攻究の結果、必要に應じ臺灣銀行より臺灣總督府を經由して銀地金を大阪造幣局に輸納せしめ、同局に於て特に之を臺灣銀行券引換元圓銀として鑄造することせり。臺灣銀行より右鑄造の原料として造幣局に輸納したる銀の數量は合計二萬六千百二十貫匁餘に上り、之に依りて製造したる一圓銀貨は明治三十七年三月迄に三百九十五萬九千九百七十一枚なりしが、三十八年上半期中更に五萬三千四百七十三枚を鑄造しなるを以て、總計四百一萬三千四百四十四枚となれり。而して此の間一圓銀貨を以てする兌換は毎年百五十萬乃至二百萬圓の間にありたり。

之より先同行は臺灣の產金を一手に吸收し、主として日本銀行に供給する目的を以て、明治三十三年十月瑞芳鑛山及金瓜石鑛山、四十二年一月牡丹鑛山と資金の供給及產金の買收に關する契約を締結し、爾來右三金山に對して巨額の融通を爲し、以て其の業務の擴張に資したるが、就中日露戰役中は政府の方針に從ひて一層之が援助に努め、其の產金は同行自身の準備に充つるの外、更に之を日本銀行に供給し、以て該行兌換準備の補充を爲せり。尙ほ同行は右三金山に對し產金買收の契約を結ぶと同時に、他方本島人より砂金の買入を開始したるが、此の爲に同行は金銀分析所を設くることとしたり明治三十三年八月之が認可を得、大阪造幣局より技術者及職工を聘傭し、分析部を基隆出張所に設け

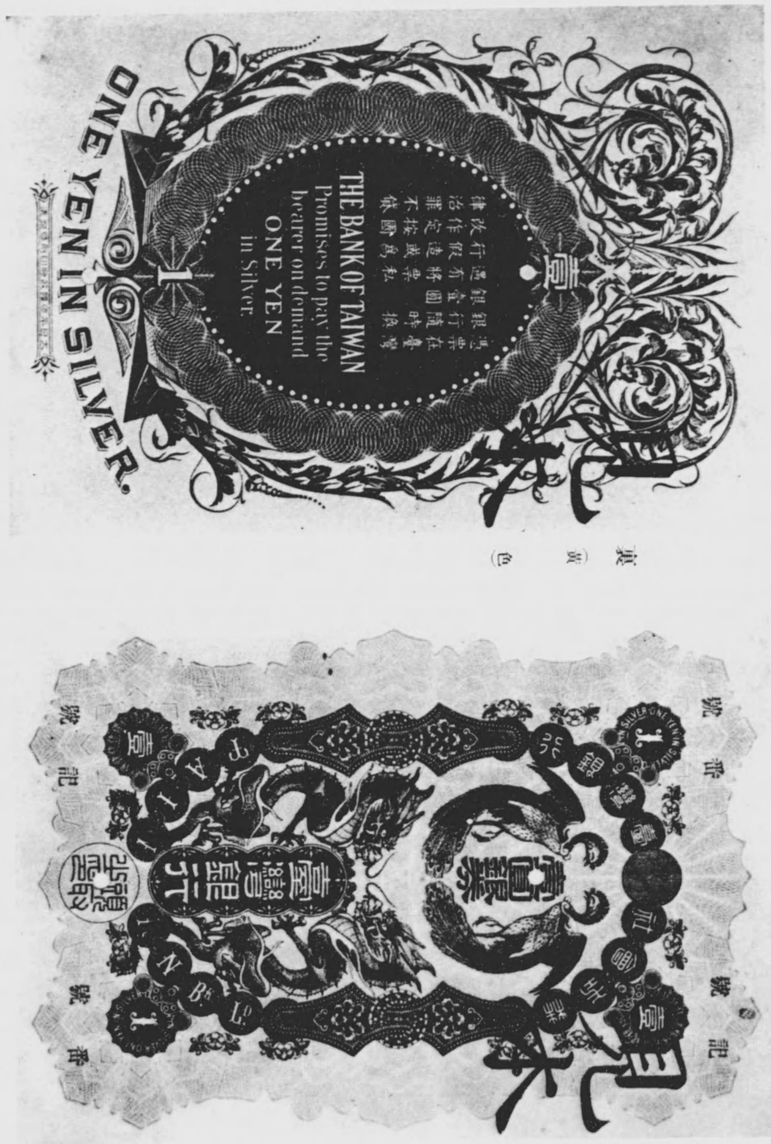

（五分の四縮圖）　券銀圓壹　行銀灣臺（第一寸三號）

表（白）

裏（白）

（二）臺灣銀行五圓銀券（縱五寸一分五厘 橫三寸四分五厘）

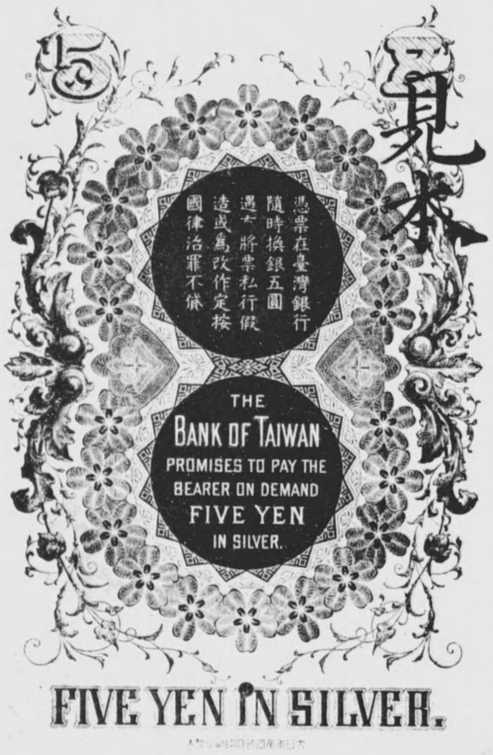

裏（帶紫淡黑色）

表（橙黃色）

（三）臺灣銀行拾圓銀券（縱五寸六分 橫三寸七分六厘）

裏（綠色）

表（青色）

（四）臺灣銀行五拾圓銀券（縱五寸九分 橫四寸五厘）

裏（青色）

表（橙黃色）

（五）臺灣銀行舊壹圓金券（縱四寸八分五厘 橫二寸八分五厘）

裏（淡黑紫色）

表（橙黃色）

（六）臺灣銀行舊五圓金券（縱五寸四分五厘 橫三寸三分五厘）

裏（橙黃色）

表（青色）

（七）臺灣銀行舊拾圓金券（縱五寸八分五厘 橫三寸六分二厘）

裏（綠色）

表（淡黑色）

（九）臺灣銀行改造五圓券（縱二寸八分五厘 橫四寸七分八厘）

表（色紅淡・黃橙）

裏（色紅淡）

（八）臺灣銀行改造壹圓券（縱二寸六分四厘 橫四寸四分一厘）

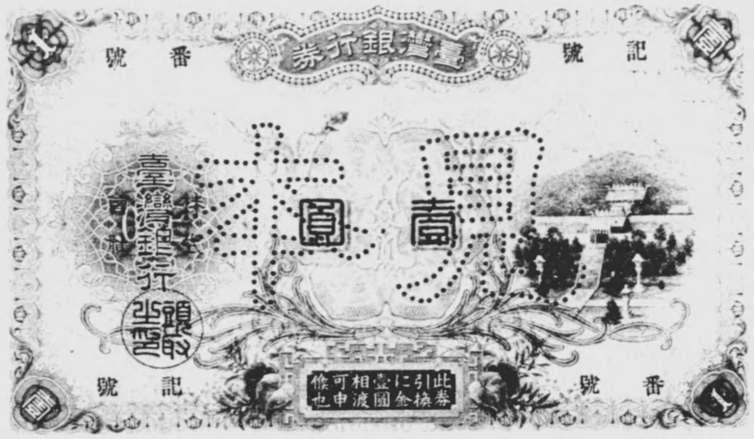

表（色綠紫暗）

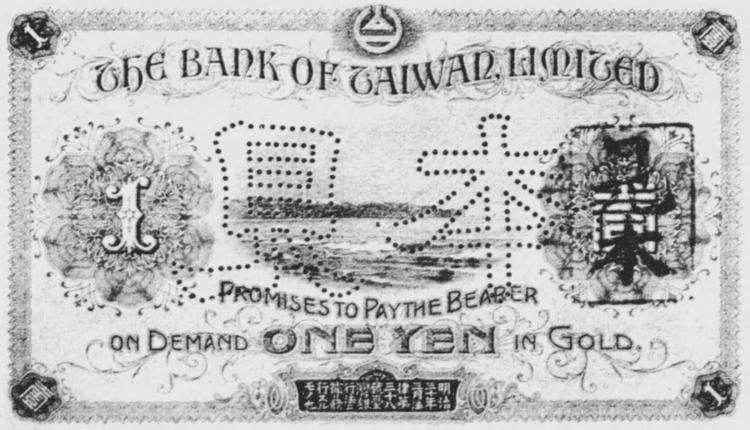

裏（色黃橙）

（一〇）臺灣銀行改造拾圓券（縱三寸一分三厘 橫五寸二分六厘）

表（暗紫褐色）

裏（綠色）

以て其の業務を開始したり。然るに本島内の產金減少竝に島内の地金消費增加と共に地金銀の輸納は漸減し、遂に全く杜絕するに至りしを以て、同所は四十一年六月限り廢止せられたり。

臺灣銀行券の正貨準備は右の如く主として本島内の產金を以て之に充つるの方針を採りしが、大正五年八月以來時局の影響を受け、其の對策上印度其の他に對する爲替調節の爲め、同行は米國より金貨を輸入したることありて爲に從來四五百萬圓臺に在りし正貨準備は爾後千四五百萬圓乃至二千萬圓に上り、大正末年には大體千五百萬圓内外を示せり。

次に保證準備に就て一言せんに、其の發行制限額は當初五百萬圓なりしが、明治四十三年四月一千萬圓に、更に大正七年四月二千萬圓に增額せられたり。保證準備の種類は、政府紙幣・政府證券・日本銀行券又は其の他確實なる證券若は商業手形にして、尙ほ市場の狀況に依り更に銀行券の增發を必要とする時は、主務大臣の認可を受け、右同樣の準備に依り、且つ年五分以下の發行稅を納付して制限外の發行を爲し得るものとす。

今臺灣銀行券の準備及保證額を表示すれば左の如し。

臺灣銀行券準備及保證別發行高表

年末	現發行高	正貨準備			保證準備			
		金貨及金地金	銀貨及銀地金	計	國債證券及證券	政府證券	商業手形	計
明治三二年	一、八三四、九一七円	—円	一、八三四、九一七円	一、八三四、九一七円	—円	—円	—円	—円
同 三三	三、五八三、三九〇	一、六六〇	二、〇七〇、二〇一	二、〇七一、八六一	—	一、五一一、五二九	—	一、五一一、五二九
同 三四	三、一九九、七二九	—	一、八二九、三五八	一、八二九、三五八	—	一、三七〇、三七一	—	一、三七〇、三七一
同 三五	五、〇九九、一六六	—	三、三五二、七一九	三、三五二、七一九	—	一、七四六、四四七	—	一、七四六、四四七

		円	円	円	円	円	円
明治三六年		四、六三三、五一四	二二三、二二三	二、二二九、三〇三	二、四四一、五二五	二、八一一、九八九	
同	三七	五、九〇二、二四五	二、一八八、四四一	八八六、四七四	三、〇七四、九一五	二、八一〇、三三〇	
同	三八	七、八一四、九七四	三、四六九、三四五	六五九、〇六三	四、二七一、二四五	一五六、六六六	
同	三九	九、八八八、〇一〇	四、九〇六、五六〇	一八八、五四九	五、〇七四、一〇九	一、二八七、四四〇	
同	四〇	一〇、六三八、五〇二 九八四、一四六	四、六六七、四五〇	三八六、九〇六	五、〇七四、三五六	一、〇四一、〇〇〇	
同	四一	九、七〇四、二二四 一三、〇〇七、二四四	四、六三三、〇五五	三八二、七三六	五、〇五五、七七一	一、三七七、五〇〇	
同	四二	二、三二一、四三五	四、九一七、八一二	七七七、九九八	五、六九五、八〇九	二、三五二、五〇〇	
同	四三	一六、〇四九、四四一	六、八六〇、八五五	三七一、〇一三	七、三五二、八六八	二、七六〇、〇〇〇	
同	四四	一九、三八一、九八六 四四七、一二九	五、三三三、八四五	三、四三〇、九四四	八、七三四、八一九	四、四〇〇、〇〇〇	
大正	元	二〇、四四四、八三〇 九六四、八三三	五、三六六、六三三	四、〇四三、三九四	九、四五〇、〇一七	三、二四七、八三五	
同	二	一八、七八五、六〇八 五六七、九七三	四、九二八、八五四	三、二九八、七四〇	八、三三七、六三五	四、〇〇〇、〇〇〇	
同	三	一四、二四七、八五五	四、三三九、二六八	二、九一一、六九三	五、〇四一、五一四	四、〇〇〇、〇〇〇	
同	四	一七、六一一、三一五	六、三七二、二四一	一、八〇三、二二四	五、〇四一、五一四	四、〇〇〇、〇〇〇	
同	五	二五、四五一、六八八 四四四八、五四六	八、八一九、一九二	二、一八三、九四三	九、四四八、五四六	四、〇〇〇、〇〇〇	
同	六	三三、五二二、六六四 六、三六五、八四四	一三、〇七四、八七一	四、〇七五、〇〇九	一三、〇〇〇、〇〇〇	一二、六〇〇、〇〇〇	
同	七	四三、一〇六、一〇九	二一、〇五六、一四九六	一、四〇二、七七六	一六、五四三、一三五	三、一〇五、七〇〇	
同	八	四九、六五五、九四一 七、二〇六、九二七	三〇、六六六、八〇	一、八三〇、八三四	一九、六四八、八三五	二四、八七七、九七一	
同	九	四〇、二四九、二三九	一九、七八、一〇〇	四、二七九、九七四	二七、二〇六、九二七	一五、六六一、〇四五	
同	一〇	四〇、八六三、七七〇 三、八〇八、四六七	三、七四四、八二	三、七七九、四八二	一六、五四八、九二七	二三、八〇九、四六七	
同	一一	三四、二四四、〇一〇 一、〇八三、〇一一	八、八五五、〇一九	四、三〇五、九七〇	二〇、六四七、一六九	一、〇〇〇、〇〇〇	
同	一二	三九、七〇一、九四九 六、一八三、九九	二一、二七〇、一四四	二、二四九、〇一六	二三、六四八、九五	一四、八一三、九二一	
同	一三	五三、一八六、二三三 一〇、七九六、七〇三	一四、九二六、六四六	一四、九二六、六四六	二三、九二六、五三四	一三、八四四、七九六	
同	一四	五三、一八六、二三三 一〇、七九六、七〇三	一四、九二六、六四六	一四、九二六、六四六	二三、九二六、五三四	一三、八四四、七九六	
昭和	元	四八、六四〇、一〇五 七、一三一、七五〇	一四、九二六、六四六	一四、九二六、六四六	二三、九二六、五三四	一三、八四四、七九六	

（備　考）△印は制限外發行高にして内書なり。

第七章　通貨の取締

一國の貨幣制度の完全なる運用を期せんが爲には、貨幣・銀行券等の僞造・變造及僞變造貨幣の行使を禁じ、此の種犯則者に對しては一定の刑罰を加へて、其の絶滅を圖るの必要あり。殊に明治初年舊幕府時代の幣制を承繼ぎ、雜然たる各種の貨幣と竝びて、新政府の各種紙幣流通したる時代に於ては通貨の贋造・僞造・變造頻りに行はれ、又各貨の公定比價に反して流通する等のことありし爲め、政府は屢〻法令を發布し、指令を發して其の取締を爲すの要ありたり。然れども我國貨幣制度の漸次統一せらるるに及び、各貨流通上價値の高下等のことなく、此の種取締の必要は消滅したれども、贋造・僞造・變造・模造等のことは仍ほ絶滅に至らず、稀には巧妙なる贋造貨紙幣の出現することあり、之が爲に政府は各種の法令を以て其の禁を勵行すると共に、行政權力を以て其の取締に當り居れり。今主要なる取締法規に就て之を述ぶべし。

第一　刑　法

明治初年政府は貨幣僞造の取締に就て屢〻法令を發したりしが、當時未だ貨幣制度の基礎確立せず國內の民心亦安定せざりしを以て、此の際特例を設け、明治二年五月以前の犯罪に係るものは、其の罪を赦免することとしたり(明治三年四月二十九日布告)。然れども將來の犯罪に對しては嚴刑を以て之に酬ゆることとし、三年七月府藩縣に令して、犯罪を發見せば卽決處分の上、刑部省へ届出づべきものとし、其の刑罰は重きものは梟斬に處することと定めたり。同年十二月新律綱領の公布せらるるや、詐

僞律中に僞造贋貨の項目を設けたれども、罰則に關し刑部省と太政官との意見一致せざりし爲め、該條は姑く空白とし、依然三年七月の規定を襲用することと爲せしが、六年六月に至り改定律例の制定あるに及び、貨幣僞造罪に關する從來の規定を改め、大に其の刑を輕減し、且つ地方官の卽決處斷を廢したり。其の後明治十三年七月刑法を定むるに及び、第二編公益に關する重輕罪中、第四章信用を害する罪第一節貨幣を僞造する罪として、第百八十二條より第百九十三條に至る十二箇條を以て、貨幣の僞造・變造及其の行使竝に僞造・變造貨幣の輸入取受の行爲に對し、嚴密なる規定を設け、內國貨幣のみならず、內國通用の外國貨幣に對する所爲も亦同じく處罰することとし、明治十五年一月一日より之を施行したり。

明治四十年四月法律第四十五號を以て第三回の刑法改正あり、新法第十六章に通貨僞造の罪を規定し、第百四十八條乃至第百五十三條を以て之に充て、四十一年十月一日より之を施行したり。今同法の規定を抄錄すれば左の如し。

刑　法(明治四十年四月二十四日法律第四十五號)(抄錄)

第一條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ。

帝國外ニ在ル帝國船舶內ニ於テ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

四　第百四十八條ノ罪及其未遂罪

第十六章　通貨僞造ノ罪

第百四十八條　行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ僞造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

僞造變造ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百四十九條　行使ノ目的ヲ以テ內國ニ流通スル外國ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ僞造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

僞造變造ノ外國ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百五十條　行使ノ目的ヲ以テ僞造變造ノ貨幣、又ハ銀行券ヲ收得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百五十一條　前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十二條　貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其僞造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

第百五十三條　貨幣紙幣又ハ銀行券ノ僞造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二　通貨及證券模造取締法

通貨の僞造變造取締に關しては刑法に正條あり、又通貨を鎔解毀損し流通を阻害するの行爲は明治十一年布告第二號を以て之を禁止せりと雖も、世上仍ほ通貨に紛はしき外觀を有するものを製造し、又は販賣して通貨流通上の信用を害すること大なるものあり。而して此等の處爲たる其の目的又は疑似の程度の異なる爲め刑法の正條と相當らざるものあるを以て、特に之に關する取締法を設くるの必要を認め、明治二十八年四月法律第二十八號を以て通貨及證券模造取締法を制定したり。

即ち左の如し。

通貨及證券模造取締法（明治二十八年四月五日法律第二十八號）

第一條　貨幣、政府發行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、國債證券及地方債證券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

第二條　前條ニ違反シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三條　第一條ニ揭ケタル物件ハ刑法ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス警察官ニ於テ之ヲ破毀スヘシ

第四條　第一條ニ揭ケタル物件ニハ明治九年布告第五十七號ヲ適用ス

第三　紙幣類似證券取締法

國立銀行條例の施行時代は紙幣の發行は政府の特許を受けしもの以外は、之を禁ぜられしが、國立銀行の消滅と共に同條例も死法と化したる結果、地方の小銀行等に於ては小切手等の名稱の下に、一定の金額を表示する證券を發行し、恰も兌換券の如く市場に流通せしむるもの尠からざりき。而して之が弊漸く甚しく、而も之を取締るべき法令を缺くの狀態なりしを以て、政府は明治三十九年三月紙幣類似證券取締法案を第二十二回帝國議會に提出したり。而して紙幣と之に類似の證券卽ち小切手其の他各種手形の區別は甚だ微妙なるのみならず、此等の發行を絕對的に嚴禁する時は一般商業の發展を阻害するの虞れなきにあらざるを以て、其の發行及流通は主務大臣の裁量に依り適宜之を禁止し得るものとしたり。本法案は原案の儘議會の可決する所となりしを以て、同年五月法律第五十一號を以て左の如く公布せられたり。

紙幣類似證券取締法（明治三十九年五月八日法律第五十一號）

第一條　一樣ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多數ニ發行シタル證券ニシテ紙幣類似ノ作用ヲ爲スモノト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ其ノ發行及流通ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ一樣ノ價格ヲ表示シテ物品ノ給付ヲ約束スル證券ニ付之ヲ準用ス

第二條　前條ニ依リ證券ノ發行及流通ヲ禁止シタルトキハ主務大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ公告ス

禁止ノ公告後ニ發行シ又ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル證券ハ無效トス

第三條　禁止ニ違反シテ證券ヲ發行シ又ハ其ノ證券ヲ授受シタル者ハ一年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ證券ヲ沒收ス

禁止ニ違反シテ證券ヲ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第四條　禁止ノ公告後ニ發行シ又ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル證券ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

第四　外國通貨の僞造變造取締に關する法令

以上の取締法規は內國通貨及內國通用の外國通貨に關するものなるが、國際間の交通貿易盛となるに及び、中には外國に通用する外國貨紙幣の僞造を爲し、之を輸出若くは行使する者あるに至れり。然るに我刑法其の他の法規に於ては之を取締るべき正條を缺くを以て、之に對しても別に取締法規を設くるの必要を生じたり。而して最初に發布せられたるは、明治三十五年十一月勅令第二百五十六號の韓國通用の白銅貨僞造變造取締に關するものにして、蓋し當時邦人中此の種の犯罪者續出せしに由れり。其の條文左の如し。

勅令第二百五十六號（明治三十五年十一月七日）

第一條　韓國通用ノ白銅貨ハ之ヲ僞造又ハ變造スルコトヲ得ス

第二條　僞造又ハ變造ノ韓國通用白銅貨ハ之ヲ帝國ヨリ輸出シ若ハ韓國ニ輸入シ又ハ之ヲ行使シ若ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ收得スルコトヲ得ス

第三條　第一條及第二條ニ違反シタル者及第一條ノ僞造又ハ變造ノ目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ製造シ又ハ之ヲ帝國ヨリ輸出シ若ハ外國ヨリ輸入シタル者ハ一年以下ノ重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ明治三十五年十一月七日ヨリ之ヲ施行ス

然るに其の後邦人にして刑法の正條なきを奇貨として、外國主として韓國に流通する紙幣、銀行券等を僞造する者漸く增加し、內外國人の非難攻擊を招致するに至り、國交上或は通商上直接間接の障害を齎すの虞れなきにあらざりしを以て、政府は其の取締規則を制定することとし、三十六年四月勅令第七十三號を以て之を公布したり。卽ち左の如し。

勅令第七十三號（明治三十六年四月十三日）

第一條　外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣又ハ銀行券ハ之ヲ僞造又ハ變造スルコトヲ得ス

第二條　僞造又ハ變造シタル外國流通ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ハ之ヲ帝國ヨリ輸出シ若ハ外國ニ輸入シ又ハ之ヲ行使シ若ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ收得スルコトヲ得ス

第三條　第一條及第二條ニ違反シタル者及第一條ノ僞造又ハ變造ノ目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ製造シ又ハ之ヲ帝國ヨリ輸出シ若ハ外國ヨリ輸入シタル者ハ一年以下ノ重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ明治三十六年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第二百五十六號ハ之ヲ廢止ス

然るに右勅令發布後の狀況を見るに、僞造變造の犯罪者は依然跡を絕たざるのみならず、却て增加するの傾向を示したるが、其の原因の一は、所定の刑罰の輕重權衡宜しきを得ず、又法規の不備に基くものありと認められたり。此の種の犯罪の續出は帝國の威信を傷け、重大なる不利益を齎すべきの